

平成15年度

横浜商科大学の現状と課題

自己点検・評価報告書【第Ⅱ回】

横浜商科大学

目 次

第1編 教育研究専門部会	3
第2編 法人専門部会	31
第3編 大学事務専門部会	45
第4編 図書館専門部会	93
第5編 地域産業研究所専門部会	117
第6編 その他	125

第 1 編 教育研究専門部会

平成15年度

横浜商科大学

自己点検・自己評価報告書

学校法人 横浜商科大学
自己点検・評価委員会
教育研究専門部会

目 次

1. 教育内容・方法と条件整備	6
2. 履修指導	9
3. 授業の評価	10
4. 学生の受け入れ	12
5. 教育研究のための人的体制	19
6. 教育活動と研究体制の整備	19
7. 施設・設備等	26
8. 社会貢献	27
9. 学生生活への配慮	28

まえがき

本報告書は、本学が実施する自己点検・自己評価委員会 教育研究専門部会による第2回目の報告書である。

第1回目において、当部会は教育・研究活動に関係すると思われる事項を網羅し、それぞれについて、評価時点における本学が抱える問題点を指摘している。

その点に鑑み、第2回目の中間報告に当たっては、第1回目に指摘された問題点を考慮しながら、本学の教育研究領域における、必ずしもすべての事項にわたって同一のスタイルがとれたわけではないが、それぞれの関連事項について＜現状＞、＜点検・評価＞、＜改善の方策の指摘＞というスタイルでまとめた。

報告に必要な資料等は、本報告書作成時に添付する。

平成16年5月

横浜浜商科大学自己点検・自己評価委員会 教育研究専門部会

1. 教育内容・方法と条件整備

<現状の説明>

1) 教育課程編成の要点

現行カリキュラムは、いわゆる大学設置基準の大綱化に基づき、教養教育を重視しながら、商学部としての商学専門教育を重視することを目的として編成されている。

本学は、商学科、貿易・観光学科、経営情報学科の3学科から構成されている単科大学である。従って商学部としての共通性と各学科としての特徴を、専門教育に関してどのようにバランスよく教育しうるかを考慮した編成が試みられている。その観点から、大きくは2つの分野に分けられれている。一つは学科共通科目であり、一つは学科対象科目である。

①学科共通科目

学科共通科目は、人間社会における政治、経済、法律、社会、文化、情報、自然環境、言語、健康等生活に関わる、各学科に共通した隣接科目群を配している。そこでは、我々が社会生活を営む上でもっとも基礎となる言語、健康に関する内容を含む基礎科目群、人文科学、社会科学、自然科学分野にわたる豊かな教養をにつけるための共通科目群を設け、幅広い、豊かな教養を身につけられるように配慮している。

①学科対象科目

学科共通科目は、各学科に固有の科目群であり、専門科目として各学科にとって基本的な科目である基本科目群、各学科の専門性をより豊に形成するための関連科目群からなっている。

(上記学科共通科目、学科対象科目における関連は、「履修要覧・講義要項」P1を参照)

2) 単位・履修・成績について

①単位の計算基準

- i) 講義・演習については、毎週1時間15週をもって、1単位とする。
- ii) 実験、実習、実技等の授業については、毎週3時間15週をもって1単位とする。

②卒業単位数および各学年で履修できる単位数

卒業に必要な単位数は、124単位である。

また、履修した科目を十分修得できるようにするため、各学年で履修できる単位数を1年次～3年次にあつては40単位、4年次にあつては50単位としている。

③授業科目と修得単位数

学科共通科目と学科関連科目における単位配分は、教養としての知識、専門知識をバランスよく修得できるように、ほぼ同単位を修得するようにしている。

学科共通科目 60単位以上
学科関連科目 64単位以上である。

④成績評価

成績評価は、各履修科目について、3分の2以上の出席を要し、原則として年2回の定期試験によるが、授業等における平常点、レポート等の成績を加味する場合もある。

成績は以下の基準によって評価している。

秀	100点～90点	(合格)
優	89点～80点	(合格)
良	79点～70点	(合格)
可	69点～60点	(合格)
不可	60点未満	(不合格)

3) カリキュラム編成上の特徴

①基礎ゼミ

大学生活への適応を図ることを目的に、1年次において少人数による基礎ゼミを必修科目として配置している。ここでは、大学生活への適応―生活面における相談、個別指導等の生活指導も念頭に置きながら、文章の読解力、表現能力の涵養をめざしている。教養科目担当者を中心に、その専門性を生かしながらかゼミ形式で専門教育への基礎を形成しようとして設けられている。

どのゼミを履修するかは、シラバスを基に、学生の希望により選択可能にしている。

②語学教育（英語）における能力別クラス編成

国際社会におけるコミュニケーションを重要視し、英語教育を充実させるため、学生の語学力のレベルを測り、2段階の能力別クラスを編成し、能力にあった教育を実施している。

④海外研修

異文化理解、国際理解を目的として、夏期休暇を利用して、アメリカ合衆国、中国の2地域において、海外研修を約3週間にわたって実施している。

この研修は、本学が協定している、下記に大学において行われている。

アメリカ合衆国	ピッツバーグ大学ブラッドフォード校
中国	北京第二外国語学院（大学）

4) 単位互換制度

他大学等との単位互換制度は、平成13年度から開始されている。

現在単位互換制度により協定を結んでいる大学は、

①横浜市内大学互換履修制度に基づく大学

- ②放送大学
- ③札幌国際大学
- ④名桜大学（沖縄県）

5) 高一大一貫教育への取り組み

横浜商科大学高等学校における観光学科と本学における貿易・観光学科のうち観光専攻分野について高一大一貫教育が実施されている。教育内容については高等学校と本学において観光専門科目を担当する教員との間で、定期的に協議し、一貫した教育をめざしている。

<点検・評価、長所と問題点>

①カリキュラムについて

- i) カリキュラムの編成について、いわゆる大学設置基準の大綱化を契機に、従来の教養、専門という枠組みを廃そうとの試みではあったが、それまでの科目群を現行の枠組みの中に組み替えたとの観は否めない。教養科目と専門科目の統合ではなく、並列の状態が続いている。
- ii) 専門科目において、科目の新設において、従来の科目の改廃が考慮されていない。科学の進歩に応じて、専門内容の再構築がなされているはずであるが、配当科目から、その変化が読み取れない。また、そのため設置科目数が増加しており、有効な学習計画が立ち難くなっている。

②英語学習について

能力別クラスを設け、能力にあった教育は、有意義であると思われる。一方において、各クラスとも、到達目標が明確になっていない。教師個々人の中にそれぞれの目標があるのだろうが、大学としての到達目標を明確にする必要がある。

③海外研修について

海外研修の場を設けることは、国際理解や異文化理解にとって有効な手段であると思われる。多くの学生が参加することが望まれるが、例年参加学生の募集に苦慮している。理由の一つは、一般的な海外渡航が比較的安価であることと比較して、参加費が高い点が上げられる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

学生の学力低下が問題になっている中で、従来のカリキュラムでは学生の理解を高めることは困難である。その場合一般的に論じられるのは、基礎学力であるが、基礎とは何かが、なにをもって基礎とするかが十分議論されているとはいえない。また、どの目標を定めるかの議論も必要である。と同時に高いレベルの科学を身につけさせたい。そのためにはカリキュラム改革が必要である。その際には、

- i) 必要な基礎学力の内容についての検討が必要である。
- ii) 理解を深めるためには、実践的な視点を加味した教育内容。
- iii) 学問体系を超えた、総合的な学習内容。

iv) より精選された科目群の編成等を考慮する必要がある。

2. 履修指導

<現状の説明>

1) カリキュラムを学生に周知徹底し、学習を促すための方法

学生に対する履修指導は以下のように行っている。

- ①オリエンテーション期間中(1週間程度)に、建学理念とそれに基づく教育目標、カリキュラム等の説明がなされ、学科別・学年別オリエンテーションが実施されている。
- ②履修申請期限までは事務局によって履修相談コーナーが設けられ、学生個々の履修相談に応じている。
- ③成績不振者については、教務委員会主体で別に面談日を設け、履修相談・指導に当たっている。
- ④教員等によるアドバイザーを設け、就学上の相談にのるようにしている。

<点検・評価、長所・問題点>

比較的懇切丁寧な履修指導を試みているが、成績不振者の減少がみられないことは、上記試みのみでは履修指導が十分ではないことが伺われる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

従来の試みを継続すると共に、以下の点を考慮する必要がある。

- ①カリキュラムの改革
- ②補講等の実施
- ③教育方法の検討(FDの視点)

2) 授業内容、計画の公開

学生の履修を効果的に進めるため、平成6年度より学生の学習計画の立案に参考になるように講義要項にシラバスを加えている。

<点検・評価、長所・問題点>

シラバスは、学習計画をたてる際において意味があるものである。しかし、学生がシラバスをよく読み、科目を選択する際に利用したり、学習計画の参考にしているかどうかについては、疑わしい。

<将来の改善・改革に向けた方策>

シラバスの毎講義時間の内容が目次的である。毎週の各時間の講義内容のおおまかな内容が記述されていると、履修計画を立てるため判断の資料として有効である。例えば、当該授業内容に含まれるキーワードを数個ずつ加える等。

3) 授業形態

授業は教育目標に応じた多様な授業形態がとられている。

- ①言語能力、哲学的・人間的・比較文化論的教養、専門知識、課題解決能力開発のため、1年次に「基礎ゼミⅠ」(必修)、3、4年次に「演習Ⅰ,Ⅱ」(選択)が、「対話・討論型」授業として置かれていた。
- ②大半の授業は講義形式型である。
- ③社会人を活用し、実社会における実践的な問題を考える「社会人活用講座」を設けている。

<点検・評価、長所・問題点>

- ①選択科目において(特に同一科目を複数の教員が担当)、受講学生数に極端なアンバランスが生じている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

より実践的な視点、能力を育成するためのインターンシップの導入を検討する価値がある。

また、「トップセミナー」(経営者を招聘)などの新しい形を検討すべきである。

受講者数のアンバランスに関して、教員側の問題として、教員の資質、教育と研究とのバランス、教育目標の合意、教授法の開発、授業内容、水準の設定、単位認定の比率、授業評価の観点から検討する必要がある。

コンピュータ関係等実習を含む科目においては、学習、教育、教育環境の観点から、受講者数を適正規模に保つ必要がある。必要に応じてクラスを増やす事によって対応する。

選択科目においては、学習、教育、教育環境の観点から、受講者数を適正規模に保つ必要がある。この場合、受講者数制限によって対応することも考慮してもよい。少なくとも、講堂を使用した講義はやめるべきである。

3. 授業の評価

平成14年度から、全科目を対象(演習除く)にして、学生による授業評価を実施している。方法は、後期最終授業時間に、授業開始直後の30分間あるいは授業終了前の30分間を使い、平成14年度は事務職員の手で、平成15年度は各授業担当教員の手でアンケート用紙を配布・回収することによって実施した。

<点検・評価、長所・問題点>

授業は、目標、内容、方法に関する「仮説の創造と検証の過程」であり、学生にとっても、教師にとってもより良い授業創造のための試みとして、続けることが必要である。

一方において、評価項目、評価方法、利用方法等についての問題があり、議論が必要である。

たとえば、実施時期が年1回で良いのか、学生の解答内容に問題があるのではないのか、評価項目はこれで良いのか等の検討が必要である等々。

<将来の改善・改革に向けた方策>

授業評価の改善点については、いくつかの点が考えられる。

①前期、後期の2回実施する

②毎年行う必要がないのではないかな。

③FDの内容を検討し、教員同士による授業検討が必要ではないかな。

等

4. 学生の受け入れ

1) 入学者選抜方法

<現状の説明>

本学における入学者選抜制度は、次の八つの方法に区分されている。

- ① 一般入試—大学入試センター試験利用選抜入試を含む
- ② 特別選抜—スポーツ特別選抜入試を含む
- ③ 推薦入試
- ④ 特殊選抜（社会人入試）
- ⑤ 帰国生徒入試—中国引揚者等子女を含む
- ⑥ 外国人留学生入試
- ⑦ 編入学入試—社会人編入学入試を含む
- ⑧ 聴講生選考—科目等履修生選考を含む

① 一般入試—大学入試センター試験利用選抜入試を含む

筆記試験を課すいわゆる一般入試には、本学独自で問題を作成し試験を行う前期日程と後期日程の2つの入試と、大学入試センター試験を利用する入試とがある。いずれの試験も主に筆記試験の得点合計によって合否を判定することとしている。

入試問題の作成と採点は「横浜商科大学入学試験管理・運営規則」に基づき設置された「入試管理委員会」の指導のもと実施されている。入試問題の実際の作成は「入試問題作成・編集委員会」が年一回組織されて行っている。

(i) 前期日程は、一日一学科の割合で、三日間で三学科の入試が行われる。試験科目は三学科とも英語と国語であり、試験範囲は英語Ⅰ・Ⅱと国語Ⅰ・Ⅱ（古文・漢文を除く）であり、試験時間は一科目60分である。これに書類審査が加わって選考が行われる。

(ii) 後期日程は、一日に三学科の入試が共通問題で行われる。試験科目、試験範囲、試験時間、書類審査は前期日程に同じである。

(iii) 大学入試センター試験利用選抜の試験科目は三学科とも国語（国語Ⅰ、国語Ⅰ・Ⅱから1科目、近代以降の文章のみ）と外国語（英語）であり、これに書類審査が加わる。本学独自の試験は課していない。

② 特別選抜

本学が指定した高等学校の学校長や本学出身教員の推薦に基づき以下三種類の特別選抜入試が実施されている。少子化にともなう受験生減少傾向のなかで、重要な試験形態となっている。

また文武両道の精神に基づき、大学のイメージ向上を目的として、スポーツ特別選抜入試も実施されている。

(i) 指定校入試

a. 指定校—特別選抜者入試

商業などの学習に対する能力・適正・意欲・関心など多角的見地から優れた学生を確保するために、商業関係学科（商業科・情報処理科・会計科・貿易科・流通経済科・観光科）を置く全日制商業高等学校と全日制普通高等学校に対し指定を行い、一校につき1～2名

の校長推薦の3年次在籍生徒を選抜している。本学の特待生出身高校も指定校と見なされる。対象地域は、商業高校は関東甲信越、福島県、静岡県であり、普通高校と観光教育実施高校は全国である。試験は書類審査と面接である。

b. 横浜商科大学高等学校―特別選抜者入試

本学と横浜商科大学高等学校との関係を深めるために、本学入学を強く希望する優れた生徒に対し、成績の評定平均値2.7以上で3年次在籍という条件で特別選抜者入試を行っている。受験生の急激な減少傾向にあって、本学の安定した志願者層を形成している。試験は書類審査と面接である。

c. 卒業生在勤高等学校―特別選抜者入試

本学卒業生が専任教員として勤務する高等学校から優れた学生を確保するため、特別選抜者入試を行っている。卒業生の細やかな目で判断された優秀な生徒が推薦されることが多い。本学出身者が1名在職するときは、全日制高等学校3年次在籍生徒1～2名が、2名以上在職のときは3名以内が、推薦可能。試験は書類審査と面接である。

(ii) スポーツ特別選抜入試

指導体制が整った、対外試合実績のある体育系各部に入部希望の受験生に対し、毎年50名以内を限度にスポーツ特別選抜入試が行われている。当該年度卒業見込みで、勉学の意欲を持ち、成績の評定平均は2.7以上で、スポーツ面での実績を持つ生徒が対象である。試験は面接である。他の推薦入学の合格者とは別枠で可否を判定する。

③ 推薦入試

3年次在籍で当該年度の高等学校卒業見込みがあり、学習成績の評定平均値が3.2以上の生徒、および評定平均値3.2以上で所定の各種試験に合格した生徒は推薦入試を受験できる。試験は書類審査、筆記試験、面接である。

④ 特殊選抜（社会人入試）―留学生試験（一般校と協定指定校）を含む

勉学意欲の旺盛な社会人に、特別の入試方法により大学教育の門戸を開き、生涯教育に資することを目的としている。23歳以上で、5年以上の社会人経験を有する者を対象に、書類審査、筆記試験（論文）、面接で試験する。

また留学生と北京第二外語学院の学生に本学の学生となる道が講じられている。

⑤ 帰国生徒入試―中国引揚者等子女を含む

外国の高等学校に2年以上継続して在籍し卒業した、帰国後1年以内の生徒に対し、書類審査、筆記試験、面接を施し試験するもの。

中国引揚者等子女で、当該国学校教育12年過程修了者は、帰国生徒入試を受験可能とする。

⑥ 外国人留学生入試

外国の通常過程による12年の学校教育を終了した生徒、日本の高等学校に準じる在外教育施設の当該過程を卒業した生徒が、受験できる入試である。書類審査、筆記試験、面接で試験する。

⑦ 編入学入試—社会人編入学入試を含む

第2学年以上に編入を希望する者に対し、編入試験、指定校編入学試験、社会人編入学試験が行われている。

(i) 編入学試験

4年制大学に2年以上在籍し、所定の単位を修得した学生、短期大学ないし高等専門学校を卒業ないし卒業見込みの学生に対し実施される。試験は筆記試験（英語と論文）、面接である。

(ii) 指定校編入学試験

編入学試験とは別途に、本学志向の強い優秀な学生を確保するために実施されている。書類審査（「志願理由書」を含む）、面接で試験する。

(iii) 社会人編入学試験

3年以上の社会人経験を有する、入学時に23歳以上の者で、4年制大学で2年以上の課程を終了者、短期大学ないし高等専門学校卒業者等に対し実施されている。試験は書類審査、筆記試験（論文）である。

⑧ 聴講生選考—科目等履修生選考を含む

授業科目中1科目ないし数科目の聴講を希望する者に、他の学生の学習に支障のない限り、聴講生ないし科目等履修生として受講が可能である。

(i) 聴講生選考

書類審査と面接で試験を行う。外国人志願者は筆記による日本語試験がある。

(ii) 科目等履修生選考

学位授与機構で学位を取得したい科目等履修生希望者は、書類審査、筆記試験、面接による選考を行う。筆記試験は免除されることもある。

<点検・評価・長所と問題点>

入学者選抜実施体制については「横浜商科大学入学試験管理・運営規則」のもとに入試管理委員会が設けられ、適切かつ合理的に選抜がなされている。そして適性を持ったより優秀な学生に入学してもらうために、入学試験が行われていることは他大学と変わらないであろう。

また私学として存続するためには、一定数以上の志願者数を確保せねばならない。こうした観点から、18歳人口の急減に備え、従来から様々な制度改革を行ってきたが、全体としての志願者の確保という点においては、一定の効果をあげてきたと言えよう。

しかしその結果として、入試実施体系が複雑化しすぎたとも言えよう。多様な方法で選抜された学生の間には、基礎学力の大きなバラツキがあるし、ときには学生としての適性を欠いた学生が入学してしまったというようなことも数は少ないがある。こうした現象は入学後の教育に種々の困難を生じさせている。

したがって今後の問題としては、①入学者の基礎学力のバラツキの平準化、②さらに減少する受験生をいかに確保するかという問題、③入試実施体系の合理化と公平化、④入試問題の改善、といったことが問題となるであろう。

また特に留学生に関しては、英語の試験が大なり小なり行われているが、彼らにとって

は日本語が第一外国語であり、本学学生にとって第二外国語が選択になっている現状と比較すると、留学生には英語の入学試験は必要ないのではないか。

<将来の改善・改革に向けた方策>

① 入学者の基礎学力の平準化

高校の学習内容の補習システム構築と基礎学力のグレード判定試験の準備が必要となる。補習は、一般教育系と専門系の教員が平等に対処すべきである。一般教育には独自の理念があり、専門教育には独自の目的があり、それらの理念や目的は基礎学力とは一応別のものだから、両系統が協力して基礎学力の平準化に対処すべきだからである。また実情に応じて、商大高校や予備校の講師にもお願いしてもよいのではないか。

また推薦入試や特別選抜などの科目受験が免除された受験生にも、合格後すぐにグレード判定試験を受けさせ、入学後の教育に備えるべきであろう。

② さらに減少する受験生をいかに確保するか

この問題は教学と宣伝の問題でもあり、また大学経営の問題でもある。設備、立地、宣伝、企業との協力、就職など大学が独自の方針を強力に推し進めることが重要と思える。そして受験生にアピールするような横浜商科大学の強力な顔を作ることが緊急ではないだろうか。しかし入試に限っても改革できる点は改良すべきである。

この点は③、④にも関わってくる。またAO入試なども検討すべきであろう。

③ 入試体系の合理化と公平化

きめ細かく種々の受験生に対応することは重要であるから、入試体系が複雑化することはやむを得ぬことであろうが、入試選抜方法の共通形式化や入試問題の形式の共通化と備蓄をもってそうした複雑化にも対処できるのではないか。

入試選抜方法はより公平で解りやすいものにして行かねばならないであろう。様々な入試の実施に即応できるような入試専門対策機関が必要かもしれない。

④ 入試問題の改善

入試問題には多くの改善が必要であろう。まず、受験生の現実の質に合った、しかも大学入試にふさわしい問題への切り替えが大切である。いたずらに高度な試験制度の形式をまねたりするのは受験生の嫌気をさそうであろう。

また、TOEFL、TOEICなどの受験者は一定の得点のもとで英語受験を免除してもよいであろう。

さらに、現在主流のコンピューター採点問題の弊害も考慮されるべきであり、受験生が記憶に頼らず自分の頭で考えるような問題形式による入試も考えねばならないであろう。論述能力を判定したり、長文の英語を辞書を使用しながら訳すような試験は、その受験生の学習能力や思考能力までも判定できる試験となろう。現在の一般選抜に加えて、そうした受験日を一口設けるのも、今後の受験形式の先駆となるのではないか。

現在の試験問題は出題者の個性が強くなりすぎ、年度によって程度のバラツキが多すぎるようでもある。各受験科目の基礎問題は10年分くらい先までの備蓄をし、毎年よく検討し、バラツキの少ない出題をすることが望ましい。

さらに最近の学生の基礎学力の低下に対しては、国語と英語に加え、入社試験なみの総合問題を一科目として課することも大切ではないか。または総合問題に英語、国語まで含

め、国語、英語は論述問題を課することもできよう。

また入学後のグレード判定試験も複数準備し、基礎学力のないものは卒業させないくらいの体制を作る必要があるかもしれない。また入社試験準備も学生にとっては必要となろう。「入試問題・グレード判定試験・入社試験対策機関」を設け対処すべきではないか。

⑤ 留学生に関しては英語の試験を行わず、入学後も日本語の学習をもって第一外国語の学習とする必要があろう。

2) 入学者収容定員と在籍学生数

<現状の説明>

平成15年度10月1日現在の入学者収容状況と在籍学生数は[表4-5]、[4-6]のとおりである。

[表4-5]、[表4-6]を差し支えない範囲で添付。[表4-7]も添付。

経営の健全性の確保と、大学としての教育研究の質的向上との、均衡を図るべく努力しているが、入学者数、収容数とも定員数を大きく上回っている。

<点検・評価・長所と問題点>

本学においては、経営上の要請から、入学者数の超過はやむを得ない状況にあるが、なるべく早く適切な入学者収容定員と在籍学生数に収める必要がある。

<将来の改善・改革に向けた方策>

上記目標のため、経営状況の改善を待ち、経営者と話し合いながら入学者収容定員と在籍学生数の是正化に努めるべきであろう。また当面の対策として、学生数に見合った教員数を適切な方法で確保することと、グレード判定テスト施行による学生の基礎能力の維持向上、高校レベルの補習授業の実施があろう。

3) 委員会組織

<現状の説明>

本学には、入学試験の管理・運営を行うための横浜商科大学入学試験管理・運営規則のもとに入試管理委員会があり、この委員会は次の事項を掌理している。

- ① 入試における選考制度に関する事項
- ② 入試期日、入試施行場所等に関する事項
- ③ 入試科目に関する事項
- ④ 入試問題の出題に関する事項
- ⑤ 作問・採点委員に関する事項
- ⑥ 入試施行に関する事項
- ⑦ 入試受験者の入学許可に関する事項
- ⑧ 管轄官庁との関係に関する事項
- ⑨ 入試事務に関する事項
- ⑩ その他入試に関する重要な事項

＜点検・評価・長所と問題点＞

入試の種類や施行回数がそれほど多くはなかった時期には、上記入試委員会で入試に十分対応できたし、必要な学生数確保に効果をあげてきたと言えよう。

しかし、入試種類の多様化と施行回数の増加という現状において、従来の組織で充分と言えるかは疑問である。入試問題の作成・編集は担当教員に相当の負担をかけるため、予備校に作問を依頼する大学も増えている。しかし、本学に相応しい問題や今後の入試問題はいかにあるべきかという観点からは、そうした傾向は望ましくはない。また情報伝達手段の変化による受験生の感覚や質の変化にも、受験問題は変化して対応すべきであろう。

受験生の確保という命題は私学にとってはアキレス腱でもあり、様々な形態の入試が増加せざるを得ないが、これを「入試の種類整理」や「同種の問題の多様な入試形式への適用と備蓄」といった形で整理して行くことは可能であろう。また入学後の学生の能力のバラツキにどう対処し、効果的な教育を施し、卒業時の能力をある一定水準に保つのか、入社試験への対策は、という観点からも種々の試験問題の整理・備蓄は必須であろう。

したがって、入試を一年ごとの行事として考えるのではなく、学生在学4年間に渡る事業と考えるならば、また種々の試験形式の開発という観点からは、現状の組織だけでは不十分である。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

現在の組織とは別個に、「入学試験・グレード判定試験・入社試験対策機関」の設置が望まれる。この組織は、現状にあった入試の種類と形式の検討、入試問題作成と編集、入試問題とグレード判定試験と入社準備試験の備蓄を目的とするものとなり、ほぼ専従の職員からなるのが望ましい。

4) 募集広告活動

＜現状の説明＞

入試管理委員会のもとで担当者が募集広報を行っている。その主な活動は、次のとおりである。

① 相談会への参加

神奈川県大学入試広報連絡会および受験関連企業が催す相談会へ参加し、受験生・保護者・高等学校教諭への広報・説明を行っている。

平成15年度実績

(東京都)	新宿NSビル
(神奈川県)	横浜そごう新都市ホール×7回、パンフィック横浜アネックスホール
(静岡県)	ツメンメッセ静岡×2回
(山梨県)	ベルクラシック甲府
(長野県)	ホテルメトロポリタン長野

② 高等学校での大学説明会

高等学校の要請により、受験関連企業が催し、本学から高校などへ入試担当職員を派遣し、説明会を実施している。参加は主として県下の高校が対象となるが、指定校等に該当する高校であれば遠方でも参加している。参加数は例年約50校。

③ 高等学校訪問

5月から7月にかけて入試管理委員長、入試管理副委員長、入試担当職員が指定校訪問を実施している。訪問高校数は例年約170校。

④ 指定校入試説明会

指定校教諭を対象として説明会を実施している。学部・学科の紹介、指定校制度に関する説明、入試制度に関する説明、学生生活に関する説明等を行っている。

平成15年度実績で、商人高校対象×4回、在勤校対象×2回、一般指定校対象×6回。

⑤ オープンキャンパスの開催

高等学校の生徒およびその保護者、教諭を対象にオープンキャンパス（学内見学会）を実施している。内容はおよそ次のようである。

(i) 学部学科の紹介 (ii) 入試に関する説明 (iii) 学科別模擬講義
(iv) 学内見学 (v) 学食試食 (vi) 就職説明 (vii) 在学生による個別相談

⑥ 募集広告掲載

毎年、受験雑誌および新聞等に募集広告を掲載し、高校訪問時と受験関連企業に依頼してオープンキャンパスの広告ポスターを高校等に掲示している。

平成15年度実績。新聞に約16回、受験雑誌に約10回、ポスター2種類約1,000枚。

⑦ 大学広告および情報発信

大学の所在地、設置学部・各種イベント等本学の情報を受験生および不特定多数に向けて広報している。

平成15年度実績。電車（中吊り等）4回、バス4路線、電柱30本、京浜急行時刻表2回、FMラジオ放送24回、大学紹介CD-ROM作成、大学案内作成、大学グッズの無料配布実施。

<点検・評価、長所と問題点>

相談会、高等学校説明会、高等学校訪問、指定校入試説明会、オープンキャンパスなどの機会を利用し、神奈川県、東京都、静岡県などの多くの受験生に情報提供し受験生獲得に努めているが、どの程度有効なのか客観的評価がまだ不十分である。現状の方法を点検するとともに新しい募集広報活動を検討する必要がある。

<将来の改善・改革に向けた方策>

横浜という立地条件を生かした、教学・実習と広報が一体になった施設の設置などの検討が望まれる。

5. 教育研究のための人的体制

1) 教員組織

<現状の説明>

教員は、表（ ）に示すとおり配置されている。また、学生数は表（ ）のとおりである。専任教員数は学生数と比べ十分とはいえないが、教育上の必要を満たすために非常勤教員を配当することにより、全体として一定の教育研究水準を確保するよう努めている。1年次に配当されている基礎ゼミは担当者によって受け持つ学生数は異なるが、30人～40人の学生を抱えるクラスもある。専門科目としての3、4年次のゼミは、開講ゼミ数が相対的に少なく、少なくない受講希望者が受講できない現状がある。

<点検・評価、長所と問題点>

非常勤教員を当てて授業に支障の起こらないような配慮はされているが、専任教員の数不足は授業時間にかぎらず行われる教育活動全般のことを考えると改善されるべきである。1基礎ゼミ当たりの学生数は多くとも20人程度に抑えるべきである。また、より多くの3、4年生がゼミを受講できるような体制をつくるべきである。

<将来の改善・改革に向けた方策>

この二、三年のうちに、少なくとも60人の専任教員とすることが、学長方針として明らかにされている。基礎ゼミは、一般教育科目担当者は全員、専門科目担当者は希望者のみの担当となっているが、今後検討する余地がある。3、4年のゼミを担当する教員は専任教員でなければならないのか、あるいは、一般教育科目担当者でも担当できるとしている現状の中で、その担当を教員の希望制にしていることなど、検討していくことが必要ではないか。

2) 教員の任免・昇格に対する基準・手続き、教育研究活動の評価

<現状の説明>

教員の任免・昇格については、「商学部教育職員選考規定」に基づき、本学教授による書類審査及び人事委員会による審査・選考を経て決定されている。以前から学内公募が実施されていたが、今年度より一般公募制を実施することになっている。

<点検・評価、長所と問題点>

採用・昇格の選考は、選考規定に基づいて厳正・公正を期しているが、研究・教育実績の評価に関して、特に具体的な基準は設けていない。

<将来の改善・改革に向けた方策>

採用・昇格についてのある程度具体的な基準を検討していく必要がある。

6. 教育活動と研究体制の整備

1) 活性度を検証するためのシステム

(i) 研究報告書の刊行

<現状の説明>

本学では、定期学術刊行物として「横浜商大論集」（年2回）、不定期刊行物として「横浜商大紀要」を刊行している。これには専任教員のほか、会費を納入する非常勤教員その他も研究成果を公表できる。これらの刊行物は、国内の研究機関、図書館を中心として、〇〇〇箇所を送付されている。

<点検・評価、長所と問題点>

定期的に刊行される「商大論集」は、投稿数が必ずしも多くなく、発行の遅延あるいは合併号の刊行となったことがあった。大学関係の紀要・論集の評価は一部の領域を除いて低下しているともいわれるが、分量や形式など比較的自由に投稿できるものである点は長所ともいえるのであるから、研究報告の内容によっては貴重な発表の場といえよう。ただし、審査制度がないので、内容の質をどう保っていけるかが課題である。

<将来の改善・改革に向けた方策>

年2回発行されるそのどちらかには、専任教員が学外の学術雑誌に発表した論文目録を収録していくことも、「教員の業績一覧」が数年おきの刊行であることを考慮すると、検討してよい点であろう。

(ii) 横浜商科大学「教員の研究業績一覧」

<現状の説明>

本学教員による研究の成果を公表するため、専任教員のこれまで発表した著書・論文等が一覧できる「教員の研究業績一覧」を2003年3月にはじめて刊行した。今後も継続していくことになっている。

<点検・評価・長所と問題点>

所管の事務部門が設置されていないため、内容・発行期間などに体系化されていないところがある。

<将来の改善・改革に向けた方策>

当該事務部門を設置すべきである。また、何年ごとに刊行するという点なども決めておくべきであろう。

(iii) 研究所の活動

<現状の説明>

本学は「地域産業研究所」を設けている。この研究所は当初、横浜市西口周辺の商業開発にかかわる受託研究を中心に、その活動を開始された。しかしながら、4～5年前から、専ら学生のための各種資格取得講座の運営がその中心となっている。

<点検・評価、長所と問題点>

学生の各種資格取得を支援する学内組織と責任体制が明確でないという学内事情もある

うが、そのような活動に力を注ぐあまり、地域産業研究所の本来的な活動がなされていない。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

地域産業研究所は、自ら地域に貢献しうる研究プロジェクトを立て、それを推進する大きな力になるよう、まず数年間を見越した研究活動計画、あるいは研究支援計画を立てるべきであろう。

4) 科学研究費採択状況

＜現状の説明＞

応募者数が極めて少ない。

＜点検・評価・長所と問題点＞

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

研究活動の活性化を図る中で、学外研究費取得の一層の拡大を講ずる必要がある。

5) 受託研究、奨学寄附金等の受け入れ状況

＜現状の説明＞

大学として委嘱される研究、あるいは研究奨励のための寄附金を受納した実績は、この数年ない。教員個人では数名のものが研究委託金・助成金を受けて研究を行っているものと思われるが、2000年以降では2件、これまで受託研究をおこなったことのある教員は6人程度である。

＜点検・評価、長所と問題点＞

受託件数、受託研究を利用している教員は必ずしも多くはない。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

開かれた大学を目指し、産・学共同研究の道を拡大する必要がある。

6) 教員の所属する学協会の調査

＜現状の説明＞

教員の所属する学協会の調査

ア. 商学系教員

社会経済史学会、社会経済史学会、日本経済政策学会、公共選択学会、金融学会、証券学会、日本財政学会、土地制度史学会、日本地方財政学会、日本商品学会、日本広告学会、日本商業学会、日本経営学会、日本マーケティング学会、現代経営学研究学会、日本消費経済学会、日本物流学会、日本システム監査学会、日本ロジスティクスシステム学会、日本歴史学会、日本史研究会、信濃史学会、歴史学研究会、

地方史研究協議会、史学会、関東近世史研究会、歴史人類学会、

イ. 経営・情報系教員

日本経営学会、日本経営教育学会、経営史学会、社会経済史学会、Academy Management、組織学会、日本ベンチャー学会、日本ベンチャービジネス学会、実践経営学会、日本労務学会、経営哲学学会、租税法学会、日本税法学会、税務会計研究学会、日本会計研究学会、日本原価計算研究学会、日本管理会計学会、米国会計学会、日本監査研究学会、日本会計史学会、経営教育学会、経営情報学会、日本経営システム学会、日本経営工学会、日本社会心理学会、日本都市計画学会、日本物流学会、日本商業学会、情報処理学会、電子情報通信学会、LA シンポジウム、オフィスオートメーション学会、日本セキュリティマネジメント学会、日本オペレーションズ・リサーチ学会、日本社会情報学会、日本経営数学学会、システム監査学会、景気循環学会、エントロピー学会、国際シミュレーション学会、ラテンアメリカ学会、日本私法学会、民事訴訟法学会、日米法学会、比較法学会、日本工業所有権法学会、

ウ. 貿易・観光系教員

日本貿易学会、日本商業学会、日本国際経済学会、日本組織学会、日本経営学会、国際経済学会、経済理論学会、日本 EU 学会、国際経済研究会、信用理論研究学会、日本商業英語学会、アジア市場経済学会、国際商取引学会、International Marketing & Purchasing、日本観光研究学会、総合観光学会、日本国際観光学会、観光ホスピタリティ教育学会、日本ホスピタリティ学会、日本国際政治学会、中国語学会、International Council on Hotel, Restaurant and Institutional Education、

エ. 一般教育系（自然科学、健康科学グループ）

水産海洋学会、日本海洋学会、日本水産学会、American Geophysical Union、日本体育学会、日本体力医学会、日本生理人類学会、日本スポーツ史学会、日本体操学会、日本運動・スポーツ科学学会、

オ. 一般教育系（歴史・社会・文化科学グループ）

地方史研究協議会、日本史研究会、歴史科学協議会、歴史学研究会、日本心理学会、日本教育心理学会、日本心理臨床学会、日本催眠医学心理学会、日本労務学会、極地方式研究会、比較民族学会、日本オセアニア学会、日本西洋史学会、地中海学会、現代史研究会、スペイン史学会、スペイン現代史学会

カ. 一般教育系（言語グループ）

日本英文学会、日本 T.S.エリオット協会、比較思想学会、日本独文学会、日本語教育学会、宮沢賢治学会、世界文学会、大学英語教育学会、野村英米文学研究会、英米文化学会、日本フランス語フランス文学会、

<点検・評価、長所と問題点>

学会に所属していない（正確には、「所属している」という報告がない）教員が 1 名いる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

現状では特に問題はない。

7) 活性化の状況

(i) 学会発表等および海外派遣

<現状の説明>

海外での国際会議・学会等での発表件数を「教員の研究業績一覧」でみると、最近 10 年間では 18 件、そのうち 2000 年までの 5 年間に限定すると 15 件である。同じく、この 10 年間で本学の教員が執筆した外国語による論文は 17 件で、そのうち 13 件が 2000 年までの 5 年間に発表されている。

国内外研究員制度があり、ほぼ毎年 1 名が 1 年間海外に滞在して研究をおこなっている。

<点検・評価、長所と問題点>

国内外研究員制度は教員の研究援助として重要な役割を果たしている。しかし、1 年に 1 名の枠に関して、あるいは 1 年間の派遣のみである点を改善してほしいとの教員の声がある。

本学における現行の制度枠でほとんど利用されていないものに、提携校への出張がある。これは上にあげた国内外研究員制度とは別に活用されるべきであるが、通年の授業形態がその活用を妨げているという事情もある。

<将来の改善・改革に向けた方策>

国内外研究員制度の活用、提携校との交流を促進するような学内事情の改善が望まれる。

(ii) 学内での学会等の開催

<現状の説明>

毎年、二、三の学会が学内で開かれている。

<点検・評価、長所と問題点>

学会がどの場所で開かれるかは、会場自体の特長によるところもあるが、一般には地の利や持ち回りといった便宜的な理由によるところが大きい。しかし、結果として、他学会に属する教員や学生が参加できる機会を与えている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

現状に問題はないと考えられる。

(iii) 学外（他大学、地域社会）との共同研究

<現状の説明>

横浜地区には、「横浜六大学連合」があつて、商学、経営学系の教員が年一回のシンポジウムを開催している。ただし、意図的な共同研究というわけではない。基本的に、学外との共同研究は、各教員の研究事情によっている。「業績報告」によれば、多くの教員が、学外者との共同研究をおこなっている。

<点検・評価、長所と問題点>

現在まで学内における組織的な学術研究が行われたことはないが、それを発案し、推進していく組織が今のところないといえる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

地域産業研究所などがその可能性を検討する必要がある。

(iv) 外国人研究者の受け入れ

<現状の説明>

北京第二外国語学院(中国)、the University of Pittsburgh at Bradford (UPB、米国)、Montray (米国)との協定があり、また、申請があれば、非協定校からの学者・研究者の受け入れをおこなっている。北京第二外国語学院からは、例年2名の教員が本学に派遣されている。また、UPBからはこれまで、3名の教員が派遣された。それ以外の例では、過去1名、チェコスロバキアの研究者を受け入れたことがある。さらに、来年度はノーベル賞(経済)受賞者・マンデル氏を招聘したシンポジウムが本学主催で開催されることが決まっている。

<点検・評価、長所と問題点>

外国人研究者の受け入れは、研究上、大いに刺激となるばかりか、共同研究等を通して研究上の進展にも寄与することがある。北京第二外国語学院から派遣される教員は「中国語」の授業も担当している。彼らはほとんど日本語も話すことができる。

本学でも次第に諸外国との関係が広がりつつあるが、施設や研究機会の利用に関し、受け入れられた外国人研究者が、特に英語圏からの研究者が、言葉のハンディキャップにより困難が生じないような援助体制が十分でない面が見られる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

英語の堪能な教員と事務員から構成される「国際交流委員会」あるいは「国際交流局」といったような常設組織をつくる必要があるのではなかろうか。

8) 活性化させるための諸条件の整備状況とその有効性

(i) 教員の研究室の研究施設・設備

<現状の説明>

学内ランが設置されている約30余 m^2 の部屋が各教員に割り当てられている。

<点検・評価、長所と問題点>

現状で特に問題は起こっていない。

<将来の改善・改革に向けた方策>

いまのところ、現状でよい。

(ii) 教員の研究時間

<現状の説明>

教員の研究に専念できる時間を具体的に示すことは難しいが、教員の教育に携わっている時間数はその評価の参考になると思われるので、教員の持ちコマ数の平均値をあげておく。語学・保健体育系教員は 6.7 コマ、それ以外の教員は 6.2 コマである。

本学には教員の責任持ち時間数というものが、語学・保健体育系教員は 6 コマ、それ以外は 5 コマと決められているので、その区分によって示してみた。ただし、4 年次生に対する卒業論文指導はこの時間数に加えない。ゼミを担当しない教員は、現在、語学系教員 3 名のみである。教員は、授業以外に各種委員会の仕事にも時間を割かれるし、また、この数年は教員が受け持つ各クラスの学生数が増加しているので、その面での負担は増加している。

<点検・評価、長所と問題点>

各教員の持ちコマ数は、平均値で見れば私学における概ね標準的な水準にあると思われるが、教員によって負担の軽重が若干見られる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

いまのところ、現状でよい。

(iii) 教員の研究費

<現状の説明>

教員に対して大学が提供する研究費は、「個人研究費」として教員ごとに、年額 30 万円である。この他に、「個人研究図書費」として年額 15 万円が認められている。また、学会発表に対しては 1 回 2 万円の支給がある。さらに会員に基金で運営されている学術研究会からは、最短で 4 年に一度の申請に応じて受け取ることのできる助成金・約 30 万円程度準備されている。

<点検・評価、長所と問題点>

研究内容による傾斜配分がなく、人頭的・一律的に配分されている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

人頭的配分は残すとして、研究内容によっては、重点的に研究費を配分する方法を講ずる必要がある。

(iv) 国際会議等の海外出張への支援

<現状の説明>

これに関する特別な規定はない。ただし、個人研究費を運用することはできる。

<点検・評価、長所と問題点>

個人研究費はその用途を限定されていないので渡航費用等にも当てることはできるが、それにより、実質的な研究活動が圧迫されることになる。

<将来の改善・改革に向けた方策>

特別の規定を設けて海外出張を支援する必要がある。

7. 施設・設備等

1) 教育研究施設・設備の整備状況

(i) 校地・校舎等

<現状の説明>

本学の施設は、二つのキャンパスに分かれている。創立以来のつるみキャンパスはメイン・キャンパスであり、主として2年生以上の教育に当てられている。管理部門（事務局）、教室、講堂、図書館、コンピュータ室、体育館、厚生施設（学生食堂、保健室、学生相談室）、学生ホールが5つの学棟に配置され、これとは別棟の研究棟（2棟）、小体育場、学生自治会本部、部室がある。みどりキャンパスもこれと同様の機能持つ施設が配備されているほか、野球場、多目的グラウンド、剣道場、トレーニング室がある。みどりキャンパスは、教育プログラムは専ら1年次生のためのものであるが、スポーツ施設は部活動を中心に学年に関係なく利用されている。

つるみキャンパスは、2年生以上の学生の教育が中心であり、臨海地を間近に控えた交通の便もよい。みどりキャンパスは、繁華街から離れた丘陵地にあり、遠くに横浜の中心部をのぞむ落ち着いた教育環境となっている。

<点検・評価、長所と問題点>

現状で特に問題はない。

<将来の改善・改革に向けた方策>

(ii) 研究・教育関連施設・整備

<現状の説明>

パソコン室は本年度1つ増えて、40～50人程度収容できる部屋が4つとなった。また、学内ランが教員研究室にまで設置された。二つのパソコン室は授業優先、あとの二つは学生が自由に利用できる。

<点検・評価、長所と問題点>

研究室に学内ランが設置されたことにより、学生への教育指導が楽になった。自由な利用は学生の勉学に多いに利するところである。

<将来の改善・改革に向けた方策>

学生に対して、コンピュータ利用上の基本的なマナー、基礎的な方法について今後さらに十分実につけさせる必要があろう。

(iii) 附属設備

<現状の説明>

<点検・評価、長所と問題点>

<将来の改善・改革に向けた方策>

(iv) 課外活動・学生生活に関する施設・整備

<現状の説明>

(ア) 学生自治会活動

学生自治会室、大学祭実行委員会室を提供し、電話回線も配備している。

(イ) スポーツ・文化部活動

部室棟があり各部に割り当てられている。文化会活動は部室が用いられる他は特別な施設はなく、一般の教室が利用されている。運動部活動には、体育館（授業との兼用）、小体育（以上、つるみキャンパス）、野球場、多目的グラウンド（授業と兼用）、剣道場、トレーニング室がある。学生食堂は、つるみキャンパスでは二箇所、みどりキャンパスには一箇所配置されている。

<点検・評価、長所と問題点>

現状では、十分である。

<将来の改善・改革に向けた方策>

学生ホールといった、学生が種々の活動（勉学・いこい、情報収集活動等）に使用する総合的施設が望まれる。

2) 施設・整備の維持・管理

(i) 責任体制

<現状の説明>

管理の直接的な責任は、事務局総務部にある。

<点検・評価、長所と問題点>

<将来の改善・改革に向けた方策>

(ii) 保安整備

<現状の説明>

火災等防災のため、事務局員がそれぞれ個別施設の点検を分担している。

<点検・評価、長所と問題点>

<将来の改善・改革に向けた方策>

8. 社会貢献

1) 公開講座の開講状況と市民の参加状況

<現状の説明>

毎年一般市民を対象とした「市民講座」が10名～12名の講師を配置して一つのシリーズとして開催されている。毎年70～100名の参加がある。第1回から昨年までの第20回まで、横浜市の援助金を得ておこなわれていたが、平成16年からの援助が中止されたため、今後は本学独自で開催していくことになっている。

<点検・評価、長所と問題点>

いわゆる「市民講座」の参加者には、いわゆる「常連」が多くを占めるようになった。常連が増えること自体は決して悪いことではないが、新たな参加者を獲得できるようにしたい。

<将来の改善・改革に向けた方策>

次期の「市民講座」からは、より多くの、そして新しい人々に参加してもらうために、本学卒業生と在校生の保護者にもダイレクト・メールで案内を出すことになっている。

2) 教育研究上の成果の市民への還元状況

<現状の説明>

各教員が直接市民に研究成果を還元する機会は、いまのところ「市民講座」しかない。

<点検・評価、長所と問題点>

次期の「市民講座」からは、より多くの、そして新しい人々に参加してもらうために、本学卒業生と在校生の保護者にもダイレクト・メールで案内を出すことになっている。

<将来の改善・改革に向けた方策>

何らかの新しい機会をつくるか、あるいは市民の誰でもが訪れることのできる学園祭期間中に、たとえば展示等をおこなうことも考えられる。

3) 大学からの情報発信

<現状の説明>

広報委員会により、「横浜商科大学広報」を年 2 回発行している。インターネット上に大学のホームページを設置している。

<点検・評価、長所と問題点>

大学のホームページの内容は、他大学と比較するとまだ不十分である。

<将来の改善・改革に向けた方策>

大学の教育・研究等活動が十分周知される内容にすべきである。このためには、大学における教育・研究活動の一層の活性化が必要である。

9. 学生生活への配慮

1) 学生相談、進路指導

<現状の説明>

学生相談室を開設している。相談に当たるのは臨床心理の専門家であるカウンセラーと、本学の教員であるアドバイザーである。カウンセラーは相談室にて常駐し、アドバイザーはカウンセラーや保健室等の養成で、問題や対象に即した対応することになっている。

＜点検・評価、長所と問題点＞

学生の人間関係や生活上、学習上の悩み、進路相談など、いまのところ学生の要求に十分対応できていると思われる。

しかし、カウンセラーが非常勤であるため、活動の維持性が保たれない点が残されている。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

学生の質的変化や継続的な働きかけに即応するためには、専任のカウンセラーを置く必要がある。

2) 就職活動の援助

＜現状の説明＞

本学では就職委員会により、適性検査、就職相談、就職模擬試験など各種の支援活動を行っている。

＜点検・評価、長所と問題点＞

就職担当事務職員の熱心な努力に負うところが大きいですが、一方において講習会など就職支援活動が通常の授業時間帯で行われ、より多くの学生が参加できないという問題点、また、一方では授業を休んで講習に参加する学生があるなどの問題点がある。

＜将来の改善・改革に向けた方策＞

学生の自己理解を深めるための、一年生から四年生に渡る、体系的な働きかけのシステムを考える必要がある。学年毎の目標、内容を明示し、それを達成するための手段を講じる必要がある。

第2編 法人専門部会

法人運営

理事会の役割

[現状の説明]

法人の重要事項を決定するための理事会は「寄附行為」に則り、議案を6名の理事と2名の監事に事前に通知した後、毎回ほぼ全員の出席を以て開催されている。

理事会は理事長が議長となり出席者を確認の上、議事の進行を行い約1時間程度で終了している。

平成14年度開催の理事会および議案は次のとおりである。

1. 平成14年5月30日19:00

第1号議案 平成13年度収支決算案について

第2号議案 横浜商科大学諸規程の制定、施行について

2. 平成14年7月27日10:30

第1号議案 法人役員（評議員）の選任について

第2号議案 横浜商科大学国外研究員の審査、決定について

第3号議案 入学辞退申請者への学費等返還について（規程の改正）

3. 平成14年9月28日15:00

第1号議案 平成15年度教員採用について

4. 平成14年12月7日18:00

第1号議案 法人役員（評議員）の選任について

第2号議案 横浜商科大学諸規程の改正、施行について

5. 平成15年1月27日18:00

第1号議案 横浜商科大学諸規程の改正、施行について

第2号議案 専任教職員の昇格、採用、退職について

第3号議案 平成11年度入学辞退者の学費返還について

6. 平成15年3月29日16:00

第1号議案 平成15年度収支予算案について

第2号議案 学長候補者選考委員の選出について

第3号議案 みどりキャンパス取付道路残地の売買について

[点検・評価]

理事会は「寄附行為」どおり適切に運営されている。また、理事会の決定事項の学内教職員への伝達は教授会、事務局運営委員会、学報等で行われている。

[長所と問題点]

長所は、例年最低6回は開催されており、毎回監事の出席もある。学内情報の概要は伝達されているが、今後は詳細についても伝えるようにしていくことがより良い理事会運営に繋がる。

[将来の改革に向けた方策]

信頼感のある理事会を目指し、理事長のリーダーシップの強化、および、より一層の情報開示に努める。

常任理事会の役割

[現状の説明]

常任理事会は「学校法人横浜商科大学常任理事会規則」に則り、毎月2回（第2・第4月曜日）開催されている。

常任理事会は理事長が議長となり出席者を確認の上、議事の進行を行い約2時間程度で終了している。

平成14年度開催の常任理事会および議案は次のとおりである。

1. 平成14年4月8日 15:00

- 第1号議案 事務職員人事について
- 第2号議案 学生生活委員の補選について
- 第3号議案 平成15年度教育職員人事日程について
- 第4号議案 横浜商科大学名誉教授規程による審議について
- 第5号議案 3号館・旧7号館の改修について
- 第6号議案 学生アドバイザーについて
- 第7号議案 海外研修引率者について
- 第8号議案 蔵書受入について
- 第9号議案 ティーチャングアシスタントの雇用について

2. 平成14年4月15日 13:00（臨時）

- 第1号議案 事務職員人事について
- 第2号議案 北京第二外国語学院からの交換教員家族について
- 第3号議案 みどりキャンパス進入路残地の売却について
- 第4号議案 絵画の貸出について
- 第5号議案 教室の改修等について
- 第6号議案 自己点検・自己評価委員会教育専門部会長について
- 第7号議案 鶴見キャンパス隣接地住宅建築のための本学土地の利用について
- 第8号議案 有資格者特待生ティーチャングアシスタントの雇用について

3. 平成14年4月22日 13:00

- 第1号議案 事務職員人事について
- 第2号議案 7号館教室に VTR機器を設置することについて
- 第3号議案 前非常勤講師スコット・ジョンストン氏と米国学生の来学について
- 第4号議案 有資格者特待生ティーチャングアシスタントの雇用について
- 第5号議案 大学全体の照明設備の定期交換を外部委託する件について
- 第6号議案 平成15年度国外研究員の募集および同規程の改正・施行について
- 第7号議案 台湾訪問調査報告書について

- 第8号議案 学則の変更について
- 第9号議案 給与規程の変更について
- 第10号議案 教職課程担当教員について

4. 平成14年5月13日 13:00

- 第1号議案 自己点検・自己評価委員会委員の補選について
- 第2号議案 平成14年度特待生について
- 第3号議案 教育職員採用のための基本方針について
- 第4号議案 平成15年度入試編集委員・作問委員について
- 第5号議案 特別演習（海外研修）について
- 第6号議案 緑区学習フォーラム（生涯学習推進会議）への貢献について
- 第7号議案 東急バスのみどりキャンパス経由バス運行について
- 第8号議案 カウンセラーの増員について
- 第9号議案 資格取得奨励奨学金の別表2について
- 第10号議案 税理士講座ティーチングアシスタントについて
- 第11号議案 韓国・東元大学来学予定について
- 第12号議案 中国・大連市科学技術協会からの招聘について

5. 平成14年5月27日 13:00

- 第1号議案 平成15年度専任事務職員の募集について
- 第2号議案 臨時カウンセラーの採用について
- 第3号議案 平成15年度専任教育職員の募集案について
- 第4号議案 海外校との学術・文化交流協定について
- 第5号議案 平成13年度収支決算書案について
- 第6号議案 平成15年度入試編集・作問委員の委嘱について
- 第7号議案 一般入学試験の合格発表について
- 第8号議案 隣接地の購入について
- 第9号議案 自己点検・自己評価委員について
- 第10号議案 横浜市民大学講座の予算について
- 第11号議案 有資格特待生の募集について
- 第12号議案 TVK30周年記念番組の参加について

6. 平成14年6月10日 13:00

- 第1号議案 専任教育職員の採用について
- 第2号議案 教育職員の授業に対する姿勢について
- 第3号議案 U.P.B. Isabelle Champlin 教授の来日について
- 第4号議案 非常勤講師退職に伴う代講について
- 第5号議案 開学40周年記念に向けての準備について
- 第6号議案 地域産業研究所会計報告について
- 第7号議案 臨時カウンセラーの採用について
- 第8号議案 海外提携校（学術文化交流協定）について
- 第9号議案 平成15年度スポーツ特別選抜選考枠ほかについて

- 第10号議案 入学辞退者の学費等返還について
- 第11号議案 TVK30 周年記念番組の参加について
- 第12号議案 パート職員退職について
- 第13号議案 「横浜商科大学資格取得奨励奨学金給付に関する規程」の追加項目について
- 第14号議案 緑区学習フォーラムについて
- 第15号議案 使用授業案内板設置について
- 第16号議案 横浜市民大学講座予算について

7. 平成14年6月24日13:00

- 第1号議案 専任教員の採用と教職課程「情報」の申請について
- 第2号議案 事務職員の採用について
- 第3号議案 図書館員の採用と業務の外部委託について
- 第4号議案 入学辞退者および休学者の学納金の還付について
- 第5号議案 台湾・長榮管理学院訪問について
- 第6号議案 諸規程の改正・施行について
- 第7号議案 平成15年度横浜商科大学指定校入試要項（北京第二外国語学院）について
- 第8号議案 法人理事会日程の変更について
- 第9号議案 TVK30 周年記念番組について

8. 平成14年7月8日13:00

- 第1号議案 平成15年度国内外研究員について
- 第2号議案 3号館の改修について
- 第3号議案 みどりキャンパスアルバイトの雇用について
- 第4号議案 諸規程の改正・施行について
- 第5号議案 台湾・長榮管理学院訪問について
- 第6号議案 臨時カウンセラーの採用について
- 第7号議案 教職課程「情報」の申請について
- 第8号議案 事務職員採用最終面接について

9. 平成14年7月25日13:00

- 第1号議案 学納金の還付規程等について
- 第2号議案 事務職員の採用について
- 第3号議案 みどりキャンパススクールバス運行について

10. 平成14年9月21日10:30

- 第1号議案 教育職員昇格該当者について
- 第2号議案 有資格者特待生に関する内規の改正案について
- 第3号議案 専任教育職員の採用審査について
- 第4号議案 中・長期計画について

11. 平成14年10月5日9:30

- 第1号議案 教育職員昇格該当者について

- 第2号議案 40周年記念事業について
- 第3号議案 横浜商工会議所加盟について
- 第4号議案 退職手当金算定乗率表の改正・施行について
- 第5号議案 契約任期制教育職員の採用について
- 第6号議案 横浜商科大学人権委員の選任について

1 2. 平成14年10月28日13:00

- 第1号議案 指定校入学試験について
- 第2号議案 教育職員昇格人事について
- 第3号議案 横浜商科大学特待生規程の改正・施行について
- 第4号議案 教職課程「情報」の認可に伴う学生の転科希望者について
- 第5号議案 退職手当金算定乗率表の改正・施行について
- 第6号議案 契約任期制教育職員の採用について
- 第7号議案 一般入試合否結果公表方法について
- 第8号議案 横浜商科大学人権委員の選任について
- 第9号議案 神奈川県社会経済生産性本部賛助会員加盟について
- 第10号議案 大学基準協会加盟について
- 第11号議案 パソコン・携帯電話による学生情報サービスの導入について
- 第12号議案 みどりキャンパス9面マルチ画面システムの再構築について
- 第13号議案 学生証発行機の新規入れ替えについて
- 第14号議案 地震等災害によるガラス破損防止工事について

1 3. 平成14年11月11日13:00

- 第1号議案 推薦入学試験について
- 第2号議案 編入学生の入学金と施設設備費について
- 第3号議案 横浜商科大学非常勤講師給規程の改正・施行について
- 第4号議案 横浜商科大学退職手当金算定乗率表の改正・施行について
- 第5号議案 放送大学との単位互換に関する協定書の締結について
- 第6号議案 自己点検・自己評価委員会開催日の変更について
- 第7号議案 契約任期制教員の採用について
- 第8号議案 台湾長榮管理学院との協定締結について
- 第9号議案 横浜商科大学高等学校との入試等打合せ会議について

1 4. 平成14年11月25日13:00

- 第1号議案 学納金等納入方法の一部変更について
- 第2号議案 新入学生入学手続き状況について
- 第3号議案 みどりキャンパススクールバス運行計画について
- 第4号議案 チャンプリン教授（U.P.B.）の送別会について
- 第5号議案 横浜商科大学非常勤講師給与規程の改正・施行について
- 第6号議案 平成15年度卒業式について
- 第7号議案 平成16年度入学式について
- 第8号議案 U.P.B.役員 HERB DOYNOW 氏逝去について

- 第9号議案 横浜商科大学編入学試験に関する規程の改正について
- 第10号議案 横浜商科大学退職金支給規程の改正について
- 第11号議案 新年賀詞交歓会について
- 第12号議案 2002年度横浜商科大学「授業評価」実施要領について

15. 平成14年12月9日13:00

- 第1号議案 新人学生の入学手続き状況について
- 第2号議案 平成15年度特別演習（海外研修）の予定と引率者について
- 第3号議案 平成15年度学生相談室カウンセラーの採用について
- 第4号議案 職員の退職について
- 第5号議案 学生による授業評価の実施について
- 第6号議案 行事予定について
- 第7号議案 商大高校との7年間一貫教育対象者の大学入学に伴う教育について
- 第8号議案 自己点検・自己評価委員会教育専門部会中間報告書の提出について
- 第9号議案 カリキュラム委員会の答申について
- 第10号議案 教員の意識改革について

16. 平成15年1月6日13:00

- 第1号議案 自己点検・自己評価委員会教育専門部会中間報告書の提出について
- 第2号議案 平成15年度学生相談室カウンセラーの採用について
- 第3号議案 校舎各棟飛散防止フィルム貼り付け工事について
- 第4号議案 教室内携帯電話電波遮断装置設置工事について
- 第5号議案 大学入試センター利用試験実施について
- 第6号議案 平成15年度北京第二外国語学院からの交換教授について
- 第7号議案 地域経済論（神奈川県地域経済と産業政策）の開講について
- 第8号議案 つるみキャンパス講師控室への職員配置について
- 第9号議案 事務職員人事委員会規程（案）について
- 第10号議案 平成15年度特別演習（海外研修）の引率者について
- 第11号議案 学生相談室アンケートの実施について
- 第12号議案 カリキュラム委員会の答申について
- 第13号議案 行事日程について
- 第14号議案 横浜商科大学非常勤講師給規程について

17. 平成15年1月27日13:00

- 第1号議案 専任教育職員の自己退職について
- 第2号議案 非常勤講師退職に伴う記念品の発送について
- 第3号議案 学納金の納付方法の変更について
- 第4号議案 外国人研究員の受入について
- 第5号議案 一般入試志願者状況について
- 第6号議案 米国・モントレイ国際大学院大学経営学研究科との学術文化交流協定の締結について
- 第7号議案 国土館大学大学院経済学研究科指定校推薦入学について

- 第8号議案 学生による授業評価について
- 第9号議案 学生自習室の設置について
- 第10号議案 Web 情報サービスについて
- 第11号議案 平成15年度学生相談室カウンセラーについて
- 第12号議案 図書館業務の一部外部委託について
- 第13号議案 カリキュラム改訂について

18. 平成15年2月10日13:00

- 第1号議案 学校法人横浜商科大学就業規則について
- 第2号議案 新入生（一般入試）の特待生について
- 第3号議案 一般入学試験実施状況について
- 第4号議案 大学入試センター試験利用選抜について
- 第5号議案 横浜商科大学特別選抜者入学試験規程（横浜商科大学高等学校）の改正・施行（案）について
- 第6号議案 放送大学との単位互換協定調印式について
- 第7号議案 北京第二外国語学院への交換教授申請について
- 第8号議案 事務職員人事委員会委員について
- 第9号議案 報告書の提出遅延について
- 第10号議案 ホームページの更新について
- 第11号議案 平成15年度学生相談室カウンセラーについて

19. 平成15年2月24日13:00

- 第1号議案 課外活動の取扱について
- 第2号議案 学生による授業評価の公開について
- 第3号議案 一般入学試験B日程志願状況について
- 第4号議案 一般入学試験A日程合格者手続き状況について
- 第5号議案 学内全館禁煙について

20. 平成15年3月5日9:30

- 第1号議案 平成15年度契約任期教育職員の候補者について

21. 平成15年3月10日15:00

- 第1号議案 第33回卒業式・学位授与式について
- 第2号議案 平成15年度事務職員人事について
- 第3号議案 一般入学試験B日程合格者手続き状況について
- 第4号議案 平成15年度学生相談室カウンセラー採用について
- 第5号議案 学長選出の告示について
- 第6号議案 平成15年度入学式について
- 第7号議案 永年勤続者表彰について

22. 平成15年3月24日13:00

- 第1号議案 平成15年度収支予算案について
- 第2号議案 年度末・年度初め行事について
- 第3号議案 平成15年度入学式について

- 第4号議案 学費返還請求者について
- 第5号議案 学長選出の告示について
- 第6号議案 平成15年度海外研修の実施について
- 第7号議案 北京第二外国語学院訪日団について

[点検・評価]

常任理事会は理事会に付議するもの、および常任理事会で完結するものを扱っているが全て適切に処理されている。常任理事会は月2回の開催のため、緊急の議案または懸案事項を即刻処理できる体制にあり、役割は十分発揮されている。

常任理事会の決定事項は教授会、事務局運営委員会を通じ学内へ開示している。

[長所と問題点]

常任理事会は理事各人からの問題提議を受けて自由に意見交換できる長所を持つ。

[将来の改革に向けた方策]

信頼される常任理事会として機能していくことを目指し、理事長のリーダーシップの強化、情報開示に努める。

監事の役割

[現状の説明]

2名の監事の職務は「寄附行為」第7条2に記載されているとおり、(1)この法人の財産の状況を監査すること(2)理事の業務執行の状況を監査すること、の2点が中心となる。

具体的な活動としては、(1)については決算書類の監査、(2)については理事会への出席となっている。

[点検・評価]

決算書類の監査は毎年5月に行われ、その結果は理事会、評議員会に適切に報告されている。また、理事会への出席については毎回欠席なく続いている。

評議員の役割

[現状の説明]

評議員会の役割は「寄附行為」第16条に記載されているとおり、理事会に対する諮問機関となっている。13名から成る評議員会は年2回ほど開催されている。

平成14年度の評議員会の開催日および議案は次のとおりである。

1. 平成14年5月30日18:00

第1号議案 平成13年度収支決算案について

第2号議案 横浜商科大学諸規程の制定、施行について

2. 平成15年3月29日15:00

第1号議案 平成15年度収支予算案について

第2号議案 みどりキャンパス取付道路残地の売買について

[点検・評価]

評議員会の役割として、理事会への意見具申は行われていないが、理事会で行う重要事項の決定についてあらかじめ評議員会の意見を聞くことについては「寄附行為」どおり適切に処理されている。

理事構成

[現状の説明]

理事構成は「寄附行為」第6条のとおり、職責上学長・商学部長各1名、学識経験者2名、評議員選出2名の計6名となっている。なお、理事の任期は職責を除いて4年間となっている。

[点検・評価]

理事に欠員はなく、支障なく理事会運営がなされている。

[長所と問題点]

学識経験者の中に学内教職員を含まないという文部科学省の指導に合致しており、特に問題はない。

評議員構成

[現状の説明]

評議員構成は「寄附行為」第13条のとおり、職責上学長・商学部長各1名、教職員3名、卒業生2名、理事会選出2名、在学生父母2名、学識経験者2名、の計13名となっている。なお、評議員の任期は職責を除いて4年間となっている。

[点検・評価]

評議員に欠員はなく、支障なく評議員会運営がなされている。

[長所と問題点]

特に問題はない。

財 政

財政基盤について

[現状の説明]

本学の財政について言えば、直近5年間を見るとそれ以前5年間と比べると明らかに収支バランスは好転している。これは、本学の帰属収入の大部分を占める学生納付金の増加によるところが大きい。

[点検・評価]

前述のとおり消費収支については、平成10年度での翌年度繰越消費収支差額が8億7千万円の支出超過であったのが、平成14年では6億4千万円の収入超過となっている。借入金についても順調に返済が進み、現状としては学生数確保の安定が財政の安定となっているといえる。

[将来への方策]

教育研究活動の充実・発展には財政基盤の安定が無くては実現することが難しい。現在、本学では安定して学生を確保できており、その結果として財政が安定している状況であるが18歳人口の減少を考えた場合、今後もこのような確保が出来るということとは予想し得ない。主たる収入である学生納付金の減少は収支バランスに大きく影響を及ぼす部分であるから、今後は人件費、物件費を含めた費用の抑制等の見直しを行うことによって収支バランスを均衡させていくことが必要といえる。

財政公開の状況

[現状の説明]

本学の財政公開は学校法人会計基準に基づき作成された計算書類により公開されている。この計算書類は「私立学校振興助成法」に基づく公認会計士の監査を受け、評議員会に報告され、最終的に理事会で承認され確定している。

確定された計算書類のうち、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表については、決算後に発行される横浜商科大学報に大科目レベルで、予算書とともに掲載している。本学広報誌は在学生保護者、在学生、関係法人、他大学、教職員等に配布し

ている。

【点検・評価】

本学の財政公開については、学校法人会計基準に基づき作成され、公認会計士の監査を受けた計算書類を公開しており、内容としては資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を公開しているので、基本的部分は公開されていると考える。

本学は平成 6 年までは消費収支計算書のみの公開であったが、平成 7 年より現在の資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を横浜商科大学報にて公開している。

【将来への方策】

今後は情報公開という観点から情報の受け手に理解しやすい方法を模索することを検討していきたい。

監査の状況

【現状の説明】

財務に関する監査については、法人監事により年 1 回内部監査が行われ、公認会計士による外部監査も実施している。

【点検・評価】

監事による監査については、監事は評議員会、理事会に毎回出席しており、理事の業務執行等につき意見を述べる体制にある。また、財務監査については、評議員会、理事会において監査報告書の提出とともに監査報告を行っている。公認会計士の監査においても十分な日数で実施されている。

消費収支計算書比率及び貸借対照表比率について

【現状の説明】

学校法人を永続的に運営していくには、その経営基盤である財政の現状を把握し、安定させていくことが重要である。財政を判断する上で、消費収支計算書と貸借対照表に関する比率を比較することが必要ではあるが、その数値が単に他の同規模大学や大学平均値と乖離しているからどうと言うのではなく、いかに安定的に運営できるレ

ベルに近づけていくための方策に活用していくことが重要である。

[点検・評価]

消費収支計算書

経営状況をあらわす消費支出比率は帰属収入と消費支出の割合を示すもので、この比率が低いほど自己資金が充実していると言える。収入については、学生生徒等納付金比率が高いが、反面補助金比率が低い。次に支出については、人件費比率は平均と比べても低い値で推移している。教育研究経費比率は平均より低く、管理経費比率は平均より高い傾向である。借入金等利息比率は高いが、借入金の返済に伴い年々比率は下がっている。基本金組入比率は、平均と比べると高いが資産の充実から見れば望ましい。こうした状況の中で収支のバランスをみると人件費依存率、消費収支比率共に平均を下回っている。このように、消費収支関係で平均と比べて良い数値が出ている項目もあるが、本学では学生生徒等納付金が収入面での大部分を占めているのが現状であるので、学生数の変動が本学の収支バランスに与える影響が大きいと言える。今後の学生減少を考えると補助金等を含む収入の多様化を考えていかななくてはならない。

消費収支計算書関係比率

分 類	比 率	H10	H11	H12	H13	H14	平均
経営状況はどうか	消費支出比率	82.3	76.1	65.4	65.6	63.1	87.7
収入構成はどうか なっているか	学生生徒等納付金比率	93.1	93.5	95.2	94.8	94.9	74.5
	補助金比率	0.3	0.3	0.2	0.2	0.1	12.5
支出構成は適切である か	人件費比率	42.7	40.7	36.8	34.8	34.1	51.7
	教育研究経費比率	18.9	18.3	13.0	13.4	13.7	25.6
	管理経費比率	13.9	11.8	10.5	12.2	10.8	7.5
	借入金等利息比率	5.6	5.4	4.3	3.8	3.3	0.7
	基本金組入率	10.3	11.6	20.0	25.9	29.2	16.0
収入と支出のバランスは とれているか	人件費依存率	45.9	43.6	38.6	36.7	35.9	69.4
	消費収支比率	91.8	86.1	81.8	88.5	89.0	104.4

貸借対照表

自己資金の充実度をあらわす自己資金構成比率、消費収支差額構成比率、基本金比率は近年好転してきているといえる。資産構成については固定資産構成比率が高く流動資産構成比率が低い。負債に備える資産の蓄積については資産構成からも言えるように流動比率は低いが退職給与引当預金率については平均より上回っている。負債の割合は固定負債構成比率、総負債比率ともに平均を上回っているが、毎年その割合は減少しており好転してきているといえる。

貸借対照表関係比率

分 類	比 率	H10	H11	H12	H13	H14	平均
自己資金は充実されているか	自己資金構成比率	39.9	44.4	51.8	57.6	63.2	84.9
	消費収支差額構成比率	-6.6	-3.4	0.4	2.5	4.1	0.7
	基本金比率	52.4	52.7	53.0	61.8	68.5	95.8
資産構成はどうなっているか	固定資産構成比率	86.2	88.3	89.0	91.7	93.0	82.5
	流動資産構成比率	13.8	11.7	11.0	8.3	7.0	17.5
負債に備える資産は蓄積されているか	流動比率	43.7	39.2	43.0	35.1	32.2	269.7
	退職給与引当預金率	48.5	54.3	52.1	61.9	67.5	59.9
負債の割合はどうか	固定負債構成比率	28.5	25.7	22.6	18.7	15.0	8.6
	総負債比率	60.1	55.6	48.2	42.4	36.8	15.1

本法人は近年安定して学生を確保してくることが出来た。その結果消費支出比率、消費収支比率等が良好な値を示している。負債に関しても毎年減少しており、改善されていることは前述のとおりだが、収入の中の学生生徒納付金比率は高い数値を示していることから、今後は18歳人口減少の中、安定的に学生確保を目指す一方、支出項目についての見直しも大きな課題と言える。また、財源として補助金等の収入確保の方策を検討することが重要であると考ええる。

第3編 大学事務専門部会

1. 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立

【現状の説明】

2003年4月1日現在の事務組織は、別表1のとおりである。法人・教学業務を遂行する2部署から構成され、ここに所属する職員は51名（専任職員32名、嘱託職員9名、臨時職員10名）で構成される。

事務局長は、事務組織の長として全事務職員を統括している。学長は、教学組織の長として教学の最高責任者である。事務局の教学系部署には学長が任命する教員が部長として配属され、教員による委員会が組織され、その担当事務組織と協力して教学に関する業務が遂行される。

別表1 事務局組織と教学組織の連携関係図



【点検・評価】

事務と教学の連携・協力関係は良好に機能されている。

【改善と向上方策等】

教育・学習の主役は学生である。学生主体の学習方向への強化が事務職員による学習支援サービスにより向上することが益々望まれる。

【将来計画】

これからは直接教育を行う教員と、学習支援をする職員との連携が重要となっている。学生へのサービス向上の視点から事務職員のキャリアアップを図る体制を明確化しなければならないと考える。

2. 伝達システムの中での事務組織の役割とその活動

【現状の説明】

学長を頂点とする主な常設の教学系組織の協議・審議・決議機関は、大学評議会、学部教授会、教務委員会、学生生活委員会、就職委員会、広報委員会、図書館運営委員会、教育・研究コンピュータ委員会、留学生委員会、地域産業研究所運営委員会、人権委員会、学生相談室運営委員会、その他、必要に応じて特別委員会が設けられている。それぞれが教授会を通して全教職員へ周知するという形で機能している。

理事会決定事項については、学長及び事務局長を通じて全教職員に報告されている。全学的には広報紙「大学報」「事務局だより」によって公示している。

【点検・評価】

教学系における審議は、各種委員会を経て大学評議会や教授会で行われる。各種委員会には事務職員が加わり、事務局の意向は審議の過程を経て反映されている。

【改善と向上方策等】

大学改革を実施するならば審議過程における事務職員の意向を尊重する必要がある。

事務職員の機能と役割の位置づけを見直し、業務に取り組む意識改革を図らなければならない。

【将来計画】

近年の大学環境の急激な変化をみれば事務組織の課題は大きい。大学運営に関わる意思決定には積極的に関わっていく必要がある。従来型業務の見直し、改革立案、企画提案、業務転換、マーケティング思考の導入等が課題である。

3. 大学運営を経営面から支えうるような事務局の確立

【現状の説明】

経営面にたずさわる事務局は、総務部である。経理、会計、管財、人事は法人事務局に属し、経営面を支えている。

【点検・評価】

経営面にたずさわる事務職員は、その機能を十分に発揮している。

入試合格者数は理事会の意向を受けて、学長から提案し教授会で審議している。

【改善・向上方策等】

積極的に参画し自信を持ってあたることである。

【将来計画】

入試・広報活動は経営に直結しているので、担当事務職員は経営的視点が必要である。

シラバスの内容と作成状況

シラバスの作成状況（適性）・シラバスの記載内容

本学のシラバス（講義計画）については、平成 11 年より様式、体裁の改訂をして、履修要覧（履修の手引書）を前ページ部に掲載し、合本とした形にしており、これに科目担当者別において、①主題、②教材、③講義の目標、④参考文献、⑤成績の評価、⑥履修上の注意点 の五項目を明記したうえで、通年科目（30 回分）、半期科目（15 回分）の授業内容を明記していることを基本的な様式として、通常 1 科目（1 担当者）につき 1 ページを使用しており、これにより授業内容についての具体的内容、また副次的にはその授業計画にもとづいた授業進度についても容易に見当をつけられるような工夫をしている。

ただし、語学系科目については、平成 15 年度より授業時間数全体における総合的内容を重んじ、安易に回数分けをせず、各講義の目標を大前提として授業進行を依頼しており、各回ごとの授業内容は割愛するようにした。

商学部のみ単科大学ではあるが、キャンパスを 1 年次と 2 年次生以上明確に分割している事情を踏まえ、各キャンパスにおいて履修可能な科目についての記載となる。

また、平成 13 年度版より、科目別索引、担当者別索引および全学科別に科目構成の一覧表を巻末に設け、学生自らの講義内容の把握と単位修得状況、履修計画をより簡潔に把握できるようにしている。

今後の作成（活用）方針

基本的な様式・体裁は前項において述べたところであるが、これについての記載内容は授業担当者に一任している。このため、多くの掲載内容においては問題があるわけではないが、一部においてはその科目設置条件（科目名および内容）を伴わないものが、一部見受けられるため、これについては早急に内容の修正、つまりは授業内容の改善を要請しなければならない。

また、現在社会的に IT 化が進められているが、本学のシラバス等においても大学情報の一つとして、これに追従していく必要がでてきていることも事実である。

現状の講義要項でも、その情報保有・伝達機能は十分な物を有すると評価できるが前述した学生等の IT（特に携帯電話やパソコン）の普及、情報を得る場所の無制限化が進んでいる昨今、本学においても電子化は免れなくなっており、現在はその運用計画にはいつている。

履修指導（ガイダンス実施など）および履修手続（申請等）の状況

現在では、高等学校より大学への授業の受講形態が新入生にとっては一変し、更には科目構成の多様化により、以後四年間の科目履修や卒業要件の単位修得における要領を履修要覧等の配付冊子の熟読だけでは、把握しきれない場合がでてきている。

そのため、特に入学時においては新入生を幾つかのグループに分割し、各学科の時間割や履修要覧に沿いながらのシュミレーション形式を取り入れながら、即日の履修手続に適応できるよう対処をし、更に個別の質疑についての対応を従前のとおり実施している。

また、2 年次以上の在学生については、手続の概要についての経験はあるため、前年度の要領を踏まえ年次による各人の状況の相違が出た場合についての個別相談として実施している。

履修申請についてはここ十数年の方式を踏襲し、専用 OMR 用紙に各人のデータ、履修科目データを記入させ、それを OMR 読込み、または外部への入力依頼により処理をしている。

今後の改善及び検討点

履修指導

3 年前より導入した、新入生の一括した履修指導については、多数への周知方法としてある程度の効果をあげていると思われるが、個別の履修指導については、質疑学生と対応人数の相対人数の

不均衡が現状ではあり、きめ細かな履修指導になれば時間の経過で、必要な数の処理ができず。また必要数の処理を目標とすれば、きめ細かい対応が難しくなる矛盾点もあるため、これを補うためにはより、簡潔かつ具体的な履修規程の整備による「学生がより周知しやすい」カリキュラム構成や履修規程等の骨子の整備が必要である。

履修申請

毎年、4万件程度のデータ取扱いとなるため、個別の確認作業に若干の不合理性が出ているのも事実であり、周囲の環境としてWEBによる外部からの申請方法を導入している他大学も増加している傾向にあり、本学の学生も例に漏れず生活環境の多様化に適応させるためこのWEB入力への導入テストを実施している。

これについて実用化をはかれば、学生の利便性はおよび履修申請自体のエラーの早期発見はもとより現在の入力依頼、履修申請書の印刷費などによる支出経費の節減、データ取扱担当者への労力負担減少などの付帯効果も期待できるため、早期の導入が期待されている。

ただし、運用上、機械の予期せぬトラブルは避けることが出来ない事実でもあるため、これと並行してのフェイル・セーフを立ち上げておかねばならない。

時間割の配置

総括

本学の時間割を設定するうえで、重要な要因の一つとして在学数に対する教室稼働状況への対応が必要となり、現在の各教室収容定員および総定員に対する、課程上の性質による科目配置との履修者（稼働教室）の受講操作が不可欠な状況となっており、現在では全学年を共通し必修科目（あるいは選択必修）科目の受講該当者数を割り出し、その最大公約数より各選択科目（A系列・B系列・関連科目）の配置を関連づけて設定している。

みどり

必修科目の配分が大部分である、1年次生（みどりキャンパス）においては、前項の特性が強く、現在の学生の性質上、逃すことの出来ない、不本意入学や学習意欲の減退傾向を少しでも減少させるべく、1日あたりの受講数を2コマないし3コマを必修科目および選択科目で補うようにし、通学・受講の生活習慣を身につけることもできるように、平均して大学への通学を習慣付け、年間を通じて修学に支障をきたすことのないことも付帯的な狙いとしている。

つるみ（2年次以上）

上位学年に進級するに連れ、必修（あるいは選択必修）受講割合は減少してくるものの、やはり、現状として自主的な就学、研究活動を明確に目標をもち通学する学生の傾向は例年減少しているようであり、これにともない。つるみキャンパスにおいてもみどりキャンパス同様、ある程度の学生への履修操作が必要な現状である。

ただし、つるみキャンパスの開校科目については実質上、全学年が受講可能なり得る科目〔例：A系列、B系列科目〕も多数設定されているため、施設（教室収容定員および教室設備による）制限が相対的に狭いことに起因する。

そのため、現状として教室収容能力を大幅に超過している科目も年に数コマ出現してしまうことも事実で、これによる受講者の受講環境の悪化や「さばり」「おちこぼれ」などの成績不良学生を生む要因ともなっているため、これに対する具体的な対応を迫らなければならない。

時間割配置上の今後の検討・改善点

現状での問題点は、教室等施設に関連したハードウェア的な問題点と学生の修学意欲等のソフトウェア的な問題点との狭間にたたされていることが事実ではあるが。

ソフト的な面についての抜本的な問題解決としては、開講科目全てにおける受講生の受講意欲・修学意欲を高める授業開講が、効果的であることは予想に難しくない。

更に、ハード的な問題点に関しては、より財務的な面もウエイトを占めてくることではあるが、その現状把握を各部署綿密にとり細やかな改善を並行して進めて行くことにより、その相乗効果が期待できる。

また、現在、曜日時限の偏差傾向が火水木、2時限、3時限と時間割表の中心に集中する傾向が顕著であり、一週間の開講時限すべてに対し、根本原因の見直しとしては開講科目数を総じて均等化しなければならないことも不可欠である。これに関しても前述の両面の改善策の一つとなる。

成績（出席）不良者への対応

過去には、夏季休暇を利用した育友会主催の地区懇談会において、成績の優劣に関わらず父母あるいは本人を交えた、個人面談は継続的に行ってきたが、近況において成績（授業出席）不良者の増加が顕著になってきた。これに対応するため過去3年間に於いては、この地区懇談会に加え、授業履修前の年度初期において前年度の授業出席不良（科目において10回以上の欠席）者を対象に抽出し、4月～5月までの履修授業確定までに父母宛に前年度授業の出席データを添付し、個人面談の実施と受講状況の説明通知を送付し個人面談を実施し、これに加え前期試験実施後の夏季休暇中にもさらに試験未受験者を中心に実施した。

対応の今後の検討・改善点

これらを総括した成績不振者の数は500名程度にのぼり、改善が見られた学生は総数の30%、これによる進路選択で離籍した者30%、現状の変化なしの状態が30%程度の割合でみられた。

これは単に大学の教学面レベルのみの観点から分析した場合、相対的3割程度のみの改善に留まってはいるが、何れにしても学生個人としての将来選択という意味では該当者の6割程度が何らかの反応を示したことや父母において子どもの現状把握に関心を引き寄せたことという意味では意義のあったものであるといえる。

現在でも、より効率的な方法を模索中ではあるが、父母との、より綿密な連携と学生の状況把握が最も重要な要因であることはまちがいないため、現状では一人ずつの地道な接触、対話が今後も求められていく。

国内協定（単位互換・科目等履修・国内留学制度）

本学の国内協定状況は、平成11年度の横浜市内学術・教育協議会による横浜市内大学間単位互換制度の立ち上げを皮切りに、急速にその増加している。

各制度の立ち上げによるメリットは、全ての制度において単位の互換を設定しているため、特に特殊事例のある学生や、修学意欲の高い学生には効果的であり、ほぼ毎年平均的に受講あるいは留学希望者がある。

横浜市内単位互換制度

平成11年度協定を結んだ標記制度については、現在ではほぼ定着した感がある。本学の在学学生においては、本学の専攻が商学の単科であるためその一般教養的な視野を多角的に持った学生においては他大学のさまざまな専攻を教養として見つけることができ例年においてのべ10名弱の派遣学生を出している。

また、他大学の受け入れ学生においても、特に貿易・観光学科の開講科目や広告論についてはある種の特殊性をもっていることもあり、他大学例年平均して、のべ10名前後の受講受入がある。

放送大学

標記協定においては、当初実質的な本学との教育内容の差が懸念事項にあったことは否めず、事実立ち上げ当初の履修生においては、成績〔単位〕の修得状況は芳しいものではなかったが、その後、標記協定の存在意義や教育内容の指導回数を増加させ、履修希望学生への内容を周知させた結果、絶対

数では横浜市内単位互換に及ばないものの、徐々にその効果を上げ始めている。

国内留学制度（名桜大学・札幌国際大学）

本学の国内協定制度的において、最も新しく結んだ協定である。

本制度は他の国内協定制度和違い、留学することにより本学への通学が一時滞ることになる。

これについての実績は現状においては、1名（名桜大学 経営情報学科）であり、札幌国際大学への留学派遣実績はない。

国内協定制度の今後の検討・課題

上記に上げた制度については、それぞれに長所、短所が存在する。その上で学生の多角的な視野を広げる補助的な役割として大きい存在となっている。

概ねの検討点はそれぞれの協定先において、事情等を含めたうえでの調整となるが、本学（学部）を含め、前述のとおり各協定の長所が各々の短所を補い合っているため、現状において制度上の修正の必要性は見受けられないが、運用面においてより多くの学生がその長所を利用できるよう、それぞれの周知のための告知やガイダンス等を徹底して実施していく必要がある。

海外協定状況（学術文化協定：北京第二外国語学院（中華人民共和国）、ピッツバーグ大学ブラッドフォード校、モントレイ国際大学院大学経営学研究所（アメリカ合衆国）

他校との協定においては国内の協定よりもその歴史は古く、特に1985年に締結した北京第二外国語学院については、毎年研究員（交換教授）の受入や公費（交換）留学生の派遣が不測の危険状況がない限り途切れることなく実施されている。

北京第二外国語学院

前述のとおり、標記大学とは1985年より協定が締結され、すでに友好関係が20年近く維持されている。また、1年間を期限とした交換研究員（交換教授、公費留学生）の派遣受入とともに、特別演習として設定されている授業科目「異文化と国際理解（海外研修A）」を毎年夏季休暇中に3週間程度の期間で10名前後の受講希望者を中国の歴史文化・語学研修を兼ね、短期国外研修を実施、送り出している。

ピッツバーグ大学ブラッドフォード校

標記大学との協定締結は1998年より継続されているものであり、実績としては現在までに3名の研究員（交換教授）を受入れ、2名の公費（交換）留学生を派遣した。また、北京第二外国語学院と同様に「異文化と国際理解（海外研修B）」として科目を設定をした海外研修を設置しこれについては協定締結以前の1997年の夏季休暇より渡米実績があるのだが、近年における経済的不況や国際的治安の悪化の影響を受け、過去2年間は実施されていない。

モントレイ国際大学院大学経営学研究所

2002年度に締結された標記研究科との協定締結は新しい試みとして、本学在学中に派遣した留学生の単位認定をそのまま当該研究科への入学推薦制度とし進学をさせるものを設定している。

派遣実績はまだないが、今後、大学院進学や海外における修学を希望する者にとっての新たな門戸を開いた形となった。

海外協定の今後と検討

すでに現在では海外留学やポータレスの認識はもはや常識と化し、外形的な面からは特別な意味を持つものではないが、派遣される学生にとっての修学への専門化や日本以外の文化や人間との接触は個人の見聞や価値観を多いに刺激し、その者の成長を促すには効果的であり、さらなる教学的工夫を

検討し本学及び提携先校との相互の発展を図るべきであり、現在は中華人民共和国、アメリカ合衆国の二カ国に留まってはいるものの、他の国の大学や大学院との提携も視野にいれ検討していくべきものであろう。

ただし、各校項目でのべたとおり、社会的な治安情勢や経済状況は避けては通れない問題であるため、派遣および受入の場合の安全確保や経済的負担の軽減（奨学金や学費補助等）の制度整備を同時に検討していくべきである。

自己点検（学生）

1. 学生生活委員会

学生生活委員会は、教授会において選任された委員長1名と各学科より互選された委員6名および事務局より1名の計8名にて構成されている。

委員会内にはそれぞれの担当があり、

- ①学生自治会
- ②体育部連合会
- ③文化部連合会
- ④大学祭実行委員会
- ⑤卒業事業委員会
- ⑥留学生委員会
- ⑦育友会
- ⑧学食

以上8団体の担当が割り振られている。（担当者の重複有り）

学生生活委員に文連・体連の各団体より顧問2名づつが選出され、課外活動資金運営委員会を組織している。

また、近年の学生のマナーの悪さには呆れるばかりではあるが、学内巡回などを実施しながら対応していかなければならない。（喫煙・自動車通学）

2. 学生支援体制

①奨学金

本学では学業成績が優秀で他の学生の模範となる者を対象に特待生・同窓会奨学生の奨学制度（非公募）と並びに資格取得奨励奨学金（在籍中に資格試験に合格し、本人の申請により決定）があります。また教育の機会均等をはかるために日本学生支援機構奨学金、各種都道府県公共団体、施設財団法人などの奨学金制度を紹介している。これらの掲示から募集や応募者の面接その他事務手続きは学務部が行っている。また、主たる家計支持者の失職や死亡等による家計急変の為の奨学金を必要とする場合は随時対応している。受給者数は日本学生支援機構が最も多く、平成13年度（2000）からの奨学金の受給状況は下記表1のとおりで、受給者は年々増加し、平成15年度（2003）は302名となっている。

表1 奨学金の受給状況

		平成13年度	平成14年度	平成15年度
日本学生 支援機構	第一種	71名	69名	110名
	第二種(さばう21)	95名	138名	192名
	計	166名	207名	302名
その他奨学金（日本人学生）		9名	10名	10名
合 計		175名	217名	312名

過去に調査した学生生活実態調査報告書（平成8年度）「奨学金の利用状況」によると、ここ近年に至っても、それ程の変わりはなく奨学金を受けている学生は下記表2のとおりである。

少数意見ではあるが、学生は奨学金制度がもっと充実されれば受けたいと答えていることなどから、生活費・学費等の心配をしないで勉学に集中できるように、奨学金制度が充実したものであることが必要である。しかし、56.2%の学生が「利用するつもりがない」と答えていることも事実であるため、家庭の経済面の差が大きくなってきている。

表 2 奨学金の利用状況

	大学全体
利用している	10.3%
利用したことはない	33.5%
利用するつもりはない	56.2%

②アルバイト

本学では、できるだけ学業に専念することを指導している。ただし今日の社会情勢に鑑み、程度の差はあれ快適で充実した学生生活を維持するに経済的な面でアルバイトを必要とする学生に対しては一般の企業からのアルバイト求人を、学生にふさわしいと判断できるものを学務部で紹介している。過去調査した学生生活実態調査「アルバイトをする理由」の1位は旅行・レジャー費が37.5%となっている。目的が社会勉強の為ではなく娯楽・ファッション等で楽しむ為のものになってきている。しかし、その反面42.1%の学生が生活費としていることから必要に迫られアルバイトをしている学生も少なくはない。

「授業期間中のアルバイトの頻度」では週に4～6日以内が38.9%、週3日以内39.7%となっていて、授業期間中にも継続的にアルバイトを行っている。また、3.6%の学生は殆ど毎日行っているとしている。大学としてはアルバイトに精をだしすぎ学業が疎かになり単位修得が困難になってはいないかと心配しているのが現状である。

表 3 ・アルバイトの目的

	目 的
1 位	旅行・趣味・娯楽・ファッション 37.5%
2 位	生活費 28.8%
3 位	社会勉強 6.4%
4 位	学業費 0.8%
5 位	教育費 6.1%

表 4 ・授業期間中のアルバイトの頻度

	頻 度
1 位	平日も含めて4～6日以内 38.9%
2 位	週3日 39.7%
3 位	毎日 3.6%
4 位	授業期間中はやらない 6.7%

③育友会共済事業

本学では、入学と同時に学費負担者として登録された者を会員とし相互援助の精神に則り共済事業を行っている。

これは、在学生全員を「生命保険」に加入させることにより、正課中・課外活動中、または学内外を問わず24時間学生生活を保障し各種行事での事故に、治療費の一部が支払われるものである（ただし、会員及び学生死亡の原因が自殺の場合はその限りではない）。

また、会員が死亡した場合に、学生本人に起こりえる学資支給が困難を来した場合は卒業までの期間年額授業料相当額を限度として補助する制度がある。（但し、留年による在学年数が延長の場合と死亡原因が自殺の場合はこれを除く。）

制度に加入することにより、不慮の事故に遭遇した場合の対応にも万全を規することができる。課外活動中の事故の場合も治療費の一部が支払われる。このことから、安心して学生生活を送る為にもこの制度の加入は必要なことである。

〔課題〕

今日の社会情勢の向上が計られない限り、経済面に不安を抱えている学生が増加してくることは確実で、奨学金については希望者も更に増加すると考えられる。

なかでも、きぼう21プラン奨学金については奨学金の額を自分で選択できるもので必要性に応じて対応できる。

また、実家の経済にゆとりがなくアルバイトによって生活費を補充することが一般的になっている為、アルバイトを禁止する事は難しくなっている。しかし、その職種は多岐にわたっており時として本来の目的である学業をないがしろにしてしまう悪癖を生じさせることもあるので、安易なアルバイト就労に陥らないように、学生としての自覚を持ち、金銭だけにとらわれず学業の向上・社会活動・確実な単位修得に有益な選択をするよう指導していく必要があると思う。

さらに、経済的支援の制度を充実させ、学生の本来の目的である学業を再確認させ、学生生活に専念できる環境と維持をしていく事に必要な経費の確保を計画的に整えなくてはならない。

そして今後も、不慮の事故などの自己負担を軽減する為にも育友会共済事業の充実を計らなければならない。

④保健室

- 定期健康診断および定期外健康診断
- 健康診断書発行に関すること
- 心身の健康についての相談に関すること
- 救急処置に関すること
- 健康に対する意識啓蒙に関すること
- 保健室業務に関する調査統計に関すること

現状

学生の健康保持増進と言うことに関して定期健康診断 100%受診を目標におき、生活習慣病の予防・教育を中心に健診内容の充実化を図っている。

また日常の業務の中では一

この数年来室する学生数は確実に増加している。さらにその来室目的は多岐に亘り、いかにニーズに応えるか苦慮している。

点検・評価、長所・問題点

現在の保健室業務は、対人関係が不得手、居場所のない学生の拠りどころの場としての機能も強く求められており、学生相談室との連携は必須のものである。

現在のスタッフ体制は

保健室は専任看護師が各キャンパス1名常勤。学生相談室は非常勤3名で各キャンパス週2日間開室し、相談業務を行っている学生相談室はそれなりに活用されてはいるが保健室で予約を受け付け、保健室からリファーする事が多いこともあり主体性に欠けることになってしまっている。連携は当然であるがそれぞれの立場を確立させ学生に利用してもらう方がより目的が明確になり効果が期待できるのではと考える。また、より多くの学生に利用してもらう為にも相談室存在の周知徹底を図ることは火急である。

保健室としてはスタッフが一人のため、禁煙指導・その他食事・性の問題など保健指導に関わる時間が十分とれないことはジレンマである。生活習慣病の予防として肥満学生に対し生活指導、運動指導などを言葉だけでなく実践する為の施設コーナーがあればと願うことも。さらに休暇中は不在となり緊急時の対応に問題が生じることも考えられる。

将来の改革に向けた方策

保健室が不在になる場合の補助要員

学生相談室カウンセラーの常勤化

校医の来校日（診察、健康相談）を定める。

婦人科、精神科医との連携

学務部職員のカウンセリングマインド育成のための研修

学生の健康増進のためもしくはリフレッシュのためにスポーツ施設を提供

その他懸案事項として…

産業医、衛生管理者、安全衛生委員会対策

⑤課外活動資金（課外活動資金運営委員会）

現状の説明

本学の課外活動団体（正規に登録されている）に対し活動費の援助を行っている。

課外活動資金には、一般援助（一般活動の援助金）と特別援助（大会等の出場経費援助）の2つがあり原則的に年1回の申請ができる。

点検評価

一般援助は、部員1名あたり¥4,000-とし、人数分をかけた金額が基本金額となる。

団体が全日本クラスの大会等に出場した場合等、顕著な活動が認められた団体にはランク金額が上乘せされる。（A団体=30万円、B団体=15万円）

過去5年間に一般援助として¥28,838,000-が157団体に対し支給されている。

特別援助は、全日本クラスの大会への出場経費や各連合会のリーダースキャンプ、大学祭の実施運営に対し年間約¥6,000,000-の特別援助を給付している。

長所と問題点

基本額の最低保障を¥30,000-とし部員7名以下の団体でも、¥30,000-を保証している。

ランク金額については、全日本クラスの大会出場団体に対しA、それ以下の大会への出場団体に対しB団体の評価をしているが、単年度ではなく継続的に給付されており、その査定、特に文化部に対する査定がしづらい等どちらかというと体育会系団体に出やすく、文化会系団体には厳しい設定となっている。

将来の改革に向けた方策

団体のランク評価の明確化と、一般学生に対する給付の検討などが急がれる。

また、継続的に給付を続けていく場合、その財源の確保等をもう一度検討する必要がある。

⑥資格取得奨励奨学金

現状の説明

平成14年度より在学中に下記資格試験に合格した者に対し奨学金を給付している。

資格名	奨学金区分	奨学金
中小企業診断士	B	70,000
社会保険労務士	B	70,000
販売士検定1級(商工会議所)	C	50,000
司法書士	B	70,000
行政書士	C	50,000
TOEFL560	A	100,000
TOEFL530~559	B	70,000
TOEFL500~529	C	50,000
TOEIC860	A	100,000
TOEIC730~859	B	70,000
TOEIC490~729	C	50,000
実用英語技能検定1級	A	100,000
実用英語技能検定準1級	B	70,000
基本情報技術者	B	70,000
初級システムアドミニストレータ	C	50,000
通関士	B	70,000
旅行業務取扱主任者(一般)	C	50,000
旅行業務取扱主任者(国内)	C	50,000
不動産鑑定士	B	70,000
宅地建物取引主任者	C	50,000
証券アナリスト	B	70,000
公認ファイナンシャル・プランナー(CFP)	B	70,000
ファイナンシャル・プランナー(AFP)	C	50,000

点検評価

資格には難易度により奨学金区分(A~C)を設けている。

A=¥100,000-、B=¥70,000-、C=¥50,000-

平成14年度は、32名、平成15年度は36名に対し給付され合格者の内訳は

取得資格名	14年度	15年度	取得資格名	14年度	15年度
TOEIC490~729	6名	4名	TOEIC730~859	1名	1名
初級システムアドミニストレータ	9名	7名	宅地建物取引主任者	2名	1名
旅行業務取扱主任者(一般)	5名	2名	旅行業務取扱主任者(国内)	6名	22名
行政書士	1名		ファイナンシャル・プランナー	2名	

長所と問題点

昨年度よりスタートした奨学金であるが、学内での講座と併せて学生に浸透してきているが、学生の中には未だにダブルスクール等により似たような資格を別の団体で受講しているため奨学金を受け取れないケースも出ており、認定資格の検討と併せて考えていく必要がある。また、同資格において難易度が違う資格についても、学生の次のステップへの意欲を損なうようなことがあってはならないため検討を要する。

将来の改革に向けた方策

各学科の特色を更に刺激していけるような資格の検討。

特に、本年度増加した旅行業務取扱主任者の検討は急務である。

初級の国内試験を突破し、給付を受けた学生が更に上を目指して欲しいときに上級試験の一般を取得しても給付を受けられない現状は検討の余地がある。

3. 学籍異動

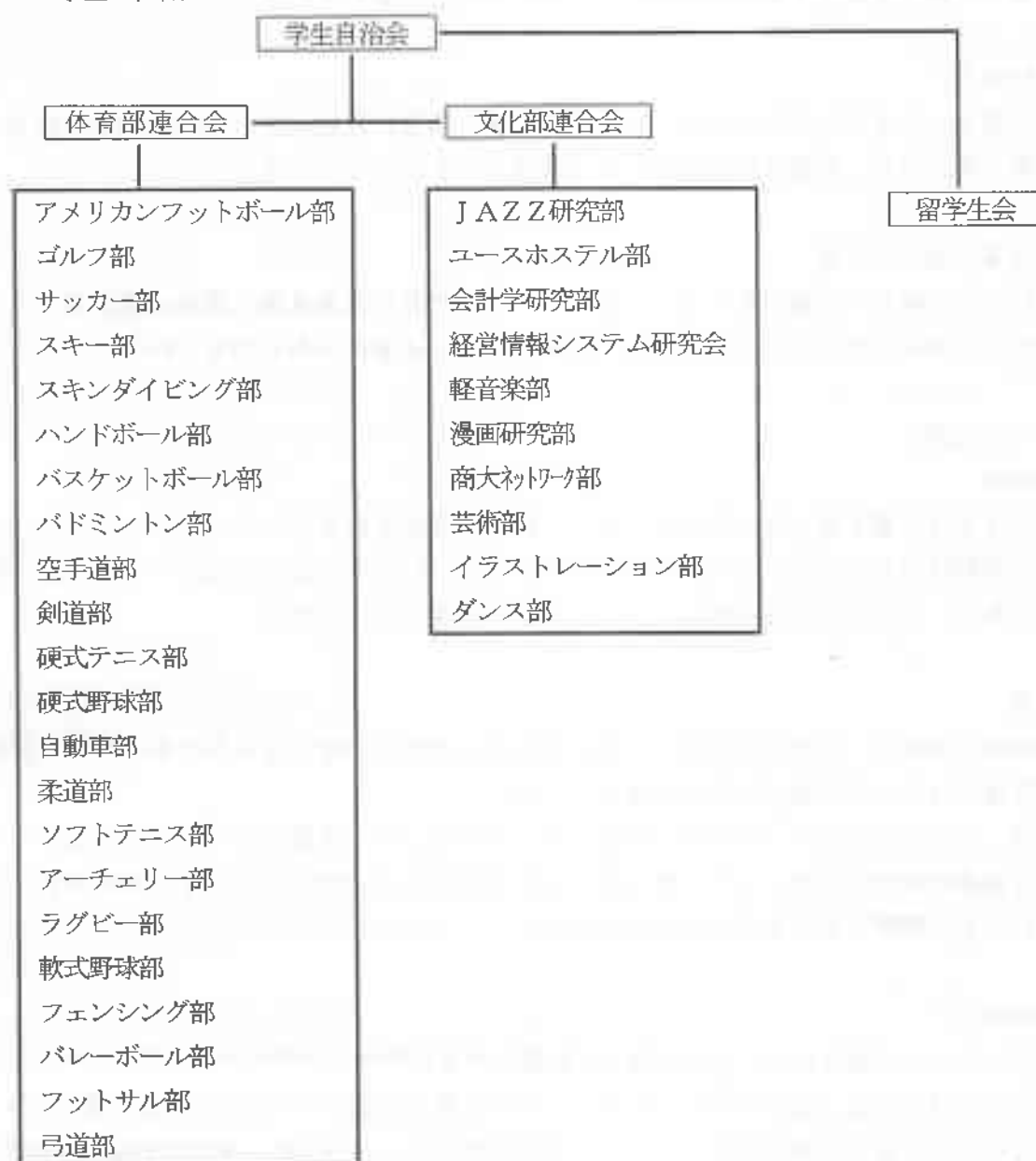
①学籍異動状況

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
学 生 数 基 準 日	2000/5/1	2001/5/1	2002/5/1	2003/5/1
学 生 数	3 4 5 5	3 5 7 7	3 6 3 4	3 6 0 5
退 学 者	1 6 5	1 4 8	1 9 5	2 1 6
除 籍 者	9	3 3	4 5	3 9
離 籍 率	5. 04%	5. 06%	6. 60%	7. 07%

なお、平成15年度より退学者および休学者に対しては授業料・設備費の返還を行っている。

4. 課外活動

学生の組織



体連 22 団体、文連 10 団体 (H16.1現在)

①リーダースキャンブ

現状の説明

文化部連合会および体育部連合会の各団体の責任者と大学の教職員代表（学生生活委員）が一堂に会し本学湯河原研修所において実施しているのがリーダースキャンブである。それぞれの連合会執行部においてイベントを企画し毎年その内容を変えて実施しており体連リーダースキャンブでは、毎年特別講演として講師を招き講演会を実施している。通常、1泊2日で実施。（文連7月・体連2月に）

点検評価

学生の代表者と学生生活委員（各連合会の担当者および学生部長、事務局員）とが宿泊体験を通して相手を理解するための良いイベントとして定着している。

長所と問題点

宿泊合宿という点で、学生とのコミュニケーション増進に役立っている。学内での双方の認知度が高くなり、気軽に挨拶を交わせる環境ができあがっている。

将来の改革に向けた方策

できれば、全学的（一般学生にも）に広げていければ更に帰属意識の高揚に繋がる。自治会、文体連を中心にイベントとして計画していく必要があるかもしれない。

②大学祭（飯山祭）

現状の説明

毎年、11月の第1土・日に実施しており、既に36回を数えている。

本学の学祭はいわゆる文化系発表の場というよりは、むしろ地域参加型イベント中心の大学祭であり、その中心には中庭のフリーマーケット等があげられる。

点検評価

大学祭実行委員会（学生有志団体）が中心となり、大学との窓口を一手に引き受けており実行委員だけは1年を通じて繁忙を極めている。

委員は、自主的に参加し、約50名の組織となっている。その活動は4月の新入生勧誘にはじまり毎週の定例ミーティング、夏合宿から10月のリハーサルそして11月の本番へと半年以上もの時間と労力をかけて実施される。

長所と問題点

本学だけのことではないが、やはり課外活動離れが多い昨今の大学生のなかにあって実行委員のがんばりには、頭が下がる。ただし、その大変さは隔年での委員会組織の構成にあり、なかなかうまく引継が出来ていないのが現状である。そのため、学生担当は毎年同じ説明を行い、同じ注意を与えているのが現状である。

将来の改革に向けた方策

商学部という本学の状況を考えると、学部学生はそれなりに知識を習得しているわけであり、学生最大のイベントである大学祭についても、ただ楽しいというだけでなく莫大な予算を効率よく使い、イベントを成功させるという社会に出る前の大きな勉強の場として考えてほしいものである。

これからは、付近住民だけでなく一般学生をどのように取り込み、参加させていくかその方向性についても検討し（もちろん学生部を巻き込んでいいのだが）方向を決める必要がある。

入 試 概 要

本学は、商学部の単科大学として創立され3学科（商学科、貿易・観光学科、経営情報学科）にそれぞれ異なる専門科目を設置して、各学科の特色を打出している。

ここでは、入試制度について過去5年を振り返り概要を詳述していく。入学試験制度を大きく分けると、一般入試・推薦入試・センター試験利用入試となっている。

センター試験利用入試については、大学入試センター主導ということもあって実施に関する大きな変化はない。併せて本学が設ける選抜要件も制度・定員共に変更点・改善点は見当たらない。

一般入試は、例年各学科別に2月上旬を試験日と定め、2日は商学科、3日は貿易・観光学科、4日は経営情報学科として実施している。学科間の併願受験も可能である。平成13年度からは英語・国語・選択科目（政治・経済、世界史、日本史、簿記、数学）3科目試験科目であったものを、英語と国語の2科目とした。さらに、平成15年度から前期・後期の2期に試験を実施している。前期は従来通り学科別に2月上旬に行い、後期に新設した入試は、3学科共3月上旬の同日に実施した。後期については学科間の併願不可として、定員も若干名であり各学科の定員補充の方針が強いようである。

推薦入試については、公募推薦、スポーツ推薦、商大高校推薦、留学生の4つの制度を行っている。公募推薦の推薦条件は、評定平均値3.5以上または3.0～で簿記・英語・情報などの資格取得者との条件から平成13年度より3.2以上という条件のみに変更された。スポーツ推薦は、枠数を平成15年度から30名を50名に変更した。商大高校入試については本学と高校との打ち合わせに従い、適宜制度改善している。平成16年度は推薦条件となる評定平均値を2.7以上に引き下げた。

新規増設入試制度として、平成11年度より本学卒業生在勤高校を対象に、指定校制度を導入した。さらに、平成13年度からは過去5年の志願者、関東甲信越の商業高校、観光科設置高校など本学の定める特定の条件を満たした高等学校を対象に、288校を新たに指定校に加え、卒業生在勤校入試と共に指定校入試として現在に至っている。両制度による指定校数は平成16年度現在442校となっている。

また、平成13年度より協定校入試として中国の北京第二外国語学院から学生の受入れを行っている。

自己点検項目一覧

1. 入試制度について

① 継続入試制度

1) 一般入試

ア) 試験科目の変更：平成 13 年度より 3 科目（英語・国語・選択）から 2 科目（英語・国語）入試へ変更

イ) 試験日程の変更：平成 15 年度より試験日程を前期（2 月）・後期（3 月）の 2 回に分けて実施している

2) 公募推薦

ア) 推薦条件の変更：平成 13 年度より評定平均値 3.5 以上または 3.0 以上の簿記・英語・情報などの有資格者であることから評定平均値が一律 3.2 以上であることへ変更

3) スポーツ推薦

ア) 人数枠の変更：推薦枠人数が平成 15 年度より 30 名から 50 名に変更

4) 商大高校推薦

ア) 推薦条件の変更：平成 16 年度より評定平均値 3.0 以上から 2.7 以上へ変更

イ) 入試区分の変更：平成 16 年度より普通科・商業科の区分から、商業科のうち観光類型の生徒を対象に観光という別枠で受入れる

5) センター試験利用入試

6) 留学生・帰国生徒・社会人

7) 編入学生

② 新設入試制度

1) 卒業生在勤指定校：平成 11 年度より卒業生が勤務する高校より受入れる

2) 一般指定校：平成 13 年度より過去 5 年に志願の多い高校、関東甲信越の商業高校、観光科設置高校を対象として普通・商業・有資格・特待生・観光科の各項目別に受入れる

3) 北京第二外国語学院協定：平成 13 年度より受入れる

4) 編入学指定校・協定校・海外協定：平成 13 年度より受入れる

5) 指定校（日本語学校）：平成 15 年度受入れる

2. 入試広報

① 入試相談会（地域縮小、回数減など）

② オープンキャンパス（4 年実施報告）

③ 高校訪問（指定校訪問開始と同時期）

3. データ：過去 5 年全種類・志願者

1 入試制度について

①継続入試制度

1) 一般入試

〔現状の説明〕

データでも判るように、一般入試における、本学の受験者数は年々減少傾向にある。平成 13 年度からは、英語ⅠⅡ・国語ⅠⅡ・選択科目（政治経済、日本史B、世界史B、簿記、数学Ⅰより1科目）の3科目受験から、英語ⅠⅡ・国語ⅠⅡのみの2科目受験に変更し、受験し易い制度を導入したのだが、受験生減少を緩和することはできなかった。

平成 15 年度からは一般入試そのものの受験機会の増加を目論見、通常の2月受験（前期）に加えて3月上旬（後期）にも試験日を設けた。この結果、平成 15 年度入試における志願者数は、前期・後期両志願者数を併せ、かろうじて平成 14 年度実績を上回った。

〔長所と問題点〕

一般入試の入学者は、現在本学で実施している入試体系においては倍率も高く、他の入試項目と異なる前項のような学力試験の結果によって入学しているため、基礎学力が比較的高いと考えられる。これは、入試選抜試験優秀者が特待生として遇されることから明らかである。昨今の大学を取り巻く事情を考慮しても、新入生の学力レベルを保持し、良質な学生を確保する上でも一般入試に懸かる期待は大きい。

一方で、一般入試の志願者数減少を抑制するには、学内教育の充実と施設整備についても考慮し、入学者へ反映させる必要がある。さらに、継続的に受験者数を確保するには、合格者に選ばれる大学となる必要がある。

〔将来の改革に向けた方策〕

受験生の確保という観点から考え、本学が求めるべき入学者の人物像を明確化し、受験生に選ばれる大学である必要がある。また、一般入試の性質上、併願による受験者が多いことから、作問内容の検討や、受験科目を1科目にするなど、志願者が受験し易い入試環境の構築にも気を配る必要がある。

広報の分野においても、従来行っているラジオ放送や高等学校・予備校・進学塾などへの告知に加え、日程ポスターを持参するなどして、本学の様子や、入試日程・選抜方法などを広く周知する以外に効果を期待できる方策は見当たらない。

2) 公募推薦入試

〔現状の説明〕

公募推薦入試の出願資格は、本学を第一志望（専願）とする心身ともに健康な現役高校生で、学校長の推薦のある評定平均値 3.2 以上のものとなる。別表の通り、定員 70 名の枠数に平成 16 年度入試では 97 名の応募があった。昨年度の志願者数とは比べるべくもなく、減少傾向に歯止めは掛かっていない。

出願に要する応募書類は「志願票・学校長の推薦書・調査書」となり、選考は「論文」「面接」によって行われる。

〔長所と問題点〕

公募推薦入試を利用して本学を希望する生徒は、本学を第一志望と考えており、学修意欲も旺盛である。高等学校での学習成績も標準以上であることなどから、比較的に真面目な生徒が多いと思われる。

一方で、同じようなレベルの生徒が集まっているはずの入試形態なのだが、評定平均値に高校格差や教育課程が含まれないことなどから、特定科目における学力差が大きく、入学後に相応の学修指導が必要である。

〔将来の改革に向けた方策〕

公募推薦入試の志願者の多くは本学を志望の上位に位置付けており、志願者数を伸ばすには本学の魅力を広く広報する事と、とりもなおさず本学自体の社会的評価を高める事が重要である。生徒が推薦入試で本学を受験する場合、専願であることから、生徒が本学を志望するかどうかは「興味ある学問を学べるか」「卒業後にどのような進路が開けているのか」など入学後の満足度、修学効果に期待を持てるかどうかにかかっている。

よって、広告を効果的に波及せしめる方策としても、在学生の満足度、卒業生の社会的評価は重要な要素となる。むろんのこと、学修環境・課外活動等も大学の姿を反映させる要件と言えるが、公募推薦募集に関する場合、入学後に充実した学生生活を送る在学生をどれだけ抱えられるかが、最も重要である。さらに、そうした学生情報を定期的に高校側へ発信することにより、説明会を数多く実施するよりも、効果的に高校生の耳目へ本学の様子が伝わるものとする。

3) スポーツ推薦入試

〔現状の説明〕

スポーツ推薦入試は、本学規定に基づき、指導体制が整い・練習場が確保できて・対外試合などで実績があると考えられる各部に入部を希望し、評定平均値が 2.7 以上である生徒を対象に実

施されている。平成 16 年度入試におけるスポーツ推薦入試の定員枠は 50 名だが、スポーツ推薦選考委員会の決定により 45 名を各部に割り振り 5 名を欠員とした。

各部がスポーツ推薦制度を利用する場合、まず推薦希望枠数をスポーツ推薦選考委員会へ申請する。申請された書類をもとに、スポーツ推薦選考委員会において前述の内容を検証し、単年度ごとに各部の推薦人数枠を決定する。枠数決定後は、募集に関する広報活動・高等学校との折衝・実技審査等一部の入試業務は各部が主幹するところとなる。

その後、各部で取りまとめた実技審査合格者を対象に願書が配布され、生徒は出願手続きを行う。この段階をもって検定料が発生し、この後の入試業務は全て入試事務室の主幹となる。出願手続き完了後、志願者は、スポーツ推薦選考委員会委員による面接試験を受験する。そこでの人物評価をもとに合格証が発行され、合格者が入学手続きを終えると、スポーツ推薦者に対する入試業務は終了となる。

〔長所と問題点〕

スポーツ推薦入試は他の入試制度と異なり、募集・選考に関する大部分を各部の負担に依るところが多く、大学（入試事務室）としてかかる人的・経済的負担は軽微である。それにも関わらず、毎年募集人員枠に均しい人数が確保されている点は長所と言える。さらに、硬式野球部をはじめとする幾つかの部で、全国大会出場など社会的評価が浸透し、その分野における本学の地位を高揚させている。この他にも、多くのスポーツ推薦入学者は帰属意識が強く、有効な練習方法も熟知していることから、個々のクラブ運営に与える影響は顕著であり、全体的には継続的にスポーツ推薦者を擁している部の活動は盛んである。そのため、こうした外部評価の高い部については、スポーツ推薦以外の入試選抜項目へも広告効果が波及し、生徒が本学を志望する一要因となっている点は特筆される。

一方で、複数の団体に有力選手を補強することにより体育部全体の活性化を図っているのだが、こちらの効果は捗捗しくなく、柔道部などのように、何らかの原因で一時的隆盛を維持できていないクラブもでてきている。

また、スポーツ推薦入学者に対する優遇措置がないことから、有力選手を他大学と競合した場合、経済的理由などから本学が敗れるケースが多く、近年スポーツ推薦枠欠損の主要因となっている。今後スポーツ推薦定員枠を確保する上で何らかの方策が望まれる。

〔将来の改革に向けた方策〕

スポーツ推薦入試の場合、「どういった生徒を受入れるのか」「どこに強化・活性化の力点を置くのか」といった、大学としての方針が不透明である。入試選抜の大部分を各部に依存している事もその要因として考えられるが、根本的な要因はスポーツ推薦選考委員会にあると考える。そもそも、単に「課外活動の活性化」を求めるのか、本学の社会的評価を高める一助として「クラブの強化」をしたいのか、その指針が定かでない。選考に際する論議にしても、この何れの見地にも立っておらず、単に各部による枠の獲得合戦の様相を呈している。選考委員会としては、単

年度ごとを考える思考ではなく、中・長期的な視野をもって「強化」「活性化」を考え、この制度をどのように活用していくのか、その指針を示す必要がある。

また、本学には成績優秀者、資格取得者に対する経済的援助は設けているものの、スポーツを含む他の諸活動について経済的援助を得られる制度が不足している。今後もスポーツ推薦で継続的に優秀な人材を確保し、定員枠を充足するには、この層の入学者に対する何らかの措置が必要である。

4) 商大高校推薦

〔現状の説明〕

本学の姉妹校である横浜商科大学高等学校（以下商大高校）対象には、公募推薦とは別枠で、商大高校特別推薦入試を実施している。

また、実施に当たっては毎年本学と商大高校との間で情報交換会を設け、受け入れ人数、推薦条件等に関する意見調整を行っている。これにより、平成16年度からはそれまで評定平均値3.0以上であった推薦条件を2.7以上に変更した。さらに、推薦受け入れ区分についても、従来の普通科・商業科の区分に加え、商大高校商業科内に設置されている観光類型の生徒を対象として、観光という区分を新たに設けた。現在、志願者は全員受入れる方針をとっているが、選考は書類審査（学校長の推薦書、自己推薦書など）と面接によって行われている。

〔長所と問題点〕

商大高校からは毎年200名前後の入学者があり、定員確保という観点に立てば、正にこの制度は本学の根幹を成す重要なものといえる。

また、建学の精神が同一であるところから、本学の教育理念をよく理解しており、帰属意識の強い生徒が多いことも長所といえる。

一方で、入学者の1割程度の学生が退学・除籍などの理由により卒業できずに本学を去ってしまう。一概には論じられないが、本学の学修効果が入学してくる生徒のモチベーションを刺激していない可能性が高く、他校から入学してくる生徒にも当てはまる問題であり、今後充分に検証する必要があると思われる。

〔将来の改革に向けた方策〕

本学による学生確保に関する方策の中で、商大高校推薦の区分は最も重要な項目である。このことを本学側が認識する時期にきている。商大高校との関係を保ち、相互協力を促進することが肝要である。

また、前項で述べたように商大高校を含めた如何なる入学者に対しても、満足のいく魅力有る教育をしていかなければならない。昨今の本学を取り巻く環境から、志願者数を維持し、大学を

存続させるには、「入学者数に均しい数の学生をいかにして付加価値を授けて卒業へ向かわせるのか」にかかっている。卒業できない大学、入学後に付加価値の付かない大学は、受験生に選ばれない大学となるからである。

②新設入試制度

1) 卒業生在勤指定校

〔現状の説明〕

卒業生在勤指定校入試は、平成 11 年度に本学への受験者数減少を緩和させる措置として入試制度に組み込まれ、本学卒業生が教諭（または事務職員）として着任している高等学校を「卒業生在勤指定校」に定め、在勤者の人数に応じ 2 名から 3 名の枠で志願者全員の受け入れを前提として実施した。初年度は約 70 校を指定校に定め、32 名の生徒を受入れた。毎年、年度の初めに対象校が確定するため、卒業生在勤指定校対象入試説明会・個別訪問などを実施して、高校側への制度説明と募集依頼を行っている。

選考方法は、書類審査（学校長・在勤者による推薦書、自己推薦書など）と面接によって行われ、評定平均値に制限は設けていない。

〔長所と問題点〕

卒業生在勤指定校推薦は、導入されてから 5 年目を向かえ制度として順調に根付きは始めている。入学者数も毎年 40 名前後を数え、志願者が減少する中で学生数確保の一翼を担っている。さらに、この制度を利用して入学してくる生徒は、卒業生教諭によって事前に本学の情報を充分与えられているため、本学の要望する人材（生徒）を確保する上からも重要な入試項目と言える。

また、卒業生在勤者を学内に招聘し、在学生（1 年生対象）との懇談機会を設けている。これにより卒業生は在学生から直接本学の様子を聴取する機会を得、本学も卒業生在勤者を通じて高等学校を取り巻く時事情報を得ている。

しかし、ここでも問題となるのは「入学後に学内でどのように付加価値を授けたのか」という点である。卒業生が手塩にかけた生徒を受け入れ、学生としてどのように社会へ送り出したのか、大学として総合的に分析・検証する必要がある。入試部門は受験生確保を主眼に作業を進めるが、指定校の場合、その高校を卒業した学生の動向によって、高校との信頼関係が一気に崩れ去る危険性を孕んでいる。そうしたリスクを軽減させる努力が求められる。

〔将来の改革に向けた方策〕

在勤指定校推薦制度の場合、説明会等で大学が求める学生の質、意欲などポリシーなどの解説

は卒業生自身が熟知しているため、不必要だと考える。反対に高校側からの情報の吸い上げに注力すべきである。学生数の確保だけに専念し、数合わせに甘んじている現在の制度では本来築き上げなければならない信頼関係が薄れていく可能性がある。前項でも述べたが、大学として入試管理委員会・教務委員会・学生生活委員会・就職委員会の連携において検討していくべき問題だと考える。今年から、いよいよ教職課程の「情報」免許も交付されるが、高等学校教員就業者が増える見込みは少なく、これを個々の学生の能力と決めつけるのか、指導・教授の方法に工夫を凝らすのかで今後本学を取り巻く評価が分かれるところである。

また、本制度の利用分布を高校別に見ると、圧倒的に関東及び静岡地区が多い。地方の卒業生在勤校に対する呼びかけも続けているが、実施日時の問題、出張費等経費の問題などから参加を見合わせている卒業生も多く、地方の卒業生教諭へかかる人的・経済的負担を軽減させる措置についても検討の必要がある。

2) 指定校入試

〔現状の説明〕

データでも判るように、公募推薦入試、一般入試共、本学の受験者数は年々減少してきている。その対策として平成 11 年度にまず「在勤校指定校制度」を導入し、その翌年から「指定校入試制度」を新設した。対象校の選定は、入試管理委員会を中心に協議を進め、過去の受験者数、関東甲信越地区の商業高校、観光学科設置高校など、本学の特色を加味した上で審査基準を設け全国の 289 校を対象として決定した。その後も、入試管理委員会の審査による指定校希望高校や、新規校を加え、平成 13 年には 391 校、平成 14 年には 428 校となった。平成 16 年度入試を実施した当年では、対象校は 442 校を数えるまでに増加している。

指定校推薦入試には、前述したように本学が定めた高校を対象に、「別表」に定める推薦基準によって志願者が選抜される。評定平均値の基準は特に設けていないが、推薦枠を越える志願者がいる場合は高校ごとに出願者を絞って頂く。

本学での選考は書類審査(学校長推薦状・自己推薦書・調査書等)と面接によって行われるが、原則的に志願者の全てを受入れている。入学者数確保という点で、目的は達成されている。

〔長所と問題点〕

ここ数年間に入学した学生の割合を見ると、商大高校を含む指定校からの入学者が多く、学生数の半数以上を占めるに至っており、この制度を利用して入学しているものから、特待生や資格取得者なども多数輩出している。このように、本学の商業特性を活かすことは、学生数の確保と同時に大学にとって好材料と言える。

一方問題点としては、他の項目でも取上げたように、高校生受け入れの制度を増やし、入試項目の補強・改革を試みるなどして入学者数減少に一時的な抑制をかけたとしても、入学後の学生

満足度、大学卒業後の進路等が充実しない限り、抜本的な志願者増には結びつかない。特に指定校制度の場合この点が顕著に表れ、在学生（卒業生）から母校へ流れる情報により、その後の高校側の対応に大きな変化をもたらす。学内の教育成果によっては対高校とのパイプが閉ざされる可能性がある点は重視せざるを得ない。

〔将来の改革に向けた方策〕

入試制度の新設は、本学が本来求めている質の高い学生を確保するとともに、学内で充実した人材教育を施さなければ実りある制度とは呼べない。このために、まず志願者募集に際し高校側へも入試種別ごとの明確な要請基準を通達する。次いで、高校での教育課程・資格入学者等に配慮した大学での履修システムを構築する。さらに、出口支援として現行の就職支援に加え、採用試験対策として必要な基礎学力の向上と一般常識などを涵養する講座を設け、出口の充実を示す。など全学的な見地から改革を行う必要がある。一般入試・公募推薦とも受験者の減少に歯止が掛かっていないのが現状であり、志願者の評定平均値も下がりつつある昨今。比較的学力水準の高い生徒が集まる「指定校制度」を有効に活用すべきである。

3) 北京第二外国語学院協定校入試

〔現状の説明〕

協定校である中国の北京第二外国語学院（以下二外）からの学生受入れは平成 13 年から始まった。初年度は 7 名、平成 14 年度は 4 名、平成 15 年度には 7 名の学生を受入れている。受験生の募集・書類審査・受験については、二外へ出向いて実施している。試験実施に際し、本年度は入試管理副委員長 1 名と学務部長が二外へ赴いた。選考は面接と小テスト（英語・日本語）を行い、本学での判定会議を経て合否の通知が行われる。原則的には志願者全てを受入れている。

〔長所と問題点〕

二外特別推薦入試制度は、二外との協定に基づいて行われているため、一般の留学生と違い、入学が決まってから日本へ来日する。そのため、ビザ申請など入国書類の処理を、本学事務局が代行して行っている。また、住居が決まるまでの期間は本学の宿泊施設を貸与し、授業料等に関する払込に関しても優遇措置も設けて対応している。このように、二外の学生を受入れる事による長所は特に見当たらない。しかし、日本語能力に不安のある学生なども、本学に派遣されている交換教授が補習を担当するため、安心して語学能力の向上に努められる点は有効である。

〔将来の改革に向けた方策〕

現在、外国人留学生の入試制度として、留学生入試（若干名）、指定校（日本語学校 5 校各 2 名）、海外協定校（二外 10 名以内）を実施している。本学の学生総数に比較してみると 5 % 前

後を推移していることになる。昨今の社会情勢等を鑑みて、留学生たる資格を得ることが目的で大学を受験する外国人と、そうではなく、本来の学問（探求・修得）を目的としている外国人とを見分ける精度が入試選考にも求められる。また、同時に入学後の受け入れ策として、現在行っているチューター制のような、留学生の修学に向けた更なるフォローアップ対策が必要である。

別 表

**平成16年度 横浜商科大学 指定校特別選抜者 入学試験
推薦出願基準**

【出願基準】

1. 普通高等学校選抜

2. 商業高等学校選抜

(1) 本学が指定した高等学校（普通科・商業科）で、当該校長推薦の生徒とする。

（推薦数は、原則として1校につき2名とする）

(2) 普通科・商業科が併設されている場合は、どちらの学科より推薦されても支障ありません。

3. 有資格者選抜

有資格者とは、本学が指定した高等学校において下記（1～11）の資格のうち1つ以上を有する生徒とする。

(1) 日本商工会議所主催 簿記能力検定試験 1級合格者（本学における平成16年度有資格者特待生候補）

(2) 日本商工会議所主催 簿記能力検定試験 2級合格者

(3) (財) 全国商業高等学校協会主催 全商簿記実務検定試験 1級合格者

(4) (社) 全国経理学校協会主催 簿記能力検定試験 1級合格者

(5) (財) 全国商業高等学校協会主催 全商英語検定 1級合格者

(6) (財) 日本英語検定協会主催 実用英語技能検定 2級以上合格者

(7) (財) 全国商業高等学校協会主催 全商情報処理検定試験 1級合格者

(8) (財) 全国商業高等学校協会主催 コンピュータ利用技術検定試験 1級合格者

(9) 経済産業省（旧通商産業省）主催 初級システムアドミニストレータ試験 合格者

(10) 経済産業省（旧通商産業省）主催 基本情報処理技術者試験 合格者

(11) 日本商工会議所主催 販売士 2級合格者

4. 特待生出身校選抜

本学特待生規定により、在学中に成績優秀者（各学年、各学科1名）として特待生と認定された学生の出身高等学校を指定校とする。ただし、その選抜は特待生としての認定後3年間に限り1校につき1名ないし2名とする。

5. 観光科特別選抜（観光に関するものを含む）

本学が指定した高等学校で、観光に関するものを含む学科を設置している高等学校より、原則として1校につき1名とする。ただし、普通科・商業科・その他の学科が併設されている場合は、どちらの学科より推薦されても支障ありません。

6. 卒業生在勤校選抜

(1) 本学出身教員の勤務する全日制高等学校の生徒1名ないし2名とする。

(2) 本学出身教員が同じ高等学校に2名以上在勤している場合は、推薦枠を3名以内とする。

(3) 本学出身教員が退職した場合は、退職後2年間は当該高等学校からの推薦を有効とする。

(4) 本学出身教員が転勤した場合は、転勤後1年間は当該高等学校からの推薦を有効とする。

7.その他

- (1)推薦生徒は、平成16年3月卒業見込みの生徒とする。
- (2)志望学科につきましては、生徒の希望する学科とする。
- (3)評定平均値の基準は設けない。
- (4)3年間入学実績がない場合は、指定校を依頼しないことがある。
- (5)選抜基準3-(1)日商簿記1級取得者につきましては、別途本学入試事務室までご連絡下さい。

2 入試広報

①入試相談会

〔現状の説明〕

入試相談会は、広告代理店が大学と高校の間を取り持ち実施されている。そのため、予算に応じ、相談件数・参加地域・回数等の諸条件を絡め、どの地域に何度参加するのか入試事務局で検討し厳選して参加している。本学が参加している相談会には大きく二通りのものがある。

①は従来から行われている相談会で、主にイベントホールなどを利用しブース形式によって実施される。大学は入試資料を持参し、担当者はブースで受験生の来訪を待つスタイルである。訪問してきた進路指導の教諭、受験生、父母などに入試概要・本学の特質概要等を説明する。量的な要請を満足させながら、質的レベルを確保しつつ、2003年は神奈川県内年8回を中心に東京・静岡・長野各1回に参加した。

②は高等学校内で実施される相談会で、高校へ直接赴きその高校の生徒を対象に、講義形式・ブース形式等高校の要請に従い説明会を実施する形式である。1校を対象に複数の大学が訪れ相談会を実施するため、参加人数は少ないが反面出願に結びつく確立は高い。今年度は約40校に参加した。

〔長所と問題点〕

現在の相談会は少子化・受験対象者の減少などからか、専門学校との同会場開催、高等学校を直接会場とした形式、会場に来場できる高等学校を限定して実施するもの、本学の紹介ではなく社会学系（法・経・商・等）全般の紹介を求められる形式など、動員方法、会場、実施スタイルなど多岐にわたっている。むろん、予算との兼ね合いから全ての説明会への参加は困難だが、各会場に本学のスタッフが赴き、資料が並ぶことによって会場自体へ足を運んだ人々への広告効果が期待できる。特に、受験希望者との対話機会を得た場合、不安や迷いを払拭し、本学受験に向けての後押し効果が期待できる。

一方で、規模の大きな会場では偏差値重視の傾向も色濃く、本学が参加しても、割の合わない場合がある。また、全国の主要都市で地方新聞社とのタイアップにより相談会が開催されているため、規模の大小を問わず多数の大学・短期大学も集まっている。本学では各地域の相談件数も減り、参加料に見合う受験生数の確保が難しいとの判断から、近年参加地域と回数を縮小する傾向にあるが、前述の通りこうした説明会の場で、本学の露出が減る事は広報の面では大きなマイナスといえる。

〔将来の改革に向けた方策〕

受験生確保に関わる広報手段として、入試相談会への参加はやはり切り離せない。しかし、前述の通り、予算その他の兼ね合いを熟慮した上で、重点地域、切離せない地域、周知地域など前

年度の志願者状況を参考に地域ごとの格付けを行うのも一つの方法である。また、接触対応である相談会では担当者の印象も非常に重要である。事前に接客マナーを修得するなど、面談に対する心得が必要である。そして、年間契約を行っている大規模入試相談会については実情を多くの教職員に理解してもらうため、従来どおり入試担当以外の教職員を派遣するのが好ましい。その際、接客における十分な知識の修得は必要要件となる。

受験希望者との最初の接点である相談会には、次のステップへと進ませる吸引力が求められる。相談会からオープンキャンパスへ、さらにはオープンキャンパスから受験へ結びつくよう、「本学の強み」「進学後にどんな得をするのか」など、受験希望者の視点に立った説明能力が求められる。本学の商品価値を的確に伝える手法研究が必要であろう。

②オープンキャンパス

〔現状の説明〕

オープンキャンパス実施年数は本年度で4年目を迎え、年間4～5回実施している。ホームページや他の広報媒体誌等に掲載日程の掲載を行い受験生への周知を図っている。参加人数は毎回200名前後となっている。主な実施内容はPC（パワーポイント）を利用したの大学紹介、キャンパス見学、在学生との個別相談、模擬講義（各学科の専門科目）、就職情報、食堂体験（試食）、臨時送迎バスの運行、入試全体の概要説明に加え、開催時期に応じて公募推薦入試、一般入試の内容に関する解説を加えている。つるみ・みどり両キャンパスで開催しているが、平成15年度の実績では、つるみ1回、みどり4回の実施であった。各回とも来場者への主な説明は3役（入試管理委員長＝商学部長、入試管理副委員長＝教務部長・学生生活部長）が行った。

〔長所と問題点〕

オープンキャンパスの実施により、受験対象者へ本学の様子を直に伝える機会が増加した。受験案内、施設紹介、模擬授業など受験希望者の欲する情報を「体験」させることにより本学への受験意欲を高めている。

反対に、「写真」「吹出し・コピー」など印刷媒体によるイメージ戦略が先行し、実施中身が伴わない場合、本学の「強み・特色」を直接伝えるべきオープンキャンパスでは、受験者確保において大きなマイナス要因となる。また、仮に大学が良質の材料を多数そろえていても、オープンキャンパスの性質上、参加者に「実体験」としてそれが伝わらない場合、やはりマイナス要因になってしまう。

〔将来の改革に向けた方策〕

そもそもオープンキャンパスへ参加している受験対象者は、本学への進学思考が高い。従って、本学をよりよく知るために、あるいは幾ばくかの迷いを払拭するために参加しているケースが多い。これを迎える大学側としては、参加者をいかにして他へ逃がさず、本学への受験に結びつけ

るかを強く念頭に置く必要がある。動員人数増加に向けた方策も必要だが、まずは実施内容の充実が急務と言える。

実施内容の充実に向け、まず本学の「強み」を洗い出す必要がある。特色を際立たせ、競合する他校などとの違い、進学後に「どんな得があるのか」を鮮明に打ち出し、これを受験生の目線で伝える方法が求められる。次に、アンケートを充実させ「受験者の理由」と「非受験者の理由」を把握する。これにより、受験生の目線に立つオープンキャンパスの実施が可能となり、同時に受験対象者・本学の競合相手を絞るデータの蓄積にも繋がる。

また、現在本学のオープンキャンパス参加者は指定校推薦と公募推薦希望者が主であるが、一般入試・センター入試での受験希望者をも視野に含め、実施時期・広告方法の検討も必要となる。そこで、最も肝心な点は前述の通り「受験生の目線に立つ」ことである。何をどう受験生に伝えたいのか、大学として打ち出すコンセプトをまとめ、この点を吟味したプログラムの検討と、公演者（模擬講義含む）の人選が重要である。

③高校訪問

〔現状の説明〕

本学では高等学校訪問を指定校入試制度導入と同時に開始した。訪問は指定校を中心に行い、時期は本学が実施している「指定校入試説明会」の日程に合わせ5月・6月を中心に行っている。進路指導部に対する説明事項は、本学の教育方針、各種資格講座の紹介、入試制度、推薦条件、入試結果、出身学生動向など多岐に渡り、関連グッズによる周知も行っている。

昨年度からは、一般入試受験者確保のため12月に関東近郊にある高校進路指導部宛に周知広告を配付し、若干ではあるが予備校への訪問も試みている。

また、県内・東京・千葉・静岡の各都県へも高等学校訪問を実施し、近県からの受験者確保に務めている。訪問校数は年々増加傾向にあり、平成15年度実績では約140校である。

〔長所と問題点〕

高等学校側との信頼関係を構築する上でも直接訪問し、本学の様子を伝えることは有効な手段といえる。同時に、訪問に際し高等学校側の関心度が高い「自校出身者の現状や進路状況」について情報を提示し、学内で実施している習熟度別クラス編成や成績不振者指導、個別面談などの特別指導の充実について紹介することは、高等学校側からも高い評価が得られるため、長所の部分といえる。

他方で、近年高校訪問を実施している大学が多いためか、訪問高等学校によっては、よりよい条件、好材料の提示を求められるケースもある。現在は、訪問するにしても手土産が必要な状況にある。入試制度面・経済面・学生生活面等、それぞれ高等学校側の求める情報をどのように提示し、有効に説明していくのか今後の課題と言える。

〔将来の改革に向けた方策〕

入試制度の多様化により、判定も複雑化し業務量は増加している。このような状況にあって高等学校訪問は人的・時間的に非常に負担の多い業務といえる。従って、どれだけ効率よく効果的に訪問できるのが焦点といえる。効果が高く効率の良い高校訪問を実施するためには、大学として各入試制度のもと、どのような学生を確保したいのか、生徒募集の力点をどこに置くのか明確に示す必要がある。さらに、大学の強み・特徴をどう広報するのか指針を定め、大学の「ウリ」をまとめる作業が必要である。

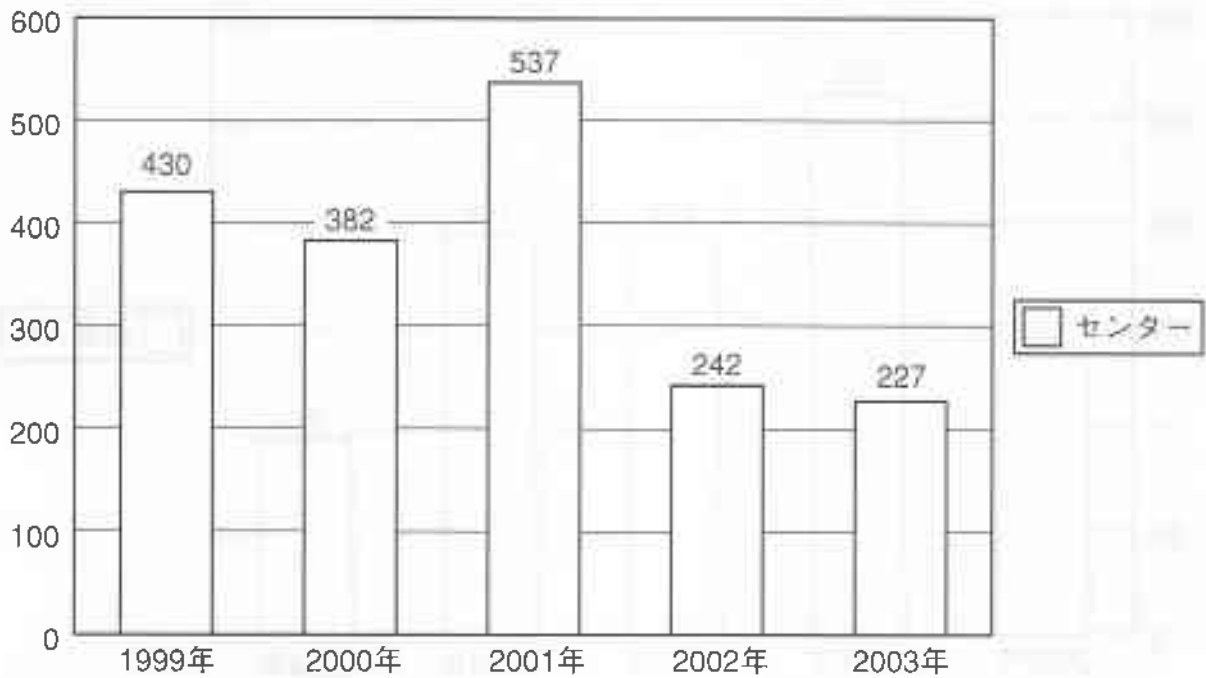
また、訪問する大学スタッフへの研修も必要である。接客対応が求められる高等学校訪問の場面では、相手へ与える印象が出願に直結するケースも多く、傾向として訪問者の肩書きによって高校側の対応に大きく変化が見られることも特筆される。これは、年長者で職責が重い人物が出向く程、その効果が期待できることを差し、説明材料の充実はもとより、こういった事例のもとに、よりよい印象を与えられる訪問手法の研究が求められる。

入学試験受験状況

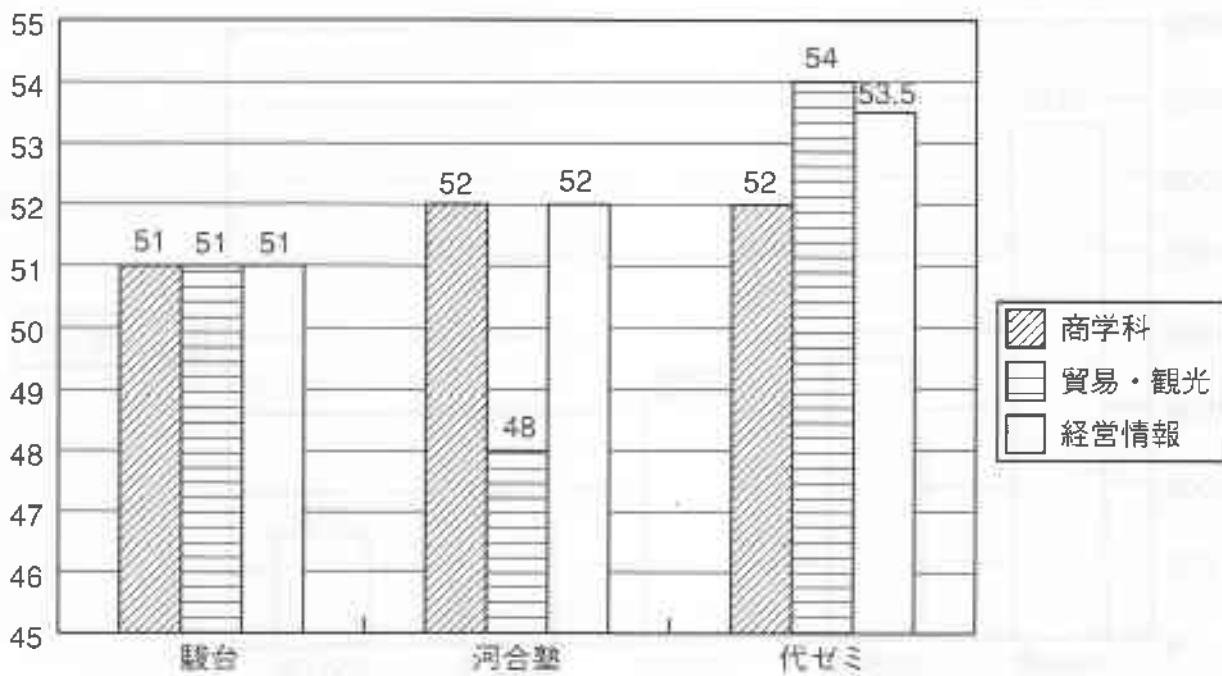
入試区分	定員	平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度		
		志願	合格	入学	志願	合格	入学	志願	合格	入学	志願	合格	入学	志願	合格	合格
一般入試	200	3338	1242	447	1833	1614	654	1599	511	166	848	302	122	718 196	258 11	116 6
推薦入試	70	208	123	121	134	126	124	262	245	240	194	191	190	196	176	173
センター	30	430	166	11	382	330	40	537	277	52	242	109	32	227	106	26
スポーツ		30	30	30	30	30	30	29	29	29	28	28	28	44	44	43
商大高校		229	202	199	158	158	158	183	183	182	214	214	214	236	235	235
留学生																
帰国生徒 社会人		29	23	17	24	16	15	38	17	15	69	16	11	39	17	9
指定校		32	32	32	25	25	25	232	232	232	289	289	288	268	268	267
二外特別								7	7	7	4	4	4	7	7	7
指定校																
日本語学校														6	6	6
合計		4296	1584		2586	2299		2887	1501		1888	1153		1937	1128	

入試区分	定員	平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度		
		志願	合格	入学	志願	合格	入学	志願	合格	入学	志願	合格	入学	志願	合格	入学
一般編入	若干名	39	25	24	34	32	26	17	10	8	5	4	2	10	4	4
社会人編入	若干名	1	1	1				2	2	1	1	1		1	1	1
指定校編入	若干名							6	6	6	7	7	7	11	11	11
協定校編入含海外	若干名													1	1	1
	合計	40	26	25	34	32	26	25	18	15	13	12	9	23	17	17

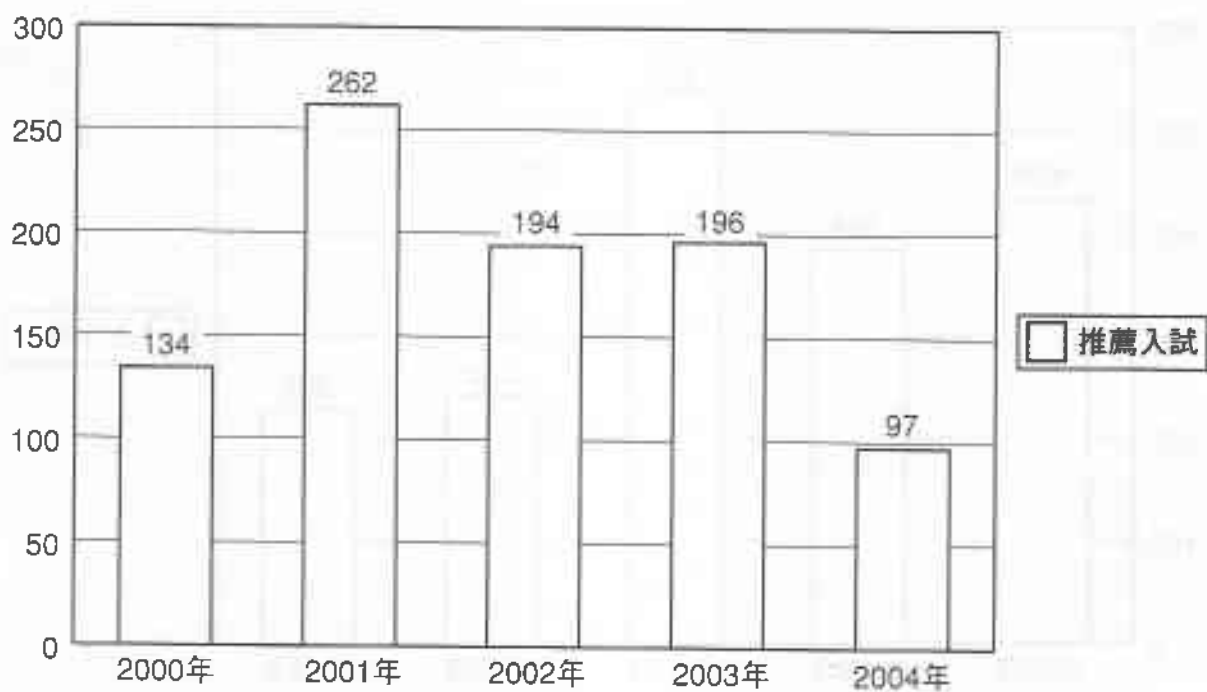
過去5年センター志願者



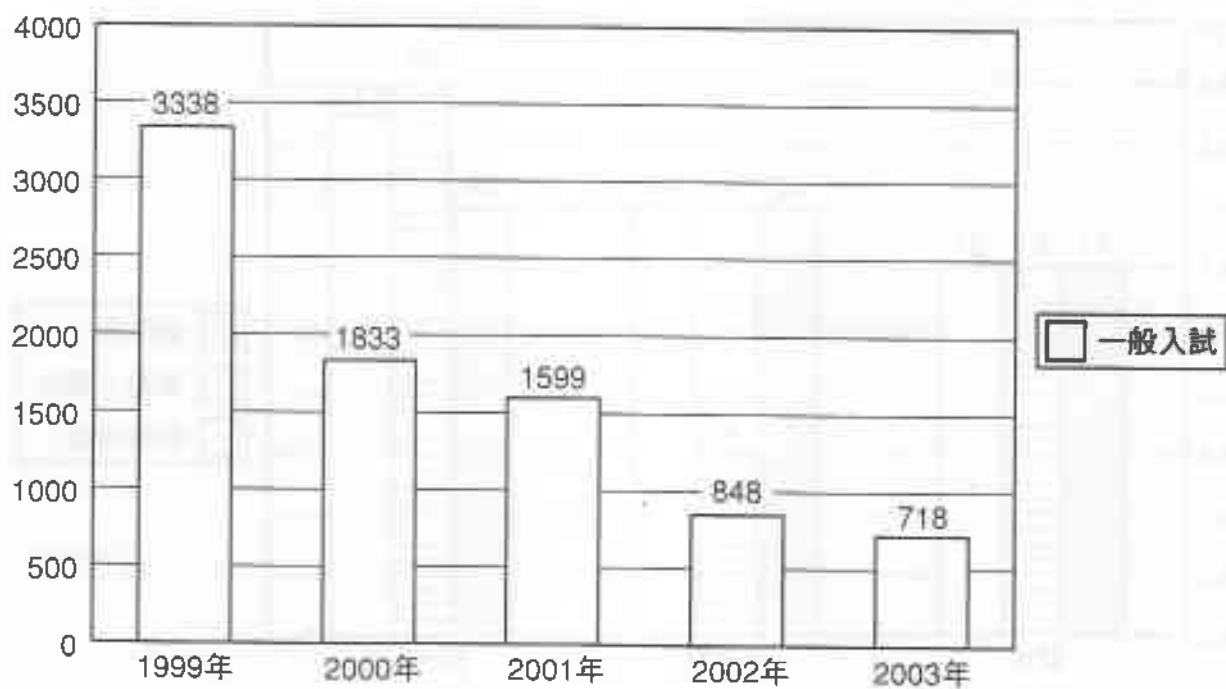
センター試験偏差値2003年



過去 5 年 推薦入試



過去 5 年一般入試



就職指導室

進路状況

[現状の説明]

本学卒業生の進路状況（表1）のうち、就職内定率を見ると、学科や年度により多少ばらつきはあるものの、毎年約5ポイント減少し、「就職しない」とする学生も年々増加している。「就職しない」学生は就職希望者の数から除いているため、全体から見る就職率（連絡とれず他は除く）は2001年3月卒業生の78.0%、2002年3月卒業生の71.7%、2003年3月卒業生の64.7%となる。

また、卒業生の業種別就職先（表2）では、2003年度のサービス業へ進む者が約10ポイント減少、運輸・通信業に進む者が約9ポイント伸びた以外は、例年どおりで大きな変化は見られなかった。

卒業生の進路状況

表1

		卒業 者数	就職 者数	就職 活動中	進学 者数	就職 しない	連絡 とれず 他	内定率
商学科	2001年3月卒業生	302	168	14	13	8	99	92.3
	2002年3月卒業生	299	187	44	15	26	27	81.0
	2003年3月卒業生	306	186	35	14	34	37	84.2
貿易・ 観光学科	2001年3月卒業生	186	103	14	13	8	50	89.6
	2002年3月卒業生	189	116	11	16	16	30	91.3
	2003年3月卒業生	190	103	24	11	24	28	81.1
経営 情報学科	2001年3月卒業生	169	85	8	9	11	56	91.4
	2002年3月卒業生	158	99	10	10	8	28	88.4
	2003年3月卒業生	189	99	36	6	27	21	73.3
計	2001年3月卒業生	657	356	34	35	27	208	91.3
	2002年3月卒業生	646	402	68	41	50	85	85.5
	2003年3月卒業生	685	388	95	31	85	88	80.2

卒業生の業種別就職先

表2

	小売業 外食産業	サービス業	卸売業	製造業	運輸 通信業	金融・ 保険業	建設・ 不動産業	公務員 その他
2001年度3月卒	25.1%	28.2%	10.3%	10.9%	7.0%	6.7%	6.4%	6.1%
2002年度3月卒	29.9%	28.6%	9.7%	9.7%	7.0%	5.6%	6.7%	3.2%
2003年度3月卒	29.3%	19.4%	8.4%	9.9%	15.7%	5.1%	8.9%	3.3%

[長所と問題点]

内定率減少の要因の1つとして考えられるのが、就職・採用環境の劇的な変化が挙げられる。バブル崩壊により企業の経営環境が厳しさを増し、大学新卒者の採用も学生の能力を厳しく見極めようとする、いわゆる「厳選採用」が進み、採用予定数に満たなくとも、優秀な人材しか採用しない方針がとられた実績もある。また、成果主義へ移行するにつれ、中途採用や人材派遣社員の実入などで、大学新卒者採用の厳しさに拍車をかけている。さらに就職活動の方法が従来の「紙」

(ハガキによる資料請求やパンフレットなど)から「インターネット」へと急速に転換した。その結果、学生の情報収集の効率は高まったものの、就職指導室に依存しないで就職活動をする学生が増え、企業ごとに重点を異にする採用活動の多様な展開に場当たりの対応し、従来とは異なる形で失敗している学生も少なくない。また2つ目の要因として、学生自身の問題も挙げられる。いわゆる「全入時代」を迎え、競争率の低下による学力の低下や無目的学生の増加、さらに留学希望者、資格取得のための専門学校への進学など、進路選択の多様化もあげられる。

[将来の改革に向けた方策]

就職指導の大きな目的は就職内定率を高めることにもあるが、むしろ学生一人ひとりが納得のいく就職活動をどうサポートするかにある。学生にとって就職は人生を左右する大きな転換期でもある。どの道を進むかは学生個人の努力と適性によるものだが、将来を見据えた就職活動をサポートすることは論をまつまでもない。そのためには就職委員会、ゼミ担当教員そして職員が互いに連携を取りながら、大学全体として学生に対して適正な情報を提供することが必要となる。

就職ガイダンス等の実施

[現状の説明]

就職指導室では、1年次ではキャリアデザインガイダンスを実施し、自分の適性や進路について考えさせる機会を設けている。また、2年次においては就職活動で必要とされるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の向上を目指し全15回の講座を、さらに3年次では、就職活動の具体的な流れから準備と方法などについて、全6シリーズに分けて6月中旬から翌年1月にかけて実施している。また、講座・講義形式のガイダンスとは別に、毎年4月には全学生に向けた「就職のしおり」を、就職活動が本格化する3年次の6月には就職活動で必要となる基礎知識や情報収集の仕方、インターネットの利用の仕方等について記載した「キャリアデザインノート」を発行している。

1年次

開催時期	内容	備考
6月 3日	卒業後の進路を考える(進路セミナー1)	69名
10月 23日	卒業後の進路を考える(進路セミナー2)	20名

2年次

開催時期	内容	備考
1回 4月 25日	自分の才能を育てよう!	32名
2回 5月 9日	コミュニケーションを学ぶ	27名
3回 5月 16日	自分の能力を確認する～自己分析	19名
4回 5月 23日	グループディスカッション(演習1)	11名
5回 5月 30日	計画を立てる1	18名
6回 6月 6日	プレゼンテーション準備(演習1)	14名
7回 6月 13日	プレゼンテーション発表会(演習1)	16名
8回 6月 20日	どう過ごす?夏休み	13名
9回 10月 17日	歴史を振り返る～自己分析	11名
10回 10月 24日	シゴトの目的～職種研究	10名
11回 11月 7日	業界/業種研究	6名
12回 11月 14日	グループディスカッション(演習2)	9名
13回 11月 21日	企画を立てる2	11名
14回 11月 28日	プレゼンテーション準備(演習2)	9名

15回	12月 5日	プレゼンテーション発表会（演習2）	11名
16回	12月12日	自己PRテスト・まとめ	11名

3年次

開催時期	内容	備考
6月9日～13日	オリエンテーション	632名
6月17日～20日	第1回就職ガイダンス （講座、一般常識模試・適性、情報処理適性）	講座 163名 一般常識模試・適性検査 540名 情報処理適性 103名
9月30日～10月2日	第2回就職ガイダンス （講座、SPI模試）	講座 235名 SPI模試 410名
10月14日～16日 10月22日～24日 11月11日～13日	第3回就職ガイダンス （講座×3、エントリーシート添削模試、一般常識模試2回目）	講座 217名 講座 202名 講座 41名（女子学生のみ） エントリーシート添削模試 375名 一般常識模試 218名
11月18日～24日 11月26日～28日	第4回就職ガイダンス （業界研究会）	講座 161名 マスコミ 24名、商社 39名 金融 17名、小売 43名 情報 25名、旅行 31名 ホテル・外食 13名、運輸 14名 業界研究会 企業計 62社、学生延べ 920名
12月3日～5日	第5回就職ガイダンス （就職活動報告会・リクルートファッションセミナー、SPI模試2回目）	就職活動報告会 32名 ファッションセミナー男 54名 ファッションセミナー女 33名 SPI模試2回目 244名
12月9日～12日 12月24日、1月31日	第6回就職ガイダンス （講座、エントリーシート添削模試2回目、模擬面接・グループディスカッション）	講座 197名 ES添削模試2回目 165名 模擬面接・GD 28名＋約 70名

4年次

開催時期	内容	備考
4月14日～6月6日	不定期に実施 述べ19日間実施	企業 43社 学生 147名
6月25日	再起動セミナー	講座 24名

[長所と問題点]

3年次に実施しているガイダンスは、近年の厳しい就職状況やガイダンスの内容を事前に配布してわかりやすくするなど工夫した結果、学生の出席状況や受講態度はきわめて良好である。また、就職活動を終了した4年生に実施しているアンケートでは、ガイダンスについて「早い時期から就職対策を実施して欲しい」「企業の方の話を聞きたい」などといった前向きな意見をもらっているが、「就職活動を行なう上で、非常に参考になった」と概ね好評を得ている。さらに2・3年次で実施している進路セミナー等に参加した学生からも残りの学生生活を有意義に過ごすきっかけになったとの声も聞く。

しかし、現在の指導体制では、就職ガイダンスに参加しない、また、就職指導室を全く利用しない学生には情報提供をできない状況にある。学生へのより一層のPRが求められるのと同時にきめ細かな学生指導が求められる。

[将来の改革に向けた方策]

近年、学生の質の低下が叫ばれているが、その大きな要因は「なぜ就職（また勉強）するか」と

いう、自分の将来に関することへの動機付けができていないことが挙げられる。「就職」について言うならば、動機付けがなされていない学生は、高校や大学受験などの経験から、就職活動を「テストの点がよければ結果が出るもの」と捉えがちになる。しかし、就職活動は、自分を確立し、その自分が将来働くにふさわしい企業を見つけ出し、効果的に企業にアプローチしていくことが求められる。そのためには「自分という人間を把握し、普段から自分なりの基準で行動する習慣を身に付けておかなければならない。3年次に充実した就職支援プログラムを用意しても、学生の意識がなければ画餅に帰すだけだ。そのためには1年次に目的意識をもたせ、さらに学年が進むにつれ就職意識を高揚させるプログラムを実施することがますます重要となる。

求人情報・企業開拓

〔現状の説明〕

本学では求人票を毎年2月上旬に、過去に採用実績のある企業を中心に約7,200社に対して送付している。表3に見るように紙ベースでの求人件数は減少傾向にあるが、近年はWEBでしか求人情報を公開しない企業もあり、インターネットを使いこなせる学生にとってその数は、何千社にも膨らむ。また、インターネット経由で直接求人を申し込める「横浜商科大学就職情報システム」を平成15年度に導入した。このシステムを導入することにより、求人の新規の申し込みは100社を超え、さらに紙ベースで届く求人情報を入力するものも含め、就職情報を一元化し、学生は自宅にいながら大学の求人情報を閲覧でき、学生の利便性は向上した。

企業開拓は平成13年までは企業訪問専門の職員がいたが、現在は就職指導室スタッフによる就職情報交換会（名刺交換会等）への出席、企業向け情報誌によるPRにとどまるのみである。

求人状況		表3
	求人社数	学生一人あたりの求人社数
平成12年度	2,230社	4.2社
平成13年度	2,345社	3.6社
平成14年度	2,451社	3.6社
平成15年度	2,288社	2.8社

〔長所と問題点〕

近年、企業の採用情報提供は、リクナビ等に代表される就職情報サイトや自社のホームページでの募集に移行してきている。そのため、大学に届く求人票は減少傾向にある。しかし地元横浜や首都圏を中心に本学の学生を採用したいとする優良企業の求人票も多くある。そのような情報をリアルタイムに届ける「横浜商科大学就職情報システム」は非常に有効性が高い。そのシステムを広く利用させる必要がある。

また、企業開拓はこれまで就職情報交換会へ参加し、そこでは大学の情報を企業へ伝え、また新たな企業側の情報も得ることはできた。しかし、短時間での面談では企業へ伝える情報は極めて少なく、採用担当者に印象を残すことは難しい。

〔将来の改革に向けた方策〕

大学独自の情報として新たな優良企業と接触し、企業とのネットワークを作り、学生に生の情報を提供することは学生の就職支援にとって重要度は増す。これからは首都圏にとどまらず、優良企業を招き、大学説明会・企業懇談会を開催し教育、大学内容、学生のPR活動を行ない、また求人開拓についても、就職指導室スタッフ・就職委員会委員を中心に積極的な企業開拓により、全国の企業から採用情報を集める必要がある。さらに、同窓会と連携したOB・OGからの情報や育友会と連携した父母からの情報提供を促す必要もある。

インターンシップ

〔現状の説明〕

企業で就業を体験するインターンシップ制度を導入する大学が増えている。本来の目的は、卒業後のフリーター指向や入社後の短期離職者が増加したため、在学中に現実の社会を体験させ、職業意識を持たせることをねらいとしていた。一方で就職難の中、職業観を育てるキャリア教育や就職支援が大学選びのモノサシになっている。本学では平成 15 年の夏季休業中に経営情報学科の 3 年次の学生が一般応募で参加したにとどまる。

〔長所と問題点〕

就業体験を通して社会・企業の現状を知り、仕事や職業に対する興味・関心を高め、また勉学の意味を自ら問い直し、学習意欲の向上を期待させることができるインターンシップは様々な意味で期待が大きい。しかし、大学側の導入・事前後教育、企業とのマッチング、担当部署や単位を認定した場合の認定方法、また受入企業の開拓など問題も山積している。

〔将来の改革に向けた方策〕

本学は「商学は実学」を標榜しており、商業教育の完成を目指している。そのような中でキャリアアップ・就職対策・学習効果など、様々なメリットが期待できるインターンシップを大学として導入することは論ずるまでもない。早急な対応が望まれる。

その他

〔現状の説明〕

就職指導室は平成 14 年 10 月現在の場所に移転し、資料やパソコン、A V 機器等以前より充実した。利用者数も旧就職指導室時に比べ 2 倍以上の学生が利用するようになった。しかし、就職指導室の職員数を見ると、平成 11～14 年度 4 名、平成 15 年度 3 名、で職務を行なっている。

〔長所と問題点〕

大学での就職支援が単なる職業紹介業務にとどまらない状況になってきている。職員の資質向上はもちろんだが、教員との連携も重要となる。また、学生の進路多様化に伴い、就職相談や個人面談など学生一人ひとりをサポートすることもますます重要になる。

〔将来の改革に向けた方策〕

就職指導室のプログラムや個別面談のみでは一部に困難な学生がでてきており、今後はこれまでに以上に教員と連携することによって、よりきめ細やかな指導に努め、また、授業との連携も図っていく必要がある。さらに学生への丁寧な対応は当然だが、一人の学生に充分時間をかけ、学生の抱えている進路についての不安や悩みを我々スタッフがしっかりと受け止め、学生が一人歩きできるように手助けする業務でもある。そのためには職員数の充実とカウンセリング技術の向上が求められる。

横浜商科大学国際交流のあゆみ

<留学生受け入れの歴史>

外国に留学した世界的記録は 2500 年の昔に遡りますが、我が国では遣隋使（607 年）や、遣唐使（630 年）などを始め、数次の留学生派遣によって外国文化を吸収し、明治維新以後、多数の留学生が海外に学んで、日本の近代化に大きく寄与しました。

他方、外国から日本に留学する者も次第に増加しましたが、閉鎖的な日本人の態度によって思わぬ反日感情を持たしめたことも少なくありませんでした。

戦後これに反省し、外国人留学生にも積極的に大学の門戸を開き、国際文化国流に資する機運が高まりました。国際都市横浜に位置し、国際的感覚を養うことを目標のひとつに掲げる本学でも、外国人留学生を受け入れることとなったのです。

正規の学生として外国人留学生を受け入れたのは、昭和 57 年のことであり、北京第二外国語学院文院の北京旅游学院管理学科からの藤開君が最初でした。しかし、それ以前にアメリカからマイケル・ストーン君が在学したことも忘れてはならないでしょう。本学は小規模ながら外国人留学生の受け入れと、その教育の充実に努め、本学学生の国際感覚を養わせめると共に、外国人留学生の日本理解を促進したいと念願しています。

・ 留学生数推移 別表

＜留学生への指導体制＞

- ・ 留学生会を設け会則を定め、教員から留学生委員を選任し、学生生活上の相談、奨学金応募時の面接、推薦状の作成をはじめ、各行事の指導を行い、学生との連携を深めている。大学から年間50万の特別援助資金に加え、課外授業他には同窓会、育友会からの援助も受けている。

- 年間行事
- (1) オリエンテーション
 - (2) 新入生歓迎ハイキング
 - (3) 課外授業（1泊研修）
 - (4) 大学祭
 - (5) 留学生フォーラム
 - (6) 新聞「翌檜-あすなろ-」の発行
 - (7) 卒業記念パーティー

・ 各種奨学金

各大学に配分される文部科学省の私費外国人学習奨励費は、留学生在籍数によって決定されるが、今年度は1年間受給7名、半年間受給2名、3ヶ月間受給が1名、と1996（平成8）年度最多13名を頂点に、減少の傾向にある。横浜市海外交流協会や民間団体からの募集もあるが、採用はほとんどない。指定校となっているロータリー米山奨学会では、国籍の制限があるが、現在台湾の学生1名が受給。平和中島奨学会では2年継続の受給者（中国）が1名いる。特待生としても1名（台湾）。

・ 宿舍・住居の問題

学生担当の職員が、住居の紹介を行っており、（財）内外学生センターの「留学生住宅総合補償制度」への加入を勧めている。また平成6年に開館した横浜市学生会館は横浜市内に通学する留学生を対象とした施設で常時6名程度の学生が入居している。神奈川県でも淵野辺、白根、二俣川に会館を設け県内の大学に通学する学生を対象に募集している。しかし、このような施設はほとんどが在館期間制限が2年間、最長の場合でも3年間のため、学生は民間アパートに転居しなければならない。

海外協定校について

1) 中国北京第二外国語学院

1985（昭和 60）年より学術文化交流協定を締結、同年から毎年 2 名の交換教授を受け入れ 1 年間中国語の講義を担当している。1996（平成 8）年より学内に宿舎も完備し、現在までのべ 38 名の教員を受け入れた。学生も大学負担、個人負担の学生を毎年 1 名から 3 名を派遣。単位互換制度により順調に卒業している。2001 年より日本語学科の学生の推薦入学制度も開始、2001 年度 7 名、（2001 のみ UMAP 支援金受給 7 名）2002 年度 5 名、2003 年度 7 名の学生を受け入れている。

2) University of Pittsburgh at Bradford （アメリカ・ペンシルバニア州）

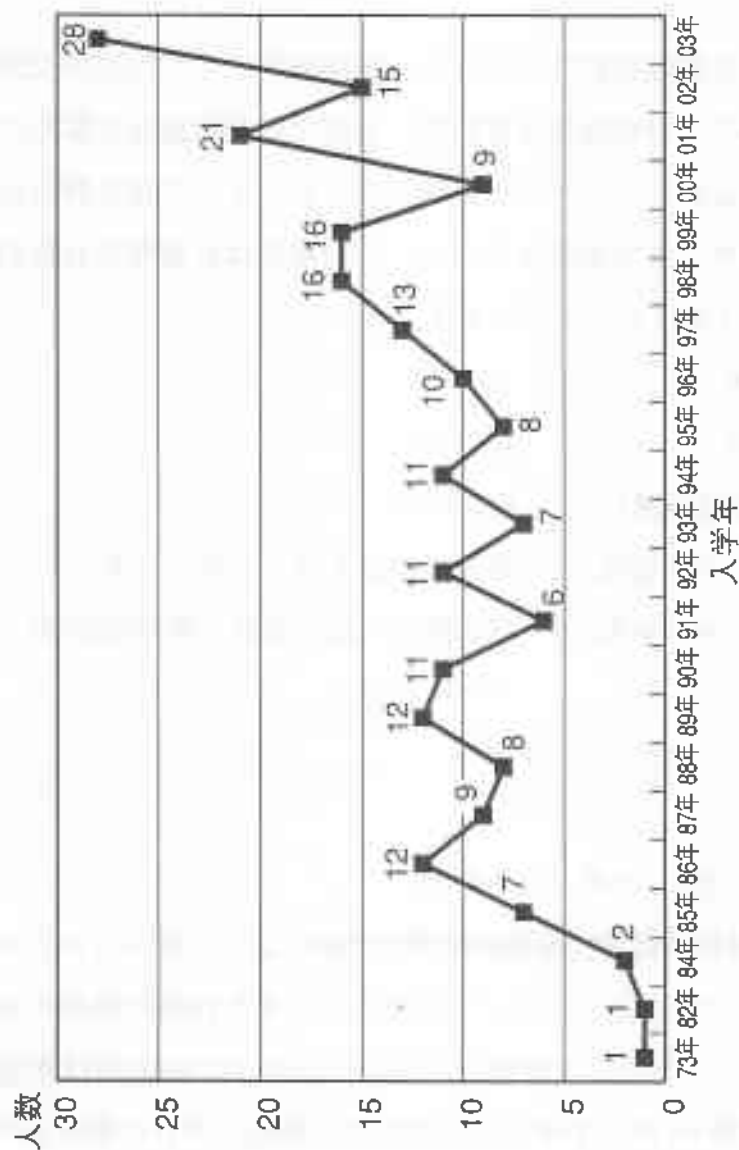
1998 年に学術文化交流協定を締結。翌 1999 年より夏期短期英語研修に毎年 20 名前後の学生、引率の教職員 2 名が参加しているが、2002 年度はテロ後の影響、2003 年度はイラク戦争の影響を考慮し中止となった。教員およびその家族の短期滞在は 2000 年に 1 名、2002 年に 2 名、大学内の宿舎に滞在した。学生の派遣は 2001 年度テロ事件で中止、2002 年度嶋田雄輔は帰国し、2003 年度常岡宏平が滞在中である。

3) Monterey Institute of International Studies （アメリカ・カリフォルニア州）

モントレー国際大学院大学の経営学 MBA 取得コースである Fisher Graduate School of International Business と学術文化交流協定を締結。3 年次終了後に渡米し予備英語コースに在籍することで本学 4 年次の単位が修得でき、本学の卒業認定と同時に MBA コースへの入学資格を得る。

入学年	人数
73年	1
82年	1
84年	2
85年	7
86年	12
87年	9
88年	8
89年	12
90年	11
91年	6
92年	11
93年	7
94年	11
95年	8
96年	10
97年	13
98年	16
99年	16
00年	9
01年	21
02年	15
03年	28
合計	234

留学生 入学年度別入学者数



国際交流＜海外研修＞＜交換留学＞

真の国際人を目指す、君のためのキャンパスです。

海外研修制度

ますます進展する国際化社会に向けて、横浜商科大学では国際交流を活発に行っています。その一つが海外研修制度。学術文化交流協定を結んでいる北京第二外国語学院およびピッツバーグ大学ブラッドフォード校を舞台に、夏休みに約3週間のプログラムで実施されます。この研修は共通科目B系列「異文化と国際理解」として単位が与えられます。

研修計画

4月中旬	説明会
4月（履修申請）	研修申込
4月末～7月初旬	事前研修およびミーティング
7月末～8月中旬	研修開始（語学研修・見学旅行等）
9月末	レポート提出

海外提携校

北京第二外国語学院（中華人民共和国）

1964年、時の周恩来総理、陳毅副総理の建議によって設立されたもので、中国の国際的な地位の向上にともなって活発化してきた国際的活動を目的としたものです。4年制の大学として整備されるようになったのは1977年以降のことです。本学では昭和60年に学術文化交流協定を締結。今日に至るまで、大学に客員教授または研究員として来学し、中国語の授業を担当した先生の数38名になり、本学からも多くの留学生を派遣しています。

ピッツバーグ大学ブラッドフォード校（アメリカ合衆国）

ピッツバーグ大学は、独立後11年の1787年創立された歴史のある大学です。ブラッドフォード校はピッツバーグ大学のキャンパスの一つで、1963年に創立

されました。アレゲニー山脈の麓にある飛行場の跡地に建てられたキャンパスで豊かな自然に囲まれた閑静な環境は、研修・研究に打ち込むには絶好のロケーションです。

モントレイ国際大学院大学経営学研究科(FGSIB)

2003年5月、モントレイ国際大学院大学経営学研究科(FGSIB)と学術文化交流協定締結。これにより三年次終了後渡米し FGSIB のアドヴァンストエントリー MBA プログラム予科生として推薦され、諸条件を満たせば、MBA プログラムへの入学が許可されます。

交換留学

北京第二外国語学院（中国）およびピッツバーグ大学ブラッドフォード校（米国）で1年間という長期のプログラムでじっくりとその国の文化に触れ、同時に語学力を磨くことができます。交換留学生は、毎年1～2名を公費留学生として派遣しています。公費留学生は渡航費、学費、宿泊費、医療費、生活費など多くの負担が軽減されます。

研修計画

中国		米国	
1月	－留学についての説明会	11月	－留学についての説明会
2月	－下旬出発	8月	－下旬出発
3月	－新学期スタート (前年度後期)	9月	－新年度スタート
9月	－新年度スタート (新年度前期)	5月	－帰国
2月	－帰国		

留学生の受け入れ

本学では諸外国からの留学生を 1973 年から積極的に受け入れています。

1973 年～2004 年までの入学者数 (265 名)

中国	・・・	134 名
台湾	・・・	73 名
韓国	・・・	41 名
マレーシア	・・・	9 名
タイ	・・・	5 名
ネパール	・・・	1 名
サウジアラビア	・・・	1 名
ベトナム	・・・	1 名

2004 年の在籍者数 (88 名)

中国	・・・	68 名
台湾	・・・	5 名
韓国	・・・	12 名
タイ	・・・	3 名

第4編 図書館専門部会

横浜商科大学図書館 自己点検・自己評価報告書

横浜商科大学自己点検・自己評価委員会図書館専門部会

平成 16 年 2 月

まえがき

本報告書の作成にあたっては、平成9年5月の第1回報告書が出されてから6年の時間が経過し、その間第1回報告作成当時とは全ての面において、かなり大きな変化があった。例えば報告書が出された時点での、雑誌の充実、カリキュラムに呼応した図書収集、開架図書の充実、特色あるコレクションの収集としての「松本記念文庫」の整備、学内LANによる図書館情報の提供、AV資料の充実、I-Netでのホームページ開設等々の、将来に向かっての目標はかなりのペースで充実または達成されている。

また、平成15年12月に、各大学間の相互利用をより一層促進することを目的に横浜市内大学図書館コンソーシアムが設立され、蔵書情報の提供、各図書館の資料貸出、文献複写費用の相殺、さらに資料の分担収集や収集調整、分担保存、電子ジャーナル・データベースの共同購入等で大学図書館機能の飛躍的な拡充が期待される。また最近のITの急速な進展に伴い、本学図書館の今後の目標もかなり軌道修正が必要になるのではないだろうか。例えば資料の保存だけを見ても、インターネットでの検索で過去の主要な日刊新聞の保存はもとより、雑誌類もインターネットの検索機能で閲覧複写が可能であり、収集保存のなかで本学図書館の最も悩みの種となっている収蔵スペースの問題もかなり緩和されられる。

本学図書館の将来の問題点として、電子化、蔵書スペースや閲覧室拡充問題の解決があり、従って緊急の課題として「横浜商科大学図書館図書廃棄要綱」（平成9年4月施行）を活用し廃棄を含め資料の整備を促進することが急務であろう。

18歳人口の遞減傾向は今後とも続くのに伴い、今後の大学のあり方も再検討を要することは言を待たない。そのなかでの図書館の収集業務の一層の充実とIT化は大学のサバイバルをかけた重要な課題であるが、一方では予算の制限のなかでの「改革」を、今後如何に両立させるかも念頭において進めなければならないだろう。

1 図書館の教育支援機能

【現状の説明】

大学図書館は、大学における教育・研究活動の重要な機関である。その機能として、学習図書館的機能と研究図書館的機能の二つを併せ持ち、これらは相互に不可分の関係にある。これらの機能を勘案した上で、本学図書館では利用者へ資料・情報を提供する「直接サービス」の品質向上・維持と、それを支える資料の収集、組織化、システムの構築、保管等といった「間接サービス」の効率化を指向して運営をすすめている。

本学図書館において、図書館の教育支援機能を有効に発揮するためには、学生のニーズを捉え、資料の収集、雑誌・図書の充実、AV 資料の充実など教育・研究現場と連携した形での図書館サービスの展開が不可欠であり、次に掲げる事項についてより一層充実させることが必要である。

【点検・評価、長所と問題点】

1.1 資料の収集

学生の学習意欲を高め、自学自習の環境を提供するため、学生のニーズに即した資料収集を行い、簡便に利用できるシステムを構築し、利用者に支持されるサービスの提供に努めている。

1.1.1 雑誌の充実

本学図書館では国内外の雑誌 1,785 誌を受入し、特に外国雑誌の購読に関しては、図書館資料選定基準^{*1}に従って3年ごとにタイトルの見直しを行い、より利用者のニーズに添った形で収集^{*2}すべく努力をしている。

教育支援の関連では、学生の卒業論文やレポート作成をサポートするため、最も利便性の高い閲覧室^{*3}に、利用頻度の高い雑誌を集中的に展示するように努めている。その際には限られた閲覧室内のスペースをより有効に使うため、どの雑誌を閲覧室に置くべきかについて、教員の意見を積極的に取り入れ、展示する雑誌の選定を行う事が重要である。

1.1.2 図書の充実

図書資料の充実に関しては、一次資料（通常の著作物）、二次資料（一次資料を利用するための資料、レファレンスツール）共に、継続的に収集を行っている。雑誌と同じく、利用頻度の高い学習用資料を中心に閲覧室に配架を行い、また学習の基礎要素である読書の習慣を喚起すべく、教養のための資料についても積極的に集書・配架している。

特に教育支援の関連では、平成 14 年度から、つるみキャンパスにシラバス記載の参考文献を集めた「講義・参考文献コーナー」を設けた。参考文献については、該当の教科を受

講する多数の学生の利用が想定されるため、一人の貸出のために他の利用者の利用が妨げられることの無いよう、禁帯出の運用を行っている。また、みどりキャンパスでは配架場所の事情からコーナーを設けることができないため、シラバス記載の参考文献については入手可能なものは全て購入し、一般の図書として配架し利用に供している。

1.1.3 AV 資料の充実

最近の利用者がビジュアル的な物事の理解を重視する傾向からも、AV 資料を充実することは急務である。また、海外事情を紹介する AV 資料等で、時代によって状況に変化があるものに関しては、最新のものに更新することを怠ると誤解を招くため、随時の更新がぜひとも必要である。また、近年ソフトが DVD で発売される傾向が強まっており、これを利用できる環境作りが急務である。

1.2 学生の利用促進

収集した資料が学生に利用され、教育効果をあげる一助となるように、図書館の利用を促進する施策が必要である。

1.2.1 利用者教育

図書館の利用方法を学生に周知させる方法として、ライブラリー・ツアーを行っている。現状では主に一年次の基礎ゼミの時間を利用して、申し出のあったゼミを対象に、ごく基本的な図書館の利用方法について説明を行っている。また、より具体的に、情報検索の技法などについても取り扱って欲しいという要望があるが、時間・設備（端末の台数等）の制約からこれを行うには至っていない。

つるみキャンパスにおいては、検索端末の利用、CD-ROM やデータベースなどの利用法について、専門ゼミの教員からの申し出に基づきレクチャーを行っている（これもライブラリー・ツアーと呼んでいる）。しかしながら、申し出は少なく現在は活用されていないのが現状である。

ライブラリー・ツアー以外の利用者教育としては、平成 14 年から、図書館の利用方法を簡潔に紹介したリーフレット「図書館案内」を作成し、主に新入生を対象として配布している。これは従来作成していた冊子「図書館利用ハンドブック」に代わるもので、より携帯性を高め、わかりやすさを追求しこのような形とした。

従来本学図書館では、より高度な文献収集、論文作成のための手引書として、「ビブリオグラフィック・インストラクション」という資料を作成し提供してきた。しかしながらこの資料は近年改定作業が滞っている。

1.2.2 閲覧環境の充実

図書館の利用を促すためには、快適な環境を整え、活動内容を紹介し広報する必要がある。

る。平成 15 年度に「新着図書案内コーナー」を設置したことにより、書物の内容が簡潔に説明されているため好評である。また施設の案内表示、閲覧室内の環境改善などについても充実させるべく努力を行っている。

1.2.3 ホームページの充実

社会のネットワーク環境が整備され、高度情報化が進展する中で、学生も電子情報を身近に扱う世代へと移行している。図書館も従前の紙媒体だけでなく、電子化された情報を提供する発信基地としての役割を担うことが期待されている。その際に重要なポータル（窓口）となりうるのがホームページであり、本学図書館でも平成 11 年度より公開、運用を開始している。ここでは従来の OPAC（蔵書資料検索）の機能にとどまらず、外部データベースの検索*4、電子ジャーナルの閲覧*5 などが点検期間中*6 に実現された。

1.3 学外機関との提携

平成 14 年度より、本学の参加する横浜市内大学間学術・教育交流協議会の下に、各参加大学の図書館間で横浜市内大学図書館コンソーシアムを形成すべく話し合いが持たれ、平成 15 年 12 月 12 日正式にこれが発足した。本学図書館も当初よりこれに参加している。具体的な活動内容については未定ながら、参加各館で相互に入館をフリーにするなどの議論も出ており、こういったことが実現すれば本学学生にとっての利便性も更に向上する。

また、国立情報学研究所の相互利用システム NACSIS-ILL と、それと連携した形で利用できる英国図書館の BLDSC を利用することで、全国の大学図書館から資料を相互利用する取組みにも参加しており、国内外の文献についてほぼ網羅した形で情報収集、提供ができる体制になっている。学生もこのサービスを利用することができるが、送料、文献複写料、手数料等が自己負担であるため、頻繁な利用には至っていない。

1.4 参考業務（レファレンス）

学生に対する図書館の教育支援として最重要ともいえるのが、カウンターにおける参考業務（レファレンス）である。学生の疑問や質問に対して的確に答え、情報収集の手助けを行う業務は、まさしく教育支援そのものである。本学では通常カウンター担当者がこの業務を行っており、複雑な案件については職員がバックアップするという形で運用している。利用者に対しては極力親切な対応を心がけるようにしている。

1.5 開館時間

従来平日 9:00~17:30、土曜 9:00~13:00 だった開館時間については、平成 11 年 4 月より、平日 9:00~18:00、土曜 9:00~13:00 までに延長して利用者に対するサービスを行っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教科とより密着した形で資料を提供するためには、各教員の選定になる資料を集めた書架を新設することが望ましい。たとえば、教員ごとに教科書、参考図書、推薦図書、必読図書等を集めて書架を作る (teacher's shelves) といった取組みが国内外でなされており、検討に値する。特にレポート作成やプレゼンテーション能力の養成を主眼に据えた基礎ゼミについては、各担当教員のコーナーが設けられることで、学生の情報収集に大きな便宜が図られ、教育支援機能の充実につながると言えよう。またこのような取組みを通して、図書館を利用した授業の促進が図られるというメリットも看過できない。当件の実現にあたっては新たな配架場所が必要となるが、現状では困難であり、そういった面をクリアするため、ホームページ上にリストを公開するという事も一案である。

一般の選書に関しても、教員が講義で必要とする資料を網羅的に集書する必要がある。これを円滑に実現するためには、どういった資料が必要なのかという情報が図書館側に伝達されなければならない。例えば、学生にレポートや課題図書を課す場合に事前にその情報が把握できれば、利用を見越して資料をそろえておくことも可能である。現在、教員の選書への関与については、図書館運営委員会での選書、講師控室の「ウィークリー出版情報」での購入希望、個別のリクエスト等の手段があるが活性は低く、この振興も急務であると考えらる。

学生の利用促進に関しては、利用者に図書館利用の積極的な動機（レポートや卒論の作成に必要ななど）が発生してからでないと漫然としたものとなり実を結びにくい。その意味では、一年次だけではなく、つるみキャンパスにおいてもライブラリー・ツアーを行える環境作り、ツアー内容の充実、テキストや資料の作成、職員のレクチャー能力の向上のための研修などが必要となろう。

また、「ビブリオグラフィック・インストラクション」に代わり得る、図書館の高度な利用についてまとめたテキストの作成も急務である。これについては現状を考えると冊子体での発行とならんで、Web コンテンツとして作成することが望ましい。

そのほか、近年の留学生の増加に対応するためには、留学生委員会と協議して留学生のためのライブラリー・ツアーを実施すること等も検討されよう。

ホームページに関しては、その重要度が増大することが明確に予測されることから、今後とも力を入れていく必要がある。具体的には現在行っているデータベース等の外部コンテンツ、有用なサイトへのリンク集等の充実と並んで、本学図書館独自のコンテンツを作成し、学生に提供していくことが必要である。こういった創造的な情報発信ができるかどうか、今後各図書館の評価を端的に示す指標の一つとなっていくだろう。

とりわけ教員と共同で学生が自学自習できるようなコンテンツを独自に作成したり、既

成の e-learning の教材を導入・管理するなどといった取組みは、図書館における教育支援の一つの到達点であるとも言えよう。

また、図書館の利用者層を新たに開拓するためには、堅苦しいだけでなく、親しみを持ってもらえるようなアミューズメント性のあるコンテンツの登載も必要だろう。話題の新刊書をピックアップして紹介する等も検討されよう。

限られた予算を効率的に運用することが強く求められつつある経済環境下、図書館界においても保有するリソースを相互に融通しあうことにより、サービスの質を維持しようという取組みが活発化しており、それが近年のコンソーシアム形成の機運などといった形で現実化しつつある。本学図書館は今後もこういった全体の流れに取り残されることの無いよう推移を見守り、メリットのあるコンソーシアムには積極的に参加していく姿勢が必要である。

また、図書館間の相互協力制度（ILL）については、外部のリソースを有効利用して本学図書館のサービス内容を充実させることができることから、活用次第では非常に大きな効果が期待できる制度である。そのためには諸費用を大学側で負担するなどの方策を講じ、学生が利用しやすい運用を検討すべきである。

レファレンスについては職員個人の能力に負うところが大きく、また経験の有無がサービスの質に直結する。優秀なレファレンサーを確保、育成することは、教育機関である大学図書館にとって非常に重要なテーマであり、そのためには、図書館員がカウンターで直接学生と相対し、レファレンス業務を行いうる業務体系の整備が肝要である。また、学外における研修会に参加したり、学内でも勉強会を開くなどといったかたちで、職員が常にスキルアップできる環境作りも重要である。

また現在、オンライン・レファレンス^{*8}という手法も新しく開拓されつつある。メール交換やホームページ上でのチャット機能などを利用して、非対面式の参考業務サービスを展開するもので、場所や時間を問わずに利用できる点にメリットがある。さらに、レファレンスの質問と回答をデータベース化し、Web 上で検索できるようにすることによって、レファレンス業務の一部を機械化することも考えられる。ネットワーク技術の普遍化によって、レファレンスの手法も多様化しつつあり、本学図書館でも適宜検討していく必要がある。

開館時間については、大学基準協会の勧告・助言案^{*9}によれば、最終授業終了前に閉館する場合は是正が助言され、最終授業終了後 2 時間以内に閉館する場合は、参考意見を付すこととなっている。学生の講義後の利用、自学自習の場の提供という点から考えると、土曜日の開館時間延長などについて、今後、検討が必要である。

【規程、参考資料】

- *1 本学規程：横浜商科大学図書館資料選定基準第 1-2
- *2 平成 15 年度に、教員を対象とした洋雑誌の選定作業を行っている。結果 9 誌を購読中止、6 誌を新規購読している。
- *3 (配架先別貸出状況グラフ)
- *4 現在利用できるデータベースは 5 サービスである。内 1 つは有料のサービスである。
- *5 現在利用できる電子ジャーナルは約 160 誌である。
- *6 「点検期間」とは、前回の「横浜商科大学図書館自己点検・自己評価報告書報告書」が発行された平成 9 年 4 月から当報告書発行の平成 15 年 3 月までの期間をいう。以後文中の用例も同じ。
- *7 事例 獨協大学図書館「教員推薦図書サービス」等
- *8 事例 桃山学院大学図書館「オンライン・レファレンス」等
- *9 大学基準協会「平成 15 年度大学評価における勧告・助言(案)を作成するうえでの判断基準について」

2 図書館の研究支援機能

【現状の説明】

図書館における研究支援機能としては、図書館資料による研究活動を能率化することや、文献情報活動を拡充するために、学問的知識を持ったレファレンサーを育成、配置することが望ましいとされているが、現状本学では組織的にこれが十分とはいえない。

また、研究者の一次情報および二次情報へのアクセスをどこまで向上できるかが問題となるが、むしろその際には財源的問題、提供方法の多様性、情報収集に関する理念、研究者のニーズ（特に本学教員）等を考慮すべきであると考ええる。

【点検・評価、長所と問題点】

2.1 財源的問題

現在、研究支援のための一次情報および二次情報の収集として、本学教員については年間 15 万円の研究図書費が認められており、この範囲内で自由に個々の研究のための情報収集ができる。

本学教員の希望により、規程に基づいて図書館が購入する資料については、最終的に図書委員会の審査を通してその購入の必要性が決定されているが、実際に購入されている書籍等には偏在性も認められており、本来は実質的なニーズ、学生の教育支援と教員の研究支援とのバランスを考えて決定されるべきである。

2.2 提供方法の多様化

本学図書館の電子図書館化によるさまざまなデータベースや電子ジャーナルの導入、研究棟への学内 LAN 整備により各研究室でのデータベース等へのアクセスが可能になったことによって、本学の研究支援体制は自己点検期間中に一定の充実を見た。もっとも、データベース等については従来の書籍等の購入に代わり導入したもの、有料または無料のものがあること、本学教員からの新たなニーズが存在することなどを考慮して、今後の充実を模索することが課題である。

2.3 ニーズの補足

本学図書館が研究支援機能を発揮するためには、専任教員のニーズの把握が重要である。図書館がニーズを把握し、それに対応した資料収集が行われていけば、おのずと専任教員の協力が得られ、図書館が活用され、研究成果があがることで新たなニーズが増大するという好循環が生まれ得る。

一般雑誌、専門雑誌、洋雑誌の全般的な不足ないしその充実が前回報告書^{*1}において指摘されていたが、この問題は単に量的なものではなく質的な問題と考えられ、本学図書館の

本来的な課題である収容能力および財源における制約の観点からも、本学教員の実際的なニーズの正確な把握に努め、限られた資源を有効に使わなければならない。

2.4 情報収集に関する理念の確立

本学図書館の研究支援の観点においては、個々の本学教員または学外の研究者の幅広い研究ニーズにできるだけ対応することが必要である。他方、図書館として特色あるコレクションを形成することも重要な使命である。この二つを考え合わせたときには、本学教員等からのニーズによって収集された情報の蓄積が、結果的に特色あるコレクションの形成につながれば最良と考えられる。しかし、教員個々のニーズが多様であるなかで、本学図書館のコレクション形成に関する理念形成が不十分な現状を考えると、これは不可能に近い。

そこで早急に、特色あるコレクション形成に関する本学図書館の情報収集の明確な理念の構築が必要であり、それには本学教員の協力が求められる。

2.5 特殊コレクション

松本記念文庫は欧米の企業史・経営史等を収集した本学図書館唯一の特色あるコレクションと言え、本学内外の研究者の研究に役立っている*2。平成11年3月、このコレクションの目録が『松本記念文庫目録』(1986年～1999年、総計2,774冊)として冊子体とCD-ROMで発行され、本学ホームページでは、補遺(1999年以降2003年までに受け入れた洋書コレクションの一覧、364冊)、国内編(2003年までに収集した国内の社史の一覧、1,388冊)についても公開している。なお、『松本記念文庫目録』については、本学内外の研究者や研究機関に無償配布されており、広く研究者の利用に供していることは評価されよう。

2.6 その他

前回報告書において指摘されていた、本学教員の学問的貢献を社会に示すため、横浜商大論集など本学発行の刊行物を電子化し、インターネット上で配信することについては、著作権処理等の問題もあり、未だに実現していない。また、本学教員の研究業績は、二次情報として平成15年3月『教員の研究業績一覧』が冊子体で刊行されたが、当該業績の一時資料の収集については現在実行されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学図書館の研究支援機能としては、なお、雑誌(特に、専門雑誌、洋雑誌)および洋書等の充実の必要性が挙げられる。しかし、この際に考慮されるべきことは、本学教員の実際的なニーズを正確に反映すること、可能な限り本学図書館のコレクションとして価値のあるものであること、既存の資料との重複を避けること、などである。また、電子図書館

化は本学図書館においても将来的に進めざるをえず、一次情報または二次情報の収集手段として新たなデータベースの充実を図ることが望まれる。

松本記念文庫については、欧米文献および国内文献ともにその充実が望まれる。現在は担当者1名が選書業務を行い、受入等は図書館で行っているが、現担当者の任期は平成15年度までである。将来的にも継続してコレクションを維持発展させるためには、人的、予算的な裏づけを確立する必要がある。なお予算については従来スポット的に手当てされてきたが、平成16年度からは図書館予算の中に松本記念文庫運営費として計上する予定になっている。

また、本学図書館の特色あるコレクション形成としては、松本記念文庫以外のものも考える必要がある。当件については、本学図書館の既存資料を基礎にしたコレクション形成が財政面から考えられるが、収集に関する理念の構築を含めて本学教員の協力のもとに検討されるべきである。

本学教員研究業績の収集については、平成15年に刊行された『教員の研究業績一覧』を最新のものに改定、およびデータベース化し、それに基づいて著作については寄贈依頼を行い、論文については雑誌の掲載号を寄贈依頼すると言った形での収集が考えられる。

【規程、参考資料】

- *1 「前回報告書」とは平成9年4月発行の「横浜商科大学図書館自己点検・自己評価報告書」を指す。以後文中の用例も同じものとする。
- *2 本学の蔵書に占める松本記念文庫の割合は2.6%であるが、相互協力による他大学からの請求100件に占める記念文庫所蔵の件数は18件であり、18%にのぼっている。
(2003年)

3 図書館の施設設備の整備（数字は平成 15 年 12 月現在による）

【現状の説明】

平成 15 年 12 月現在、総蔵書数は 18 万冊を超え、前回報告書提出時の 10 万冊から、蔵書の充実という面ではまず順調に収書が進んでいる状況といえよう。しかしながら施設面においては、閲覧、収蔵書庫スペースの新規増床が難しく、慢性的な狭隘状態*1 への抜本的な対策は十分にはとられていない状況である。

情報設備については、基幹システムを丸善 CALIS からリコー LIMEDIO に変更し順調に稼働している。

【点検・評価、長所と問題点】

3.1 収蔵施設

点検期間中に拡充した施設としては、平成 12 年 2 月に 6 号館 1 階に電動可動書庫を導入、ここに洋書 2 万冊を分置し、5 号館書庫の狭隘を緩和する応急措置とした。また、平成 15 年度から寄贈書の整理を本格的に行っており、整理を終えた資料については、5 号館 2 階の旧電算室を寄贈保管庫として転用し、箱詰で保管している。

みどりキャンパスでは、研究室を 1 室保存書庫として転用し、比較利用頻度の低い資料 2,600 冊を収蔵している。

上記の施設確保による収容力強化に加え、重複資料の廃棄・精選、電子媒体による代替*2 等による、資料の量的スリム化についても継続的に対応を行っている。

3.2 閲覧施設

閲覧室に関しては、まず座席数の不足が問題だが、空間的な制約から現状を前提とした改善は事実上不可能な状態であり、残念ながら前回報告から進展はない。おなじく指摘のあった開架図書の不足に関しては、書架の増設、回転書架の導入や効率的な配架などで 12,818 冊から 17,280 冊まで増加させたものの、施設のスペース的な問題から考えると、これがほぼ限界といえる状況である。

なお、点検期間において、5 号館 2 階のブラウジングルームを改装し「グループ学習室」とし、ブラウジングルームにあった資料については、5 号館 1 階図書館前の廊下に展示することとした。

3.3 情報設備

情報設備については、基幹システムの変更を行い、1 年を経過し順調に稼働している。前回報告の際目指すべきとされた WWW ブラウザによる利用者への情報提供は実現され、その結果インターネットに接続された端末からどこからでも本学図書館の所蔵情報にアクセ

スすることが可能になったため、図書館閲覧室内の端末数*3 増加は図れなかったものの、総合的には検索端末の不足という点についてもある程度対処が図られたといえよう。同時にこの変更により、業務面での効率も向上している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記諸問題に対する根本的な解決は、統合された一体施設としての図書館建設ということに言を待たない。しかしながら当面は、できるだけ利用者に不便を与えない形で、日々増加する資料の収集、保存を効率よく行う事を考えていかねばならないのが現状の様である。

具体的方策としては、重複資料や古くて利用の見込めなくなった資料については、廃棄要綱*4 にもとづいて廃棄を進めると同時に、新聞等の嵩のある資料についてはマイクロ化*5 したり、雑誌類に関しては電子ジャーナルへの切替を行ったり、積極的にオンラインデータベースを導入したりといった形で、資料のスリム化をより一層推し進める必要がある。また、図書館間相互協力制度（ILL）、大学間コンソーシアムなどを活用・利用促進し、他大学他機関保有の資料を有効活用することで、限られた所蔵資料数で高いレベルのサービスを維持するといった発想も今後ますます重要になってくる。

みどりキャンパスについては、旧食堂等を有効活用し、書庫として転用することができれば、かなり大幅な収容力の強化が図れる見込みがある。また、みどりキャンパスでの収容力強化がはかられる事で、みどりで増加した図書をみどり内で完結して保管できることから、波及的につるみキャンパスの収容余力を高める効果があり、検討に値する方策と思われる。

閲覧室や座席数に関しては、「私立大学図書館改善要綱」*6 や「大学基準協会」*7 での指針として、学生数の 10% という目安が示されているが、本学の場合、現状では物理的に改善はできにくい状況にある。対処方法があるとするれば、質的な面での向上にその余地が残されているだろう。

特に近年は、新館建設計画を前提に、既存設備には新たな投資はほとんど行なわれなかった。しかしながら現在の施設を今後、数年単位で利用しつづけるのであれば、利用者に対する公平性の観点からも、相応の環境を整えることを考えるべきである。

具体的には、机や椅子といった、将来の新築時にも移設・活用できるものについては、前倒して設備投資を行い、現在の学生に対し先行して利用に供するとか、内装のリニューアルなどを行い、快適な図書館空間を構築することなども検討されるべきと考える。

また、近年利用の高まっている映像資料については、ビデオテープからDVD媒体への移行が急速に進んでおり、保存性、保存場所等の面で優れた利点があるため、再生機器等の導入が急がれる。

他には、現在は図書館の各施設が多棟に分散配置されていることから、実際の収蔵資料の質や量に比して不当に評価が低い面があると思われる。こういった点を改善するため、案内表示等について力を入れ、利用者に対して図書館施設の全体像をもっと強くアピールしていく努力が必要だろう。

【規程、参考資料】

- *1：（各施設の限界収容力と現在の余力）
- *2 OECD の刊行物の電子ジャーナル移行（source OECD） 官報の web サービス契約と現物の廃棄など
- *3 現在図書館管理の検索端末はつるみ 2、みどり 2
- *4 規程：横浜商科大学図書館図書廃棄要項
- *5 神奈川新聞のマイクロフィルムを導入
- *6 「私立大学図書館改善要項」 私立大学図書館協会 1996
- *7 大学基準協会「平成 15 年度大学評価における勧告・助言(案)を作成するうえでの判断基準について」

4 学生数、教員数に対しての図書館職員の割合

【現状の説明】

平成 15 年 3 月までの図書館職員は、つるみキャンパス 3 名、パート 4 名の計 7 名、分室であるみどりキャンパスにおいては 2 名の職員で業務を行っていたが、4 月から、みどりキャンパスは 1 名が鶴見へ移動となり、専任 1 名、業務委託 2 名の計 3 名、鶴見は専任 4 名となり 1 名増の 8 名、業務委託 2 名となり、それぞれが両キャンパスの庶務的關係事項、会計的關係事項、渉外的關係事項、図書発注・受入關係事項、和書・洋書・新聞、雑誌等關係事項、閲覧關係事項、総務的關係事項と多岐にわたり業務処理を行っている*1。したがって、教育・研究における支援、サービスは必ずしも組織的に行われていないのが現状である。

本学の所蔵図書はつるみ約 150,000 冊、みどり 31,044 冊、総数 181,044 冊（平成 15 年 12 月現在）あり、また、年間受入図書は約 7,000 件あり、その他教員や外部からの寄贈図書を含めると 9,000 件以上となる。大学図書館事務必携*2 によると、整理關係事務担当人員は年間増加冊数 1,000 冊までを 2 名とし、1,000 冊を加えるごとに 1 名を増すと記されている。

本学は、平成 15 年度からアウトソーシングを取り入れ、業務委託として、つるみキャンパスでは常駐者 2 名、交代要員 1 名の 3 名が配置、みどりにおいては専任 1 名のほか業務委託として 2 名常駐し交代要員 1 名であったが、6 月末に専任が退職したことにより現在は業務委託のみで 2 名が常駐し業務を行っている。本来であれば両キャンパスでの業務並びに図書の所蔵についてもそれぞれに分担されなければならないところであるが、みどりキャンパスには所蔵書庫が少ないことから一部はつるみへ移動しているもののつるみキャンパスも手狭になってきている。また、両キャンパスに図書があるため、利用者から図書の請求があった場合、それぞれに移送しているものの、みどりからの移送については時間がかかり利用者に若干の不便をかけている。

したがって、より多くの利用者に対する教育研究のための情報や資料を、的確に提供していくために望ましい図書館機能を考えると、それぞれの部門が組織化され、双方の館務を効率的に処理する事が望ましいと考える。

【点検・評価、長所と問題点】

4.1 図書館運営組織の再構築

大学図書館として、教育研究に対しその機能を十分に発揮するためには、教職員や学生に対し目的を達成し得る人員の配置や資料の整備、施設の拡充発展及び管理等について責を果たさなければならない。したがって、私立大学図書館として、大学、学部の理念・目

的、学部・学科の教育課程との関連を含め適切な人員の配置を考えるとともに、専門職のみならず総合的な分野にも人員を配置することにより館務がより効果的に運ぶと考えられる。

4.2 キャンパス間の連携

つるみ、みどり両キャンパス間での資料の移送について、従来不定期便によるサービスであったため利用者の期待に応えられない事例があったが、平成 15 年より利用者が急いで利用したい場合には郵送による取寄せを行うことにした。両キャンパス間での流通が円滑になることで、できるだけ副本を購入せずに、資料を効率的に利用することができるようになった。

4.3 臨時職員

本学図書館においては現在、臨時職員 4 名がつるみキャンパスにおいてカウンター、受入等の業務に就いている。本学図書館における勤務経験が長いことから館固有の事態にも対処でき、学生に対しても親切な対応を心がけており、他では代えがたい戦力となっている。

4.4 アウトソーシング（業務委託）の導入

平成 15 年 4 月よりアウトソーシングの試みとして業務委託を受け入れ、現在つるみ、みどり両キャンパスでそれぞれに常駐者 2 名、交代要員各 1 名の 6 名が勤務している。そもそもは積年の滞貨であった大量の受贈本の受入処理を委託することが目的であったが、職員の異動などもあり、カウンター業務等を含め現在では総合的に戦力となっている。特にみどりキャンパスでは、平成 15 年 7 月より、業務委託 3 名（交代要員含む）のみによる運営を行っている。つるみにおいてもマンパワーの増強をもたらした効果は非常に大きく、今まで人員不足が理由で手のつけられなかった業務についても処理が進んでいる。今後も現人員数を維持できれば、図書館の発展・改善に寄与するところは大きい。

なお、平成 14 年度大学図書館実態調査報告書^{*3}における外部委託は私立大学においては 90 パーセント以上が実施している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学図書館の運営を、大学の教育方針に即応させることはきわめて重要なことである。したがって、大学の機能を十分に発揮するためには大学・学部などの理念・目的、学部・学科等の教育課程との関連から資料の収集方針の明確性、収集の系統性、組織性、整理・整頓、図書館利用者からの収集に関する要求への対応などを考えると、現状の人員においては、この多岐にわたる業務の遂行は至難の業と考える。図書館業務としては、少なくと

も総務関係事務、整理関係事務、閲覧関係事務等に分担し、職員を配置することが望ましいと考える

【規程、参考資料】

- *1 「私立大学図書館改善要項」「図書館運営上処理しなければならない事項」
私立大学図書館協会 1956
- *2 「私立大学図書館改善要項」「事務組織及び事務分掌、配員について 4」-b」
私立大学図書館協会 1956
- *3 「大学図書館実態調査結果報告」文部科学省研究振興局情報課 2003.3

5 学術情報の研究面での利用

この項目は項目1および2に記載した内容と重複するので、検討を省略する。

【現状の説明】

【点検・評価、長所と問題点】

【将来の改善・改革に向けた方策】

【規程、参考資料】

6 学術情報の教育面での利用

この項目は項目1および2に記載した内容と重複するので、検討を省略する。

【現状の説明】

【点検・評価、長所と問題点】

【将来の改善・改革に向けた方策】

【規程、参考資料】

7 学術情報（個人情報）の守秘管理の状況

【現状の説明】

図書館における情報の守秘管理については、主として個人情報の保護が重要である。図書館では利用者の氏名や住所等の個人情報を貸出処理のために保有しており、厳重に保護されている。

特に、図書館運営上固有の個人情報としては、利用者の利用状況の守秘管理がある。誰がいつ、どのような資料を利用したか、貸出したかといった情報は、思想信条の自由を担保するためにも絶対に漏洩は許されない*1ため、細心の注意をもって運営されている。

【点検・評価、長所と問題点】

個人情報については、ID とパスワードで管理された業務端末のみからアクセスできるように管理されている*2*3。また、貸出を行うカウンターにおいても、他の利用者から貸出情報が見られることの無いよう操作を行い、申込み書式等についても利用者の特定につながるようなものは、全てシュレッダーにかけるなどして処理している。むろん職員による漏洩については、業務上知りえた情報の守秘義務があり、本学ではこれが遵守されている。

平成 15 年度より業務委託を導入したことにより、学外者が個人情報に触れる可能性が発生したが、受託会社でも個人情報保護についての研修を行うなどの措置が行われており、また誠実な受託業務の履行にあたっては本学職員に準じた守秘義務があるため、これが問題になることはないと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

基本的に本学図書館では、学内規程は固より法令を遵守し、個人情報を保護した形で適切に図書館運営がなされていると言えよう。また現代的な問題としては、ネットワーク経由で悪意の第三者からデータを狙われる事のないようにしなければならないが、これは全学的なセキュリティの問題でもある。

【規程、参考資料】

- *1 「図書館の自由に関する宣言」日本図書館協会 1954
- *2 「行政機関の保有する電子計算機処理に関する個人情報の保護に関する法律」
- *3 「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」 日本図書館協会 1984

8 その他 図書館及び学術情報（の運用）に必要な事項

【現状の説明】

図書館が本学の機関の一部である以上、図書館は大学の評価を高め、大学の教育を支援し、大学の生み出す研究成果の向上に寄与すべく運営されなければならない。そのためには近隣地域、広くは市民に対してサービスを開放すべきであり、また、その成果を公表する必要がある。

また昨今進展する資料の電子化についても意を用い、これに対応していくことも図書館としては重要な課題である。実際施設面の狭隘の問題などを考え合わせると、資料の電子化はむしろ歓迎すべき事態であるともいえる。

【点検・評価、長所と問題点】

8.1 コンソーシアムへの参加

本学図書館は平成 15 年 12 月より、横浜市内大学図書館コンソーシアムに参加した。これに限らずいろいろな枠組みで、今後もコンソーシアムを形成する動きが活発化することが予想される。その背景には増大する資料と利用者の多様化するニーズに対して、もはや単館では財政的にも施設のにも完全に対応することができないという認識を、多くの図書館が共有するに至ったことが大きいと言える。

たとえば電子ジャーナルの契約等についても、網羅的なものを望めば単館ではコストが莫大になり本学図書館のような場合不可能に近いが、コンソーシアムで共同契約できるような形になれば費用は分散されるのでメリットは大きい。高額なデータベース等についても同様である。

8.2 地域への開放

近年の大学運営を考える際に、産学協同、地域との連携というキーワードが重視されるようになってきた。ただ象牙の塔としての大学ではなく、大学が社会のなかの一員であるという自覚が芽生えてきたことによるものであろう。

本学図書館では地域社会への開放として、大学主催の市民講座の取組みと呼応する形で、講座受講者に対してのサービスを行っている。また、事前の問い合わせを必要とするが、他の一般利用者に対しても広く図書館の入館を開放し、資料の閲覧を許可することでより多くの情報を提供するよう努めている。

8.3 関連校との関係強化

今後の図書館の開放に関しては、協定校・姉妹校・指定校推薦枠設定校等に対する開放も考えていくべきである。なお現在、単位互換協定校の受講者に対してはサービスを実施

している。

8.4 電子化と情報発信

本学も情報ネットワークの環境が整備され、独自のドメインとサーバーなどが確保されていることから、学外に電子的に情報を発信するインフラは十分に整っていると言えよう。

しかしながら、現在に至っても紀要の電子化をはじめ本学の研究業績を広く公開することができていない状況は、著作権の処理システムが確立していないこと、また、そのための部門や部署が明確になっていない事によるものである。

8.5 施設の改善

図書館の施設に関しては、現状では根本的に問題があると言わざるを得ない。施設がまとまって一棟になっていないこと、資料の保管場所が慢性的に不足していること、また、閲覧室のある 5 号館についても老朽化が進み、各所にひび割れなどが生じていること等は本来放置できない問題である。財政的な問題から当面は現状のなかで運営せざるを得ないが、中長期的には、施設の改善は最重要の課題といってよい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

電子ジャーナルやデータベースが自由に使える環境作りは、今後の研究支援の面で強く意識すべきファクターであり、結果として大学から生み出されるアウトプット（研究業績）の質にも影響しかねない重要な問題である。また、学生についてもこういった情報の検索・利用の能力を持たせて社会に送り出すことをしなければ、本学の社会的評価にも繋がらないのはいうまでもない事である。こういった環境の提供を限られた財源と施設の中でどう実現していくかを考える際には、コンソーシアム等への積極参加が大きな鍵になると考えられる。

地域への開放について今後は、地域住民に対しても貸出サービスを行うところまで踏み込んでいくべきかどうか、施設設備等の問題も含めて検討すべきである。市民講座向けの開放としては、現行 13:00 閉館となっている土曜日の開館延長も検討されるべきである。また、横浜商大高校をはじめ、指定校推薦などにより関係の深い高校に対しては、図書館の利用に便宜を図るといった取組みも模索されて良い。

資料の電子化、電子図書館化といったことも今後とも否応無く進めていかざるを得ない。特に利用者のニーズ、利用行動の変化に合わせて、図書館も本を保管し閲覧させるといった旧来の機能に加え、電子的に情報を取り出し、また発信する情報センターとしての機能が必須になってくることは言うまでもない。むろん技術の最先端では時期尚早であったり、

コスト的に割高であったりすることもあるため、新技術の導入について拙速に及ぶ愚を犯すべきでは無いが、他の図書館の全体的な進展具合を見て遅れなくフォローを続けることが肝要である。

施設面の抜本的改善については財政面が許す状況になれば早急に取り組むべき課題である。学外への施設の開放、学生へのアピールという面からも、文教施設のコアである図書館が相応の体裁を整えていないことは憂慮すべきである。なお具体化の際には、利用者や館員の動線調査等を行い、機能的かつ効率的に管理運営できる施設の設計施工を目指すべきなのはいうまでもない。

【規程、参考資料】

審議日程

第1回	平成13年4月25日	報告書作成方針の確認
第2回	平成13年10月3日	中間報告の承認を得る
第3回	平成14年12月11日	第2回本報告書作成における内容検討
第4回	平成15年4月16日	第2回本報告書提出に伴う内容検討
平成15年10月4日 館長交代		
第1回	平成15年10月22日	報告書作成の分担、及び方針の検討
第2回	平成15年11月19日	分担分の提出、検討
第3回	平成15年12月17日	報告書中間案の検討

委員名簿

委員長	王子 天徳	図書館長
委員	坪川 弘	教授
委員	柳田 清治	教授
委員	渡部 哲郎	教授
委員	岡本 恭一	図書館次長
前委員長	飯島 千秋	前図書館長
前委員	生田 博子	前図書館主任
書記	海老原 徹	図書館主任

第5編 地域産業研究所専門部会

はじめに

前回の全学的自己点検・自己評価は平成11年度に実施され、簡略的な報告書が作成されたまま既に4年が経過している。本学「自己点検・自己評価に関する規程」第3条2項(2)によれば、自己点検・自己評価報告書は4年以内に作成する旨定められているが、これは平成12年の改正によるものである。地域産業研究所としては、平成12年度及び平成13年度の事業計画書と各年度の事業実績一覧を作成しているが、全学的報告書としては陽の目を見ていない。

いうまでもなく、一昨年度(平成14年)の学校教育法の改正により各大学は第三者評価を平成16年度より7年以内に受けることが義務付けられており、その際に基礎資料となるものがこの自己点検・自己評価報告書になることは論を俟つまでもない。その意味では、今後自己点検・自己評価は益々その重要度を高めることになるが、そのためにも杜撰、おざなりなものであってはなるまい。

しかしまた、一方では、ただでさえ教育、研究、教育行政に忙殺されつつある中で、毎年度実施される学生による授業評価とその改善プログラムの模索、4年毎の学生生活実態調査と改善提案の実施等も不可欠であり、自己点検・自己評価に充分に手が回らないのも事実である。すべての点に点検と評価が要求されるようになり、「評価疲れ」といった事態の招来も現に懸念されつつある段階にある、といっても決して過言ではない。それゆえ箇条書きもしくは図、表の提示といった簡単なフォーマットを決めて費用対効果の最適バランス点を考えるべきではないだろうか。

ともあれ、今回の地域産業研究所の自己点検・自己評価の対象年度としては、平成14年度及び平成15年度の2年間とした点をはじめにお断りしておきたい。

1. 現状の説明

(1). 平成14年度

平成14年度の事業は、事業計画案にある通り、社会人招聘講座と課外の各種資格試験講座（11講座－税理士3科目を含む））である。ただし、事業計画案にシステムアドミニストレータ講座が抜けている点と、横浜商科大学公開講演会が予定されていたが企画流れとなった点をつけ加えておく。

a. 社会人招聘講座

社会人招聘講座は、以下の通り実施された。

テーマ	講師	受講者数
第1回 11/8 (金) 体験的税務署長論役割	小林武廣 (招聘者 壬子天郎)	85名
第2回 11/15 (金) 北朝鮮難民問題	石丸次郎 (招聘者 尾関 修)	150
第3回 11/15 (金) 変遷する国際ホテル経営	大堀貴弘 (招聘者 大庭撰一郎)	110
第4回 11/19 (火) 今後の情報技術者のあり方	池田典義 (招聘者 平澤一郎)	98
第5回 11/22 (金) 日本電子産業の国際競争－ソニーの事例を中心として－	郡山史郎 (招聘者 山田晃久)	250
第6回 11/25 (月) 通信販売業における情報化の動向	荒川峰彦 (招聘者 立川丈夫)	63
第7回 11/26 (火) 安定から挑戦	前川和範 (招聘者 宮原義友)	53
		計 809名

b. 各種資格試験講座

各種資格試験講座は、以下のものが実施され、当該年度の合格率は以下の通りである。

①二級販売士受験講座

受講者73名 合格者42名 合格率57.5%

②旅行業務取扱主任者受験講座

国内 受講者76名 合格者7名 合格率9.2%

一般 受講者 6名 合格者5名 (受講外2名を含む) 合格率50%

③日商簿記1級受験講座

受講者9名 合格者1名 合格率11.1%

④日商簿記2級受験講座

受講者22名 合格者6名 (受講外1名を含む) 合格率22.7%

⑤日商簿記3級受験講座

受講者21名 合格者5名 合格率23.8%

⑥税理士講座

簿記論	受講者	9名	合格者	1名
財務諸表論	受講者	10名	合格者	0
法人税法	受講者	3名	合格者	0

⑦民間採用試験・公務員試験対策講座

受講者88名

⑧課外英会話講座

受講者34名	TOEIC	490-729	6名(受講外3名を含む)
		730-859	1名(受講外)

⑨システムアドミニストレータ受験講座

受講者35名 合格者9名(受講外7名を含む) 合格率5.7%

(2). 平成15年度

平成15年度の事業計画は、従来の社会人招聘講座、課外の各種資格試験講座に加えて、地域産業研究所設立の契機となった横浜における産業との広い意味での関わりを持てるプロジェクトの立ち上げということで、「横浜まちづくり倶楽部」を企画に含め今後検討することになった。

なお、試験講座では昨年度からシステムアドミニストレータ講座を増やしたが、当該年度からさらに貿易実務検定講座(後に名称を貿易業務主任者試験講座へ変更の方向)を加えた。

a. 社会人招聘講座

平成15年度の社会人招聘講座は、以下の通り実施された。

テーマ	講師	受講者数
第1回 10/8(木) 流水不腐-歴史と現代にとり残された人との出会いから	班 忠義 (招聘者 関 修)	97名
第2回 11/11(火) グローバル化する世界を生きる	井上敏之 (招聘者 古木 敏)	52
第3回 11/11(火) 企業人としての生き方	姫野紀一 (招聘者 宮原蔵友)	28
第4回 11/13(木) 航空業界の現状と今後の展望	本杉圭三 (招聘者 長谷川順一郎)	100
第5回 11/17(月) 日本企業のグローバル化と営業戦略	白鳥嘉彦 (招聘者 立川丈夫)	57
第6回 11/22(土) 地球資源の有効利用について	中野聡恭 (招聘者 久保清治)	35
第7回 11/28(金) 学生ベンチャーの創業	小林康夫 (招聘者 山田晃久)	205
第8回 12/ 5(金) 若年層の税と社会保障費の負担感	小林武廣 (招聘者 王子天啓)	85
		計 659名

b. 各種資格試験講座

各種資格試験講座は、以下のものが実施され、当該年度の合格率は以下の通りである。

①二級販売士受験講座

受講者 47名 合格者 25名 合格率 53.2%

②旅行業務取扱主任受験講座

国内 受講者 53名 合格者 24名 合格率 45.3%

一般 受講者 7名 合格者 3名 合格率 42.9%

③日商簿記1級受験講座

受講者 8名 合格者 0名

④日商簿記2級受験講座

受講者 25名 合格者 5名 合格率 20%

⑤日商簿記3級受験講座

受講者 29名 合格者 8名 合格率 24.1%

⑥税理士講座

簿記論 受講者 6名 合格者 2名

財務諸表論 受講者 4名 合格者 1名

法人税法 休講

⑦民間採用試験・公務員試験対策講座

受講者 78名

⑧課外英会話講座

受講者 25名 TOEIC 490-729 3名 (受講外1名を含む)

730-859 1名 (受講外)

⑨システムアドミニストレータ受験講座

受講者 33名 合格者 7名 (受講外5名を含む) 合格率 6.1%

⑩貿易実務検定講座

受講者 21名 合格者 16名 合格率 76.2%

2. 点検・評価、長所と問題点

まず、社会人招聘講座については、平成12年度より地域産業研究所の事業に編成替えがあり、爾来制度化されて毎年10講座前後の講座が開催されて今日に至っている。参加学生数もかなり多く、現に実社会の様々な分野で活躍中の方々の生きた話は学生にとっても極めて有益であろう。その意味では、こうした試みはなお一層拡充の方向で検討されてしかるべきであることは、論を俟つまでもないが、では何も問題がないかといえ、やはり今後の改善点として指摘しておかなければならない幾つかの問題がある。

第一に、招聘者の担当科目とほとんど無縁なテーマの講師を招聘しているケースが間々あるという点である。以前の「社会人活用講座委員会」が招聘者の申請をどのようにチェックしていたのかは不明であるが、近年では実質上フリーパスとなっていて、今後の検討課題となる。もちろん、担当科目と無縁であっても、学生にとっては重要なテーマである場合もありうる訳で、次項の改善提案に関係するが、例えば、複数の招聘者も可能とするというような対応策も必要になるかもしれない。

第二に、同一招聘者が同一年度に複数回講師を招聘したケースが過去あり、ある意味では授業のサボタージュともなりうる、という点である。

第三に、同一講師の同一内容の講座を複数年実施しているケースが見られるが、どうであろうか。これは、頭ごなしに否定される問題でもないといえるが、では、何回位行ってもよいのか、何らかの基準を決めておく必要があるだろう。

次に、各種資格試験講座に関しては、この3、4年の間にシステムが整備されたばかりか、それぞれの学科に直結した講座が拡充され、（ちなみに、平成16年度からは通関士試験講座がスタートした）極めて充実したイクステンションシステムの確立が達成されつつあるといえる。しかも、ここ数年、好むと好まざるとにかかわらず学生のニーズに応じて各大学がこうした講座に力を入れざるを得なくなっている中で、料金も他大学に比べて割安になっており、実学を標榜する本学にとっては不可欠なセールスポイントになっている。

とはいえ、こうした傾向に関しては、伝統的大学観に固執するむきからは冷ややかな視線が注がれているのも事実であり、もちろん大学が単なる専門学校に成り下がっている訳では毛頭ない。しかしまた、従来の大学と専門学校との境界線に関しても今日では相互乗り入れといった傾向が顕著であり、大学と専門学校間の「ビッグバン」が始まっているともいえる。いずれにせよ、各専門学校サイドからは、次々の各種講座提案が殺到しており、飽くまでも本学の正課活動との必然性のある講座に限定する姿勢を忘れてはなるまい。

資格試験講座の実施面については、この1、2年受講者数が漸減の傾向にあり、もちろん、当初のブームにのって一応受講してみるタイプの学生から、本格的受験層の学生へとスライドすれば当然の傾向ともいえなくもないが、学生への情報提供方法の改善など検討の余地があるであろう。また、合格率をどう上げていくかも今後の大きな問題である。

事業全般についていえば、もともとの地域産業研究所設立時の趣旨からすると、こうした試験講座は筋違いであり、社会人招聘講座が辛うじて関連するにしても、最近の地域産業研究所は、本来的事业を何もやっていないといった声をよく耳にする。ある意味では、その通りであるともいえるが、翻って、では原点に戻って横浜駅西口の商業調査さえやっていれば地域産業研究所はその目的を達成しているのかといえ、それは否といわざるを得ない。要は、時代のニーズに合わせて、システムも目的も絶えず多様に変化、適用させていかなければならないということであろう。

3. 将来の改善・改革に向けた方策

社会人招聘講座に関しては、複数の申請者を認めるか、その場合の基準をどうするか

、チェックシステムを確立するか、等々の点を内規のかたちで制定するといった改善の方向があり得るが、大局的には、カリキュラム上、例えば「特別講座」として、（場合によれば、金銭的提供も含めた冠講座でも良い）オムニバス形式の講座に発展的解消をはかるといった方向もあるであろう。

地域産業研究所の全体的位置づけに関する問題に関しては、例えば、以前の企画委員会提案に見られるように、本学の教育・研究コンピュータ委員会、学術研究会及び市民講座委員会等を「知識交流センター」として統合するといった改革が最も至当と考えられる。何故なら、目的を細かく分散化して固定化してしまいがちであった従来のシステムを、縦横無尽に変化・適応させるためにはいわば「何でもあり」の状況にシステム自体を改変しておかなければならないからに他ならない。

平成16年3月31日

地域産業研究所

所長 武智 幹彦

委員 大庭祺一郎

橋本 雅隆

佐々 徹

平成14年5月15日

横浜商科大学
学長 宮原 義友 殿

地域産業研究所
所長 平田 博士

平成14年度
横浜商科大学地域産業研究所事業計画案

事業名	日程	費用
1. 横浜商科大学公開講演会	未定（平成14、15年度合同実施予定）	350万円
2. 社会人招聘講座	平成14年10月下旬～12月上旬	55万円
3. 二級販売士受験講座（外部委託）	平成14年8月上旬～9月上旬	
4. 旅行業務取扱主任者受験講座 （外部委託）	平成14年8月上旬～9月中旬	
5. 税理士講座	平成14年4月中旬～平成15年7月上旬	
6. 日商簿記1級受験講座	平成14年8月上旬～平成15年6月上旬	
7. 日商簿記2級・3級受験講座	平成14年8月上旬～11月上旬	
8. 民間採用試験・公務員試験対策講座 （外部委託）	平成14年8月上旬～平成15年3月上旬	
9. 英会話講座（外部受託）	平成14年5月上旬～12月下旬	

上記事業のうち、1. 横浜商科大学公開講演会および2. 社会人招聘講座は本学教育事業として横浜商科大学より援助をして頂きたいと思います。

また、上記費用は昨年度の予算であり多少の変更が予想されますのでご了承ください。

平成15年 5 月 7 日

横浜商科大学
学長 宮原 義友 殿

地域産業研究所
所長 平田 博士

平成15年度
横浜商科大学地域産業研究所事業計画案

事業名	日程	費用
1. 横浜まちづくり倶楽部	未定（平成14、15年度合同実施予定）	
2. 社会人招聘講座	平成15年10月下旬～12月上旬	55万円
3. 二級販売士受験講座（外部委託）	平成15年 8 月上旬～ 9 月上旬	
4. 旅行業務取扱主任者受験講座 （外部委託）	平成15年 5 月上旬～ 9 月中旬	
5. 税理士講座	平成15年 4 月中旬～ 7 月上旬・ 9 月上旬～翌年 7 月上旬	
6. 日商簿記 1 級受験講座	平成15年 8 月上旬～平成16年 6 月上旬	
7. 日商簿記 2 級・ 3 級受験講座	平成15年 4 月中旬～ 7 月上旬・ 8 月上旬～11月上旬	
8. 民間採用試験・公務員試験対策講座 （外部委託）	平成15年 8 月上旬～平成15年 3 月上旬	
9. 英会話講座（外部受託）	平成15年 5 月上旬～12月下旬	
10. システムアドミニストレータ講座 （外部委託）	平成15年 8 月下旬～9月下旬	
11. 貿易実務検定講座（外部委託）	平成15年 5 月上旬～ 7 月中旬	

上記事業のうち、1. 横浜まちづくりおよび2. 社会人招聘講座は本学教育事業として横浜商科大学より援助をして頂きたいと思います。

また、上記費用は昨年度の実績を元に作成しており、多少の変更が予想されますのでご了承ください。

第6編 その他

大学は、教育研究基準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検・評価を行い、改善への努力を行っていくことが重要であり、このため大学設置基準において各大学自身による教育研究活動についての自己評価に関する努力規程を定めることが適当である。

大学改革の推進、社会の変化への対応、開かれた運営の実現など、大学が組織的な取り組みを迫られる課題に対応するため、組織として時代に応じた適切な意志決定を行い実行に移す体制を整えることが必要である。

基本組織図



○学校法人横浜商科大学自己点検・自己 評価に関する規程

(平成7年7月15日)
(制 定)

改正 平成12年2月22日

(趣旨及び目的)

第1条 この規程は、学校法人横浜商科大学（以下「学園」という。）が設ける自己点検・自己評価制度について基本事項を定める。

- 2 学園の自己点検・自己評価制度は、建学の精神、教育理念に基づいて教育研究水準の向上及び管理運営等の経営の健全性全般につき、常に自己点検・自己評価を行うとともに、それらの改善に努めることによって、学園の活性化及び合理化を図り、社会的使命を果たすことを目的とする。

(自己点検・自己評価の対象項目)

第2条 自己点検・自己評価項目は、別表に定める。

- 2 その他第3条で定める委員会が必要と認める項目を加えることができる。

(組織と任務)

第3条 学園に自己点検・自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 自己点検・自己評価の実施にかかわる企画、立案、全体的調整を行い、第6条に規定する各専門部会相互の調整を図るものとする。
 - (2) 各専門部会から報告された自己点検・自己評価の結果（改善提案を含む。）について、4年以内に報告書を作成し、教授会及び理事会に提出する。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、理事長が委員長となる。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 商学部長
- (4) 図書館長
- (5) 地域産業研究所長

- (6) 法人事務局長
- (7) 大学事務局長
- (8) 教授会から選任された者 1 名
- (9) 大学事務職員から選任された者 1 名

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議決が必要な場合は、出席者の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、その在任期間とし、再任を妨げない。任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会の設置と任務)

第 6 条 委員会には、各部門の自己点検・自己評価にかかわる企画、立案及び実施、改善提案のため、次の各号に定める専門部会を設ける。

- (1) 法人専門部会
- (2) 教育研究専門部会
- (3) 大学事務専門部会
- (4) 図書館専門部会
- (5) 地域産業研究所専門部会

(専門部会の構成と専門委員の任期)

第 7 条 専門部会には、各専門部会の選任に基づいて理事長の委嘱する 3 名から 4 名の専門委員を置く。

2 教育研究専門部会の委員は、商学部長が学長と協議して教育職員 1 名を指名し、また教授会で 3 名を選任するものとする。

3 委員の任期は、第 8 条に定める専門部会長たる委員を除き 4 年とする。ただし、再任を妨げない。任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会の運営)

第 8 条 専門部会には部会長を置き、理事長がこれを委嘱する。

2 部会長は、専門部会を招集し、その議長として運営にあたるとともに、自己点検・自己評価の結果（改善提案を含む）を委員会に報告するものとする。ただし、教育研究専門部会については、教授会に報告し承認を得たうえで委員会に報

告するものとする。

3 専門部会の定足数並びに議決については第4条第2項の規定を準用する。

(分科会の設置と任期)

第9条 専門部会には、必要に応じ分科会を設けることができる。

2 分科会は、専門部会で委任された当該部門の自己点検・自己評価の実施にかかわる企画・立案を行い、その結果及び改善案を専門部会に提案するものとする。

3 分科会は、前項の提案をもってその任務を終了する。

(自己点検・自己評価の公表)

第10条 委員会の実施した自己点検・自己評価の結果(改善提案を含む。)は教職員に公表し、閲覧に供するものとする。また、当該結果は委員会の承認を得て学外の第三者機関による検証を受け、学外にも公表できる。

(自己点検・自己評価結果の活用)

第11条 学園の諸機関並びにすべての役員及び教職員は自己点検・自己評価の結果を真摯に受け止め、教育、研究、管理運営等の全般においてその向上と活性化、合理化に努めるものとする。

2 学園は自己点検・自己評価の結果に基づき、その改善のために必要な人的、物的及び資金的な諸条件の整備に努めるものとする。

(事務局)

第12条 自己点検・自己評価に関する事務は法人事務局と大学事務局が共同で行うものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学園理事会において行う。

付 則

この規程は、平成7年7月15日から施行する。

付 則 (平成12年2月22日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

別表

横浜商科大学 自己点検・自己評価項目

I 教育活動

- (1) 建学の精神あるいは教育理念、教育目標
- (2) カリキュラム
 - (イ) 教育目標とカリキュラムの編成方針
 - (ロ) 編成方法（課程と仕組み）
- (3) 履修・オリエンテーション
 - (イ) 履修
 - (ロ) 履修指導
 - (ハ) 授業内容・計画の公開
 - (ニ) 指導体制
- (4) 授業
 - (イ) 授業の形態
 - (ロ) 授業内容の調整
 - (ハ) 授業方法
 - (ニ) 教員の配置
 - (ホ) 授業の評価
- (5) 成績評価（単位認定）の方法と基準
- (6) 入学者選抜
 - (イ) 選抜の方針
 - (ロ) 選抜の方式
 - (ハ) 選抜の基準
 - (ニ) 選抜の公平性
 - (ホ) 選抜の体制
- (7) 転科、編入学、科目等履修生、聴講生等
- (8) 教育の体制、条件
 - (イ) 教育研究に関する意思決定
 - (ロ) 教員人事
 - (ハ) 事務組織
 - (ニ) 学術情報

(h) 施設、設備

(9) その他教育活動に必要な事項

Ⅱ 研究活動

(1) 大学としての研究目標、研究課題

(2) 研究内容の開示

(3) 研究方法

(i) 大学としての研究目標、研究課題に即した研究方法

(ii) 研究助成制度

(4) 研究成果の評価

(5) 研究者の育成、確保

(6) 研究のための体制、条件

(i) 研究に関する意思決定

(ii) 事務組織

(i) 学術情報

(ii) 研究に関する施設設備の整備

(7) その他研究活動に必要な事項

Ⅲ 学生援助活動

(1) 学生援助の目的

(2) 学習援助

(i) 学習に関する情報の提供

(ii) 正課に関連する学生援助

(i) 課外活動に関連する学生援助

(3) 経済援助

(4) 学生の課外活動

(i) 自治会活動

(ii) クラブ・サークル活動等

(5) 学生援助の効果、評価

(6) 卒業後の進路選択に関する援助

(7) 学生援助に関する体制、条件

(i) 学生援助に関する意思決定

(ii) 事務組織

- (イ) 正課、課外活動に対する褒賞、奨励策
- (ロ) 健康管理
- (ハ) 事故、事件対応
- (ニ) 施設設備
- (8) 学生相談室
- (9) その他学生援助活動に必要な事項

N 学校法人・大学の管理運営

- (1) 学校法人における経営管理
 - (イ) 法人の経営管理、管理運営のための機関役員
 - (ロ) 建学の精神、良き伝統の継承及び大学の自治の確保
 - (ハ) 事業計画
 - (ニ) 経営管理、管理運営に関する政策の立案及び意思決定の適正化
 - (ホ) 業務執行の適正化
 - (ヘ) 学校法人の諸活動の合目的性及び効率性の維持向上、社会への還元
- (2) 大学における管理運営
 - (イ) 大学の意思決定機関、職位
 - (ロ) 建学の精神、良き伝統の継承及び大学の自治の確保
 - (ハ) 教育研究計画
 - (ニ) 教育研究政策の立案及び意思決定の適正化
 - (ホ) 業務執行の適正化、効率化
 - (ヘ) 大学の諸活動の合目的性及び社会への還元
- (3) 学校法人の人事管理
 - (イ) 人事政策と建学の精神
 - (ロ) 人事政策の公平性と公開性
 - (ハ) 計画的な人事政策
 - (ニ) 人事管理の適正化と高度化
 - (ホ) 教員人事
 - (ヘ) 職員人事
- (4) 学校法人における財政
 - (イ) 財政計画
 - (ロ) 予算編成

- (イ) 予算執行の効率化と適正化
- (ロ) 予算、決算の分析、評価
- (ハ) 収入源拡大への取り組み
- (5) 大学における施設、設備
 - (イ) 校地、校舎
 - (ロ) 体育施設
 - (ハ) 教員の研究用の施設設備
 - (ニ) 自治活動、課外活動の施設設備
 - (ホ) 学習施設設備
 - (ヘ) アメニティの確保
 - (ト) 施設設備の学外への開放
 - (チ) 施設設備並びに備品の適正な管理
 - (リ) 教育、研究の推進あるいは将来計画にかかわる施設設備の整備計画の確保
- (6) その他理事会を含む学園の管理運営に必要な事項

V 図書館及び学術情報

- (1) 図書館の教育支援機能
- (2) 図書館の研究支援機能
- (3) 図書館の施設設備の整備
- (4) 学生数、教員数に対しての図書館職員の割合
- (5) 学術情報の研究面での利用
- (6) 学術情報の教育面での利用
- (7) 学術情報の守秘管理の状況
- (8) その他図書館及び学術情報に必要な事項

VI 地域産業研究所

- (1) 委託調査・研究状況
- (2) 外部研究機関との共同研究
- (3) 各種研究会の開催
- (4) 資料の収集・交換
- (5) 講演会等の開催
- (6) その他地域産業研究所に必要な事項

Ⅶ 国際交流への対応

Ⅷ 卒業生及び一般社会人への生涯学習態勢への対応

Ⅸ その他

自己点検・自己評価委員会の議事録（抜粋）

第1回 平成12年5月24日（水）

審議事項

○各専門部会委員の確認について

法人専門部会委員・・・・松本英雄・野村郁夫・山崎徹也・栗原正勝

教育研究専門部会委員・・・・徳田英明・飯島千秋・今村温之・平野文彦

大学事務専門部会委員・・・・宮地建夫・松本英雄・遠藤武司・福田秀雄

図書館専門部会委員・・・・多田真鋤・赤堀 浩・渡部哲郎・坪川 弘・生田博子

地域産業研究所専門部会委員・・平田博士・佐々 徹・吉田朋樹・長谷川順一郎・岡本恭一

○平成11年度各専門部会報告書について

図書館専門部会・・・・平成9年4月

法人専門部会・・・・平成9年12月

大学事務専門部会・・・・平成10年3月

教育研究専門部会・・・・平成11年11月

○本委員会の任務について

○規程の改正について

第2回 平成12年11月29日（水）

審議事項

○第2回各専門部会報告書について

○規程の改正により4年ごとに

第3回 平成13年5月30日（水）

審議事項

○委員会委員の交代について

多田真鋤 → 飯島千秋

杉光勝利 → 鈴木昌三

鈴木昌三 → 松本英雄

○各専門部会からの報告書に基づく改善点の報告について

○教員研究業績の編集について

第4回 平成13年11月28日（水）

審議事項

○改善点の報告について

年内に報告書の提出

○教員研究業績の編集について

年度内確認（文部科学省提出書類を本学用に編集）

○学生による授業評価の実施について

平成14年度実施に向けて

第5回 平成14年5月29日（水）

審議事項

- 委員の補選について
山田晃久（楠井敏朗の残任期間）
- 学生による授業評価の実施案について
- 第二回の報告書作成について
各専門部会で作成にかかる

第6回 平成14年11月27日（水）

審議事項

- 平成14年度学生による授業評価の実施について
- 平成16年度より第三者機関による評価の実施について
- 教員研究業績の作成について
- 本学派遣の国内外研究員一覧の作成について（付表として）

第7回 平成15年6月4日（水）

審議事項

- 平成15年度学生による授業評価の実施について

第8回 平成15年11月26日（水）

審議事項

- 学内役職者改選による新メンバーにて開催
- 平成15年度学生による授業評価の実施
- 報告書Ⅱの作成について

第9回 臨時 平成16年3月10日（水）

審議事項

- 授業評価の結果と活用について
- 報告書Ⅱの作成について

第10回 平成16年6月2日（水）

審議事項

- 報告書Ⅱの作成について
- 教職員の評価制度の制定について

第 11 回 平成 16 年 11 月 10 日（水）

審議事項

- 報告書Ⅱの作成について
- 学生による授業評価アンケートの実施要領について

第 12 回 平成 17 年 3 月 23 日（水）

審議事項

-
-
-

平成15年度
横浜商科大学の現状と課題
自己点検・自己評価報告書【第Ⅱ回】

発行 平成16年12月30日

編集 自己点検・自己評価委員会

印刷 善友印刷株式会社

